

1 陳情要望

(1) 周防地区に地域内交通（オンデマンド型交通）の導入を求める要望について

朗読：寺尾係長 ～別紙

意見陳述

○深来 登氏

あらためまして、おはようございます。

私にこういう場を与えていただきました皆さん方にお礼を申し上げます。

先ほど陳情書の内容について御報告がありましたとおりでございますが、若干中身をつけて申し上げたいと思っております。

現在の周防地区の公共交通は、防長バスの光市役所前から兼清線という、光から三丘のほうに行く路線でございますが、これが2本、それから光市役所―兼清間は、県道光玖珂線を運行し、周防地区というのは5カ所、往復24便が走っております。1日に24便と言いますが、これについても、止まるところもかなり距離が離れておりまして、非常にそこに、停留所に行くだけでもかなりの負荷をかけております。往復では24便ですが、市役所までの運賃が540円でございます。これは片道の料金でございます。

そのほかに徳山前と兼清線は、停留所は1カ所、往復8便がありますが、徳山駅まで640円ということで、合わせるとその倍になるかと思えます。

県道徳山光線、立野から八幡所交差点ではバスの運行はありません。要するに、島田川を挟んだ西側の道路については、バスの往来は一切ありませんということが言えるかと思えます。

世帯数は895世帯でございますが、高齢化率が39.1%と、市内で最も高齢化が進んでいる地域でございます。やがてこれももう5年もすれば40%を突破するんじゃないかという予想を立てておるところでございます。

ところが、その背景的なもので、今はバス停が遠くても何とか運用ができるんですが、もう5年後のことを考えますと、当然ながら免許更新のときに認知症の確認とか、いろんな運転の状況とかというのはされます。私も78歳ですので、当然ながら同じ条件で受けておるんですが。

そのほかの方々には、言っては悪いんですが、やはり認知症を受けてだめで、また受けて、幾らか払うと受けられますよね、二度受けられるようになっているんですが、それでもだめでという形の方がおられます。何人かおられると思えます。その方々が、じゃ運転が上手ならいいのかということ、なかなかそれも、私のほうもきついんですけど、車庫入れとか、S字カーブを回るとかというときに、当然脱輪という状態を見ることがあります。これは当然、即事故という形に一般の世界では言われていることなんで、それでも無理して免許を取っているということが、本当に今の交通、運搬、人が移動する手段として、自分が運転をするということが確かなのか、正しいのか、それとも、もう少し工夫することがあるんじゃないかというような疑問を私は持っております。

そういった面で、中には路線はこっちの島田三丘線を走っているんですが、永代橋から右に入って、左側の川西のほうの新宮とか旭、ここの方面にはバスは通っておりません。

したがって、何が言いたいかというと、一つのバス停までにたどり着くのに6kmぐらいかかる

場所がございます。具体的に申し上げますと、周防植松、それから周防殿山、それから周防宮河内といったところは、完全にバス停まで行くのに5kmぐらいかかります。本来ならばバス停までに行き着く距離というのは、3km以下というのが理想であろうというのが一般常識でございまして、かなりそれから逸脱したような距離を、しかも80歳のおばあちゃん、おじいちゃんが歩いていくということは、その姿を見るだけでも、これは何とかしなきゃいけないなというぐあいに思っております。

したがって、私自身も乗せてやろうかと、バス停ぐらいまで乗せてやろうかというような気持ちがいっぱいありまして、乗せかけるんですけど、やはり何かあったときの保険の問題とか、いろんな事故の問題とかになりますと、どうしても乗せてあげることができません。これはもうやむを得ないことだろうと思うんで、頑張っってゆっくり歩いていってよって言っているんですが。

そういったことを解消するのに一番私の頭の中に入っているのが、昭和46年の7月の3日に、千葉県の部署からおいで、東京大学の准教授の方々が、この市役所の市議員様の一部の会派の方と一緒に、光市にオンデマンド方式を取り入れたらどうなるかというような施策、その他も27年度ですかね、やっておりますし、私どもも周防、室積、島田といった3カ所は、その説明会を聞いておるはずでございまして。その資料も私、少し持っておりますので、そういった面でぜひできるものであれば、今からの5年、10年を考えると、やっぱりオンデマンド方式とかというような革新的な、人を動かす動力として、道具として、このオンデマンド方式をとっていただきたいという思いでございまして。

少し長くなりましたけど、以上でございまして。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第76号 光市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：宮崎水道局次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

提案理由からいきますと、塩田地区の給水区域の拡張にあわせて、所要の条文整理ということでございますので、今回のこれは、県の認可をもらうためのおそらく作業だと思うんですが、県のほうからどういうふうな内容が返ってきたのか、3月の時点では44戸の中の二十何戸やったかな、そういうふうなことで給水をすると、こういう話でありましたが、当然、給水区域を拡大するに当たっては、自然流下方式で届くところについては全てということが公平公正の原則になりますので、どのような指示があったんですか。

○宮崎水道局次長

今、議員が言われますとおり、水道局が水道整備をするということになりますと、認可というものを届ける、許可を受けるということになるわけでございますけれども、今回は、給水人口が5万人以下ということで、県とそういうやりとりをやっておりまして、そのやりとりの中で、このたび、この塩田地区にある一定の給水を希望される方がおられるという話で、この話を相談にまいったところでございます。

そうした中、当然、水道局としましては、取り巻く環境から、給水区域等については、なるべく環境からすれば、余り広げたくないというような思いがございまして、今回、希望がある地域、水道管を布設する地域のみを給水エリアに入れたいんだ、給水区域の拡張を図っていきたいんだというふうな交渉といたしますか、協議を進めてきたところでございますけれども、その中におきまして、今、議員が言われましたように、光市の給水の公平さ、水道事業を行ってきた給水の公平さというところから、確かに施設整備をするのはエリアなんだろう、限られたとこなんだろうけれども、県のほうからは、やはり今までの光市のある程度のルール、基準に基づいて、自然流下で届く範囲に給水区域のラインを決めてはどうかというふうな御指示をいただきまして、このような形をとらせていただいたところでございます。

以上です。

○河村委員

とすると、10ページの区域図なんですけど、これではどのあたりまで区域が区域内に該当するのか。あるいは、今、さっき言われた、高さ的には該当しない地域だけでも、まとまって希望する集落があるから、そこもエリアに入れようと、こういう話ですが、見分けがつかない、これ。

本会議の中でも、わかりやすい図面をというふうにお話しをしましたが、それについてはどんなですか。

○西工務課長

地図が少しあいまいという質問なのですが、認可申請に必要な書類としましては、一般平面図を今のような平面図をつけるようにしております。市内全域が把握できるように作成したもので、議案書に提出した書類が縮小版となります。県のほうに提出するものも、あれを拡大カラーコピーしたのになります。それで、県の審査を受けて、地元の負担をあれで説明するような形となります。

以上です。

○河村委員

拡大コピーと、こういうふうに言われましたが、その拡大をするところだけの拡大コピーを提出をしていただくと審査がしやすいんですが、どんなですか。

○宮崎水道局次長

今、工務課長が答えましたように、今、申請の協議のあった段階でございまして、今回、添付しております図面の拡大版が正式な図面になるわけでございます。これが認可の届け出を受理していただければ、県が認めるエリアということで正式な図面であるということでございます。今のところ、協議の中で、自然流下で届く範囲という条件、それと高台の一部を入れ、これを拡大した図面を出す。そして、文言的には塩田の一部というものをに入れて、認可の届け出が完了するというふうになっておりまして、今、協議中という状況で、これ以外の、委員さんがどのような図面を想定されておられるのかというのがちょっとわからないんですけども、詳細に出すといいましても、それはあくまでも正式な図面以外のものを出せば、あくまでも仮定の図面、仮の図面ということになるかと思えます。それが、今の段階において、公の場において、それをお出しするのがいいのかというような懸念をしているところでございます。

○河村委員

拡大コピーをした正式な図面を出したら、おそらくどこがどうだということが理解できるんだろうと思うので、その図面をお出しいただきたいと、こういうふうに申し上げているんですが。

○福島水道事業管理者

塩田の関係につきましては、2年間にわたって住民との話し合い、自治会との話し合い等々重ねてきたわけでございます。その中で、小倉、十王、入野ですか、そこが集中的に固まって、その自治会からの要望と県道沿いが主になるわけですが、そこだけを本来入れるべきなのかどうかということはあるんですが、県のほうとの協議で、ルール上、編入すると。冒頭の給水区域内でいこうということになったわけです。

ただ、具体的に三鍛冶屋等については希望がないわけです、希望が。そういう部分で、詳細な図面といいましても、希望のないところも含めて、必要なのか、どういう意図なんかよくわかりませんが、困るとるときに水を送るという基本的な考え方をお願いいたしておる次第です。

以上です。

○河村委員

私が言うことおかしいんですか。要するに、今言うた三鍛冶屋と言うちゃったんですか。本来なら、今の話から考えると、今回の給水区域の拡張の中で、例えば105m、今、標高の話をする、以下だけれども、持っていかない地域がある。今回の拡大には該当しない地域があると、こういう解釈でいいんですか。

県のほうからいう話からいくと、光市の今までのやってきた取り組みについて、同じような形で給水区域の拡大をと、こういう話に私には聞こえましたが、今、局長が言うた話は、いや、そうじゃない。希望もせんのに、そういうところには配れんと、こういう話に聞こえました。

○宮崎水道局次長

上水道で整備するには、議員御存じのとおり、給水、認可というエリアに入れるという作業が要るんだろうと思います。でないと、水道施設の整備ができないと。ただ、給水エリアに入れたから水道施設を必ず設置するんだというのはイコールではないというふうに考えております。それは、あくまでもそこに希望があるという前提の中で、いろんな話をしていく中で水道の施設を構築していくということになるかと思えます。

○河村委員

あなたのおっしゃったとおりなんです。だから、正式な図面を出しなさいと、こうやって言っている。今、あなたが説明をした、要するに給水区域の今回の拡張について、今まで市の水道がやってきたのと同じような形で拡張するとするならば、ちゃんと今、未給水地域だけれども、今回、自然流下で届く範囲はちゃんと入れるんだと、こういうふうに理解ができたから、その区域はどこですかと、だから図面を出してちょうだいと、こういう話をしよるわけでしょう。要するに、例えば、等高線があつて、等高線で、これで、いや105mがあるから、この区域が今回のエリアですよ。

ただ、そうは言うても、山まで皆入れるんかと、こういう話やから、山はそうは言うても入りませんよと、そういうことじゃないの。そのためのちゃんとした図面を見せなさいと、こういう話をしよる。

○西工務課長

認可の図面はこれなんです、認可申請につける図面は、現場調査とか測量ほかはやっていません。机上での計画です。

実際、配水管布設後、使用状況等で、もっと水が届くかもしれない、もっと水が届かないかもしれない。本当、机上の上でと現実とは違って来るもんだと思っています。

今、委員が言われました高さのかげんなんです、塩田地区の給水区域は0.15Mpa以上の水圧があるとされる、おおむね標高でいえば70m、72m以下の地域が塩田地区の給水区域となります。

これにきっちり線を現在のとこで引いてしまうと、本当は隣の家は行けたのにねっていうふうにならないように、ちょっとぼやかしているところはあると思います。それは、県のほうの生

活衛生課とお互いが、それは思っけて許可してくれるところでございます。
以上です。

○河村委員

そういうことも含めて、今、図面の話はさせてもらったと思います。
あらためて、今言っちゃったように、私んところもちよつと山間部、光井地域という限定の中で山間部をとれば、40mというふうに言われましたが、40mに達しないところでも水道を引こうと、こうやって言ったときに、水道局のほうからの指示でポンプを皆設置した、どこの家も。そうせんにゃ、水が出んことがありますよと。そうやって言われたら聞かざるを得んじゃ。ポンプを据えつけんわけにいかんじゃろう。

そういうところがあるのに、実はどうなんかと。そしたら、今の図面ちゅうのは、こういうことですが、議会に出す図面じゃから、そういう意味合いで、隣の家にくるが、そんなことまで聞いちゃおらん。

例えば、等高線でいうたら、105mがここへありますと。それじゃが、自然流下でいくとこ、今72mと言うたかな。72mの範囲がこうですと。一応、こういう考え方じゃから。そいじゃが、それにきちつと公平にそこへ本当に行き渡つちよんかという話を、今聞いた範囲内では公平に行き渡つちよるよように思えんから、ちゃんとした図面を出しなさいと、こうやって言っている。

○福島水道事業管理者

光市内でも一定の高台、給水区域内は海拔40mラインになっているんですが、それ以下でも水が出が悪いという部分は多々あるわけであつて、それはどういうことかと言いますと、そこまてに行く水道本管が小さい場合には、なかなか水が出ないと。それは、管の整備でできる部分もあるでしょうが、例えば、100m²以上だったら開発行為で出てくるわけです。それ以下だったら、もうアパート建つて云々という形になってきますから、そこにそういうアパートが何軒も建つのであれば、その手前からの本管をやりかえるのがいいのか悪いのか、それとも個人の給水管でポンプアップして水を使うのがいいのかというのは、今後の課題でございます。市内、あちこちあるわけですが、需要が莫大ある光井5丁目、6丁目は、ポンプをつけて送っております。そういういろんな形の中での対応は、そうしておるはずで。

ただ、河村委員さんが言った、朝夕、水の出が悪いところもあるという、本会議で意見もありましたが、そういうところは、おそらく管が小さいのではなからうかということだろうと思います。そういうところの部分についてを今後どうするのかというのは今後の課題でございます。
以上です。

○河村委員

私は、正式な図面を出しなさいと、こうやって言った。そのために今の答弁じゃないじゃろう。出されん理由は何があるんかね、ほかに。今言うたじゃ、標高の話もさせてもらうて、それがきちつと確認できるための資料だから、正式な図面を出しなさいと、こうやって言うた。出せん理由を言いなさい。

○宮崎水道局次長

先ほど御説明させていただきましたけれども、これを拡大したものが、今、認可者に提出した図面です。給水区域というのは、認可者が決める、最終的には決めるわけですが、協議しているのが、これを倍々した図面。これが、縮小版ではありますけれども、水道局としては、今作成しております図面では、正式な図面。出せない理由というのはないんですけれども、今、認可をとるために作成した図面がこれの拡大版でございますので、出さない理由というのは、その辺、思い当たるものはないんですけれども、今あるのは、これを大きくした図面しか用いてないということでございます。

○河村委員

だから、例えば、その拡大版は、光市全部だから、こねい大きなもんですと。じゃから、もしもしたら、私はこの今の塩田のとこだけの拡大版をちゃんと出しなさいと言ひよるじゃ。それが出せん理由は何かねと聞きよるんじゃ。

○福島水道事業管理者

現実に出せない理由というのは、まだつくってないわけです。ないんです。この、そのとおりなんです。そこを全部歩いて、例えば、そこに水道が行くので、管の大きさもありますけど、ただ、アバウトにこういう形での給水区域内をしとるということでございます。詳細に、この家はどうです、この家はどうですというのは、まだございません。

○河村委員

今言うたやん。正式な図面のこれは縮小版ですと言うたじゃん。だから、正式な縮小版でない当たり前の図面を出して言うただけじゃないかね。

○宮崎水道局次長

委員さんが言われたのは、申しわけないんですけど、これを拡大したものを出せという具体的なお話を聞いたのは、初めてでありまして、もっともっと詳細なということをお聞きしておりましたので、イメージ的にゼンリンのようにここに線があつて、ここの境が、ここからここが違って、ここからここがそうですよというようなものを想定されておられるのかなというふうな思い込みもあつたわけでございますけれども、資料として出すにはいろいろ手続もございませぬけれども、委員さんが言われます、これをコピーして拡大したもののようレベルということになるのかなというふうに思っていますけれども。

○河村委員

正式な図面の縮小版だと言うたよ。だから、正式な図面をコピーして出したらええじゃ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員長

光市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要において、給水区域の変更による、図面の提出を求められました。お諮りしたいと思います、これをみなさんに配ってよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○大田委員長

異議なしと認めます。これからお配りいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

この新設の増圧ポンプというのは、当初、3月に言われておったのは、該当区域の何軒かと、こういう話だったと思うんですが、このポンプを据えることで、どの程度の地域まで送水をすることが可能になるんですか。

○西工務課長

小倉地区北側の高台にあります6軒の家が対象となります。
以上です。

○河村委員

今、水道局が考えておられるのが小倉地区の6軒だと、こういう話に私には聞こえたんですが、例えば、希望してないところでも、これから先、家を建てたり、あるいは家主がかわったりすることで希望をするようなことがおそらくあると思うんです。そんなときを考えて、このエリア内で、海拔というか、標高というか、おそらく統一した方がいいと思うんですが、標高何mまでの区域で、この小倉地区というのがどの程度のエリアかわかりませんが、届くというふうになるんですか。

○西工務課長

このポンプから上の、もっと上のほうに家を建てたらというお話だと思うんですが、家がふえるのに、あと二、三軒ふえても全然構いません。高さ的にもあと10mぐらい高いところに家が建っても構いません。大丈夫だと思います。
以上です。

○河村委員

ということは、今、ポンプの大きさがいくらかわかりませんが、加圧する圧力の問題で、今6軒じゃけれども、8軒程度なら送水が可能と、こういう話なんです。

○西工務課長

はい、そのぐらいは大丈夫だと思います。
以上です。

○河村委員

私は、本会議でも言っておりますが、未給水区域を拡大することには賛成です。極力水道が行ってない地域には、全ての方にお届けするということが大事だと思っていますから。

今回は、希望の方が少ないけれども、区域拡大しようということは、将来、そのことで恩恵に預かれる人たちも増えてくると、こういう話なんです。それを加味しながら、全ての事業を推進をしていかないと、いや、ごめんなさいね。今度、10軒目が家が建ったら、その人は無理だということのないように、きちっと整備をしないと、役所がやる仕事なんで、必ず公平公正、あるいは一番最小の予算で最大の効果を上げるためにはどうすりゃええんかということを常に考えた結果というのを、議事録、あるいは記録に残して、住民に対する説明をする必要があると、こう私は思っていますので、そのあたりのところについては、意を尽くしていただいたらと思います。

それから、事業費についてなんです、8,000万円だと、こういう話をされました。この今、区域拡大にあわせる、要するに給水区域を拡大をして、通常はこの範囲内、今、拡大された区域内に全部給水をするといくらかかるんですかというのが、おそらく県が求める数字のように、私には思えるんですが、そうじゃなくて、いやいや、今回は何十軒か給水するためのお金が8,000万円だと、こういうことじゃないんだと思うんです。

そうすると、今の拡大をされるところの、当然、試算ちゅうのはある程度内容はつかんでおられると思うんで、総額でいくら。

○西工務課長

塩田地区につきましては、これまでアンケートや要望調査、集会等を行い、地域の意見を確認しまして、最終的に要望書が出てきたところだけの工事費を算出しました。これが、今、委員が言われた8,000万円です。

反対側の田布施川左岸側のほうにもし入れたらどうなるかということなんです、当然、同じだけの距離を走りますんで倍になると、当然、8,000万円プラスぐらいになるだろうと試算しております。

以上です。

○河村委員

ということは、この新しく拡大する全部のエリアで概算しても1億6,000万ぐらいしかかからんということになるんですか。

○西工務課長

はい、そのとおりでございます。

○河村委員

おそらく、田布施川の反対側で皆さん方の御意見がまとまらないから、おそらく希望が出なかったのかもわかりませんが、私が聞く範囲内では、希望される方もおられましたので、あるいは代替りをして、若い人が例えば帰ってくるようなことになったら、当然、水道が欲しいというのは、おそらく当たり前、区域内に入ったら、特に当たり前ということになるんで、そういうものもきちっと今回整理をしていただいて、将来はそういうところにも給水区域に行くんだというふうにとらまえていただきたらなど。四十何軒だけのために8,000万円を使うたというんじゃ、ちょっと納得しにくいところがありますので、極力全市民を対象にした結果として、集中してみんなが住んでるところは、それは当然安価に上がるけれども、同じまちに住むという感覚からいけば、全てを公平で割ったという数字の方が私には適切と思えるんで、そういう努力をぜひしていただきたいと思えますので、お願いをしちよきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

1点ほどお尋ねをいたします。

大島に職員を派遣されておられたと思います。水道局で人手が少ない中での活動だったと思います。大変お疲れさまでございました。

その大島に行かれてどうだったのか、どのぐらいの人数で、どのぐらいの日数で、どのようなことをされたのか、そこから得られる教訓ないしがありましたら、お示しいただけたらと思います。

○宮崎水道局次長

今、委員さんが言われましたように、10月22日から11月27日、36日間、延べ職員人数72名で周防大島の応援に参加させていただきました。

御存じのとおり、水道事業体というのは、全国でお互いに何かあった場合については相互応援をしていくというものがございまして、10月22日の朝5時に山口県の、日本水道協会山口県支部の下関支部、代表なんですけれども、そちらのほうから、このような事故があったので、すぐ応援に出てくれないかというお話をいただきまして、直ちに準備をいたしまして、朝7時に職員が大島のほうに行って、まず初めの給水活動を行ったということでございます。

最初は、大島の支所等で住民の方が水をとりこられるものに対して補給給水を行っておいましてけれども、大島の橋が交通規制がございまして、給水車がなかなか渡れなくなったということで、水の確保について、こちらの本土から大島のほうに給水船を使って運びたいというこ

とで、光市の水道事業については、こちらの本土側、柳井側で、その補給船に補給する担当をしてもらえないかということで、そのうち出させた形でございます。

その後、交通規制が解除になりまして、向こうに渡れるようになりまして、その後については東和病院等の施設の受水槽に水を運ぶというような仕事をさせていただきました。大体朝7時ぐらいから向こうの活動を始めまして、夜の8時まで、昼御飯も夕御飯もちょっと食べる時間もないぐらいの活動をさせていただいたわけなんですけれども、こういった補給活動に参加させていただくというのは、いざ光市、私どもの水道事業エリアにおいて、災害等が起こったときも、助けていただきたいということもございまして、いち早く応援等に参加させていただきます。

一応、目的を持って参加をしております。2人参加させておりますけれども、必ずベテランと新人を組み合わせ、市民の方への受給水がどんなものなのか。受水槽にどのようにしてポンプアップをしながら受水していくのかという精神的な面、技術的な面を継承するというので、2名体制で参加させております。

また、私も参加しましたが、私どもは、うちに災害があったときには、どのように受援、応援を受け入れていくのかというようなことも周防大島さんがやられていることをしっかり見せていただきながら、もし光市で何かあったときには、効果的に効率的に対応できるようにということで参加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○森戸委員

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○河村委員

久しぶりなんで、こねいなこともかと、こう言われるかもわかりませんが、確認のために少しずつ確認をさせていただいたらと思います。

もう管路整備の中で石綿管の残っていないだと、こう思いますが、一応、確認をさせていただきます。

○西工務課長

石綿管は残っておりません。

○河村委員

それから、遊休地というのは、通常業務で使用しない遊休地について、どの程度お持ちかお知らせいただいてもいいですか。

○福島水道事業管理者

水道局の遊休地は、三拡で伏流水を表流水に切りかえたとき、薬注の関係で汚泥が出るということで、天日乾燥場を浄水場の奥のほうにつくっております。

しかしながら、実際は表流水を取水したことはありませんので、伏流水ですので、汚泥が出な

かったということで、あそこが遊休地になっております。
以上でございます。

○河村委員

水道処理センターの裏にフェンスで囲った土地があります。あれも何か遊休地のような気がしますが。

○福島水道事業管理者

あれは市の土地でございます。市が、水道局が借りて、そこに管工事組合があるんですが、管工事組合の所有する部分を市に賃借料を払っていると思います。
以上でございます。

○河村委員

三拡の乾燥場というのは、どうする予定なんですか。財産を抱えることで、多少負担が生じるようにも思えます。当初の見込みでない、そういう土地を買ってしまったと、こういうことになるんですが、今は当然、売買するときに市況の問題とかいろいろなものが入ってくるかと思えますけども、ちょうどあそこの中島田ですか、取水を回収したりする中で、何か有効活用するような方法ちゅうのはないんですか。

○福島水道事業管理者

下林の取水場も遊休地だったわけでございますが、これは今回、工水の転用で、県の企業局がお金を出して整備を今いたしております。

ただ、光の水道局は伏流水をとっておりますが、これが地震等でとれないときは表流水に切りかえなければならぬということもございます。

そういう意味では、汚泥を捨てる場所は若干でも確保しておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

汚泥を捨てることで新たな有効土地になるとか、何かそういうふうな形でやればよいとは思いますが、現状はそういうふうには言っておられませんし、もう何十年も今の状況なので、何かもう少し外向けにアピールできるような有効利用を考える必要があるんだと思うんです。

随分の年数水道祭りもやってきてますから、そういった意味では、何かそういう水に親しむというような中から、遊休地の活用策、もしもそれが考えられないようであれば、売却をするほうが望ましいと思いますので、健全経営をされているので、そこまで言う必要はないとは思いますが、そうは言いながら、私、知らん間に今、113円だったですか、単価が上がっちゃるのにびっくりしたぐらいですから、そういう意味では、もう少し健全経営、将来の健全計画、経営に向けても努力をしていただくことが必要だと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、熊毛への送水なんですが、単価的には何か随分安かったような気がするんですけども、いくらじゃったですか。

○宮崎水道局次長

熊毛の関係については、供給単価という形でお水を送水はしておりません。あくまでも第三者委託という業務委託を、本来、周南市が行うべき取水、浄水、送水という浄水場で行う業務についての業務委託ということと、水道局がそのためにお貸ししております施設の賃貸料という部分でいただいているところでございます。

単価に直せば、29年度決算で申し上げますと、約熊毛地区での収益が4,766万4,854円、29年度に送水いたしました水量が95万5,695m³でございますので、これを単価とするならば49.874円であります。

以上です。

○河村委員

ちなみに、周南市の水道料金がいくらかご存知ですか。

○宮崎水道局次長

料金体系が、基本料金、従量料金、定量方式になっているかというのは、ちょっと存じておりませんが、1カ月20トンであれば2,592円というふうに聞いております。

以上です。

○河村委員

たしか、簡易水道でも通常の上水道でも単価は一緒だったと思うんですよ、周南市の場合はですよ。だから、うちの今、49,874円という話でしたが、供給を受けても、実際には20トンで2,592円徴収をするようになっちゃる。それは、例えば、3,000円掛かっちゃってもこの料金を超えることは、周南市の場合にはです。うちの場合は、簡易水道とは言いながら、簡易水道は簡易水道の別料金を従前は作ってましたので、そういうことじゃないんですが、もう少し何ちゅうんですか、もらえるけもらえやという意味じゃないんです。ただ、もうちょっと何か元々の熊毛の、要は地下水をくみ上げている状況から考えると、相当にいい水が安く供給されているんで、周南市はここで利益を出すことになるわけです。そのあたり、ええ方法がないから、おそらくこういう形になったんだろうとは思いますが、何かいろんな意味で、例えばうちの浄水設備の応分の負担を、応分以上の負担をすとか、何かそんなものかというような気がするんですが、お願いしちょきますから、考えちょってください。それがもとでということじゃないんですが、やっぱり応分の負担をしていくことは当たり前だと思っております。

もう一点、ちょっと管網整備の中で、今回、虹ヶ丘の4丁目でHPE75というたら、75mmの管ちゅうんかいね。だから、大きいんです、管が。対象区域がそねいにあるようにも思えんので、通常なら50ですよ。昔でいうたら普通のところは13mmですから、そういう意味合いで言うても、結構大きな管が埋まっちゃるんですが、何かあるんですか。

○西工務課長

昔の上ヶ原住宅のところの工事の件を言われたと思います。HPEの75というのは、細くなる
ところまで130m程度が75mmです。残りの90mは50mmで配管しています。全てが75mmではありま
せん。

以上です。

○河村委員

それは、図面見たらわかるんじゃないけど、要するに、それは何か原因があって、要するに通常50mm
ちゅうたら結構大きい、普通は一般のところを考えれば、長距離の大きな管ちゅうんじゃないなく
て、要は生活をするのに配水する状況の中で言うたら、結構管が大きいように思えるんで、そ
の辺の何か対策、原因ちゅうのがあるんかねと。

○福島水道事業管理者

虹ヶ丘の上のほうですので、上ヶ原住宅等、高台のほうは、一時、水の出が非常に悪かったと
ころでございしますが、そういう水圧不足、水量不足という部分で管を大きくしたんだろうと思
います。

ただ、今はあそこブロックしておりますので、今後の更新の中では、スペックダウン等を考え
ながら、耐震化を今度入れていくときには、管を小さくするという手法は思っていきたいとい
うふうを考えます。

○河村委員

今入れた分は耐震化じゃないの。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

上ヶ原住宅と、こういうふうに言われたんで、従前は虹ヶ丘とは言いながら、ある意味でいや
あ、三拡並みの恐らく水道事業だったんです。それが、町名変更というか、呼び名の変更をか
けたんで、そういうふうになったちゅうんなら、これは皆、そういうふうにやってもろうたら
うれしいと思う。浅江大字何丁目何番地と言いつたのが、虹ヶ丘4丁目になっただけで、そ
ういうふうに関網整備の中で大きい配管をするという話なら、どこだって皆そういうふうにし
たいということになるから、基準みたいなものはないんですか。

○宮崎水道局次長

虹ヶ丘への町名の今回の工事の管口径についての具体的なちょっと理由については申し上げら
れないんですけども、現在、水道局が老朽管の布設替え等をする場合においては、水需要に
対応するための必要な管というもので、大きければ小さいものに置きかえていく。今、現状、
虹ヶ丘地域の人口予測がどのように見ているかというのは、ちょっと手元にございませぬけれ
ども、まだまだ虹ヶ丘ではそれだけの流量が必要であるというような判断の中で、このたび75mm

というものを布設替えさせていただいたんだろうと。常に全て管工事する場合については、水需要予測を想定しながら、それに見合う施設に布設替えしているというところでございます。以上です。

○河村委員

御存じでないのかもわかりませんが、上ヶ原住宅ちゅうのは、今、この130mに50mか、で、もう行き止まりなのいね。それ以上住居の増える状況はないのいね。だから、話をしよるわけじゃから、これ以上増える予定がないのに、よそに比べても大きい管を入れる理由が何かあったかなという思いで話をしたんで、どこでもそうですが、よそと比べても整合性がとれるように、たまたまそれは今、委員会の中でそういう審議をしていますが、市民の中でもそういうことを言われる方がこれから先は出てくる可能性もありますんで、自分たちの中できちっとした整合性というのをつくらにゃいけん。そういう思いで、今、話をしよります。これから計画を進める場合も、今指摘がないからといって、将来のことも考えた、公平公正という原則の中で整理をしていくということを忘れんようにひとつやっていただきたいと思います。

それと、もう一点、今、配水池をやりかえたときに、今、県道になりましたけど、虹森線の南側を大きなパイプを落とした。島田側いくと、向こう、北側に家は何軒かあるわけですが、今のところにモータープールがあります。あっちに水が欲しいところがあって、当然、区域内ですから、言われたけれども、いや、県道横断がない。要は、県道横断がないちゅうのは、幸町まで帰って、もう一回戻ってきたその水と、こういうことになるわけですが、幸町から帰ってきた水でも、別に高さが合えば供給できるわけですから、配水ができないというその理由がようわからんのですけど、わかっています。

○福島水道事業管理者

私どもは、給水区域内の要するに水道を入れてほしいという契約することについては拒んだことはございません。どうぞ引いてくださいと。

ただし、新幸町のほうから引いてくださいということで、計算上では300万から500万ぐらいかかるようです。それだったら井戸もいいんじゃないですかということで、井戸を掘っていただいた部分はございます。

ただ、そこが光井の消防署の前までループできるんだったら、ループして、その周りに全部家があるんだったらループするわけです、水道局としても。

ただ、あそこ1軒のために云々ということにはないので、あくまで給水管として引いていただきたいということで、金銭上の問題で井戸を掘ったんだろうと思います。

以上です。

○河村委員

おそらくそうなんだろうと思うわけですが、今の幸町のほうから行くと、下から団地を過ぎて2軒目ぐらいまで頂上の家があった。だから、当然ここには水道が行っちゃよると思うんです。そこから上がること、そんなに長さ、距離じゃないと私には思えます。せつかく新しい家をつくっても、区域内だけれども水道水が来ないと。それも、1軒のために300万かかるから、それ

はと、こういう話で、それは昔なら、いや、それはあんた、自分が引くんじゃけ、300万で引けやと、こういう話になるわけですが、今は区域内についちゃ、結構、利便を図って、供給してやるような気がするんです。従前に、殿山、虹川に簡易水道を持ってったときに、あのときには小口から小口という話をして、通常なら、本管を引いたら、そこから先は自分で引けやと、こういう話やったんだけど、極力家の近くまで配管を持っていった、あのときは。

そういうこともひっくるめた、もう少し、これから先のあり方についても一緒なんですけど、じゃ、今、1軒だったと。それじゃ、何ですか、5軒になったら、そこには水を持っていくんですかと、先のことよ、今の話じゃなくて、3軒になったら水を供給してあげようと、こういう話をするのか、それとも、いや、今、300万かかった本管というか、管については、いや、あくまでもそれは自分らで負担するのと、こういう話をされるのか、その辺の整理はついてるんです。

○福島水道事業管理者

そういう内容につきましては、例えば、ここに5軒あったと。5軒あって、5軒が全部引くと。その工事代が例えば1,000万かかったと。そしたらどうするのかということになりますと、5軒の一般家庭の1軒のうちが大体2,000円かな、年間2万4,000円。5軒で10万なんぼと、1年間に水道料金で入る、その40年分、耐用年数の。それでペイになるんだったら、水道局としてはやりましょうという基準は持っております。そういう要綱もつくっております。

そういう中で、40年間の水道料金でペイになるんだったらやりますよというのは基本的な考え方です。

以上です。

○河村委員

だとするならば、例えば、まあ、私は1軒でやれとは本当は思わんのいね。思わんちゅうのは、通常の山が崩れたとか、いろんな工事でも一応2軒以上とか制約がかかっているんです。そういう制約が要るんだと、こう思っておりますが、今言うた40年でペイする金額というたら、その分ほどは工事費から引いてあげると、やってやいやね、本来なら、実際には5軒あったら、例えば計算上はただになったと。それ2軒じゃったら、うちは何ぼ負担にしてやろう。そういうことが考えられてもおかしくない。

例えば、水道の場合は、5軒が原則じゃという決め方も当然あるんですよ。それならそれで、きちっととうとうといてもらわんと、ある日突然、あそこは今回、行きましたというふうにはならんから。ほかのところでも、今、たまたま島田の話をしましたけど、全体的にはそんなところもある。そういうところには、今後どうするかというのを含めて、よう整理をしていただいたら、私らも地域に帰って、そういうことを頼まれたときには、いや、こういう状況じゃけ、だめなんじゃけと。じゃが、実際には、40年で償却することじゃから、今回、300万じゃけど、50万は市が出したらええと、言うたら、それはそれで納得される話じゃけね、そのあたりのところまで、ようちょっと積み上げておいていただいたら、私は今後すごいやりやすい2年間を送れると思いますので、お願いします。

終わります。

..... 休 憩

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第83号 光市西部憩いの家の指定管理者の指定について
- ②議案第84号 光市東部憩いの家の指定管理者の指定について

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ワーカーズコープさんの純資産額が赤字だというお話の中で、まず、企業として適正かどうかという話があります。今まで5年間管理をしていただいたわけですが、その中で、要は赤字だという原因になるようなことがあったんですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

今、参考資料でお示しさせていただいている概要の部分のマイナスの純資産額につきましては、主な要因といたしましては、事業者を確認したところでは、新たな事業を始められまして、それに対する投資がかさんでいるところが主な要因であるというところで確認をさせていただいているところでございます。

○河村委員

じゃ、要はこの指定管理上の赤字とか、そういう問題ではないということでもいいですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

そのとおりでございます。

○河村委員

それから、目的のところでは組合員というふうに書いてあるわけですが、私らにはその組合員という概念がよくわからないんですが、例えばシルバーのような感覚の、要するに、中で働く人が請負というような格好で勤めておられるのか。その中身について承知している限りでお話ししていただけますか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

理事さん、従業員さんを含めてになると思いますけども、それぞれの方が組合費という形で出資をされて勤めておられるというふうに理解をしているところでございます。
以上でございます。

○河村委員

ということは、出資は求めているけれども、その働く範囲内においては三六協定の適用であったり、最低賃金の適用であったりという解釈でいいですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

今、委員さんがおっしゃられました規定等につきまして、この企業組合で適用されているかどうかというところについては、詳細については把握をしていないところでございます。

○河村委員

ようわからんけど、普通はそういうふうに指定管理者として登録をするわけですから、労働保険がどうなっているとか、社会保険がどうなっているとか、そんなことは全部申請の中へ出てくるんじゃないんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

ただいまの御質問につきましては、現在確認をさせていただいておりますので、確認ができ次第、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

○河村委員

それでは、次にまいります。審査項目の中で、これは西部憩いの家でいくと、6番、利用者の施設利用に関する事項、また、13番の収支計画に関する事項ということで、低い得点でございます。

リスク管理をする中で、例えば維持管理をしたりする、要は免責事項といいますか、あるいは大きな修理とか、こういうふうな細目については何かもっとあるんじゃないんですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

リスク管理の件の御質問でございますけども、今、御質問がありました修繕につきましては、1件当たり10万円未満のものにつきましては、指定管理者のほうの負担。で、1件10万円以上のものにつきましては、市のほうで負担するという分担にしているところでございます。

○河村委員

ほかに特筆すべきものはないのですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

修繕につきましては、特にそれ以上の取り決めはございません。

○河村委員

修繕以外にあるんかね。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

例えば、リスク分担の内訳の中には、来年度予定されてはいますが、税制変更とか、法の改正

等によるものについては、どちらがリスクを負担をするといった内容の取り決めは、リスク分
担の中で取り決めているところでございます。

○河村委員

わかりました。で、今のこの修繕の話なんですけど、恐らく10万円と言いながら、通常考えられ
る補修というのは、恐らく取り決めがあるのかどうか。

というのは、前に同じ今の業者でありましたが、なかなか管理をする中で非常口の問題とか、
カーテンの問題とかあったわけですが、そのまま実は放置をされておりました。要は、金額が
あるから、金額を超えるまでは修理せんという判断が働いたら、住民サービスそのものに影響
があるわけです。その辺のところの、要は修繕等についての細目の決め方、こういう修繕は自
分のとこでやりなさいというのがあるのか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

特に詳細な取り決めというものは設けておりません。経年劣化によるものについては、先ほど
申しあげました10万円を基準としてどちらが修繕を行うのかといった内容の取り決めでござい
ます。

○河村委員

大概のものが経年劣化よね、それは。そうでないケースちゅうのがまれな話なんで、要するに、
経年劣化によるものでも、10万円以上かかるものについてはやるが、10万円未満じゃったら、
あんたら、自分らでやりなさいと、こういう話で、そうすると、1カ所だけというんじゃなく
て、何カ所か合わせたら当然10万円以上になるようなケースがあったりするじゃないですか。
そういうときはどうするのですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

そのあたりは、合わせて全てが修繕が必要なのかどうかちゅう判断がまずは基本となるとは
思いますけれども、こういった詳細な取り決めはありませんので、その辺はまた協定を交わす
中で、お互いの協議によって判断をするものというふうに考えています。

○河村委員

西部のほうは、平成になってできた比較的新しい建物ですから、そうは言いながら、それほど
大きな修繕が出るとは思えられんわけですが、東部については、そうは言いながらも、相当年
数たった建物ですから、そんなことはぱっとありそうな、要は、セメントのほうの疲労であつ
たり、あるいは金属疲労であつたりで、その建物が、じゃ、要るんか、要らんのかという議論
はどこで行われたのか。お風呂がなくなって、じゃ三島の温泉にどうぞという話の中で、今、
うちの公民館、コミュニティーセンターで上げて、今、職員給与、2人の主事さんでも50万
ないよ。それが、今、1,000万円ぐらいの管理費をお渡しをするようになるわけ。しかも、うち
なんかでいうたら、9時まで開放しちよる。月曜日以外は、もう一応全部開放なんで、要は、
施設のあり方の問題が今出ちよるんよ。要は、温泉をやめたことで、あそこは単なる箱物の貸

し館ということになったんで、その建物の存続の問題が今つきつけられたんだと私には思えるわけなんです。そのあたりの議論はどういうふうにしてきたのですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

確かに東部憩いの家につきましては、もう相当年数がたっているところではありますけれども、やはりまだ利用者のほうも確かに年々減少の傾向にはあるということは理解をしておりますけれども、そうは言いながらも、一定の利用者の方もおられます。私たちが年に1回以上は利用者の方と意見交換会を行っております。そういった利用者の方の意見をお聞きしましても、ぜひ、こういった施設は継続していただきたいというような意見をいただいているところではございます。

また、所管としましても、こういった高齢者の交流と憩いというふうなのを図る場というのは、どのような形でもやっぱり必要だというふうに判断はしているところでございます。

○都野福祉保健部長

ただいま次長が御解答をしたんですけれど、委員の皆様も御承知のとおり、公共施設等総合管理計画にも、西部・東部両憩いの家の今後の方向性について記されておりますが、特に東部のほうは老朽化が進んでおりますので、その辺も考えて、今後のあり方を検討するというところで、本市の高齢者の人口の推移、それから高齢者の中でも後期高齢者と前期高齢者の人口の推移、そういうものも考えて今後の、特に東部憩いの家については、昭和42年の整備でございますので、50年経過しておりますので、あり方を、今、部内では検討をしているところでございます。以上でございます。

○河村委員

だとするならば、どこかほかのところの指定管理は、いろんなことを加味して3年じゃったよね、今回。で、ここは5年じゃいね。で、あなたが今言うたようなことを、もしも本当に考えるならば、3年でどうかと。こういうことが当然あってしかるべきだと思いますし、今、その利用者の声を聞いたちゅうのが、どうもちょっと私にぴんと来なかったんですが、利用者は個人個人の方が利用されているのか。あるいは、団体に利用されているのか、貸し館の話は、そのあたりはどうなのですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

東部憩いの家と西部憩いの家がありますのであれなんですけども、まず東部の憩いの家については、そのほとんどが団体利用だというふうに認識をしております。西部憩いの家につきましては、そういった団体利用と個人利用の方がおられると。で、それぞれの利用者との意見交換会というか、話し合いの場でございますけども、そういったよく利用される団体の代表者であるとか、個人がよく利用される利用者の方と話し合いの場を設けていただいているところではございます。

○河村委員

従前お風呂があったときも、西部憩いの家は、お風呂に入らない人は、ただ。無料じゃったよね、たしか。で、東部の憩いの家は今、利用状況がどうかというのはわかりませんが、要するに、有料の施設なら、市側のほうで管理する上でのこうだ、ああだ。あるいは、指定管理者がこういうやり方をすれば利用者がふえて、市民サービスがふえると、こういうふうな持っていることができるわけですが、今の状況で、無料の施設なら、今、コミュニティセンターとの兼ね合いを考えてみても、夕方5時15分になったら閉めるよというものが、本当に、今現に利用されている方にとっては、それは自分らが好きに使える館があったら、それは便利でええから、やりたいというのは、もう人情じゃろうと思います。

だけど、今、青少年ホームが一応閉館になって、ああいう状況の中で、施設をどうするかという話の中で、もしもそうでないと言うのなら、やっぱり閉鎖をして取り壊しをするということも、ある意味ではちょっと大事なことなんです。そのあたりの議論を経た上で、じゃ、指定管理をもう一回やってみようということで、実験的なという意味合いがあるんなら3年やってみようやと。今回、それで、ほかのところもそれで3年でやっちゃうんで、実際に。その辺のところの議論はなかったんだよね。

○都野福祉保健部長

委員が言われるような議論があったか、なかったかといえば、部内ではもちろん協議をしております。2025年がやはり団塊の世代が後期高齢者に突入する時代で、本市においても平成37年には後期高齢者が1万人を超えるということでございますので、3年という選択肢も考えましたけれど、後期高齢者の方の利用が多い施設でございますので、今回は、もう一回5年で指定管理の公募をしようということで、5年といたしたところでございます。

で、委員仰せのように、今は高齢者の方が光市でも1万7,900人程度いらっしゃいますので、憩いの家だけでなく、コミュニティセンターでも多くの高齢者の方が活動しておりますので、我々としましても、コミュニティセンターを有効に使って活動していただけると、やはり施設の集約化が図れるのではないかというふうなことで検討は進めております。

○河村委員

大体理解をしました。今のように考えるということであれば、今回、指定管理をして5年間ということですから、今のリスク分担の話ももう少し詳細を詰める必要があるんだろうと。特に東部については年数がたっておりますので、そういったことを考慮をしていかなきゃいけない。それから、もう一つは、5時15分、要は、みんなが仕事をしとる間だけ、高齢者じゃから毎日日曜日なんでということなんかもわかりませんが、やっぱり結構コミュニティセンターは夕方からも御利用者がたくさんいらっしゃるんで、そういう意味では地域の要望というのは、夜でも一緒なんです。それで、お風呂の加減で言うたら、いつまで火を炊いちよくかという問題もあるんで、そこまでは立ち入れんわけですが、そういったことも、普段からその指定管理についての思いをぜひいただいて、管理に徹していただいたらと思います。要望で、終わります。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

先ほど、河村委員さんから御質問いただきました従業員さんとの労働協定・契約等の御質問で
ございます。ただいま確認をさせていただきました。雇用契約、労働契約を結んでおります。
三六協定についてもその中に含まれているということで、今確認をさせていただきましたので、
お答えさせていただきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第85号 光市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

申しわけありませんが、5年で1,965万円ということなんでしょう。で、年に直すと400万円何
がしと、こういう話になるわけですが、さっきのあれと比較すると、金額的には随分単価が低
くて、驚くんですが、今、デイサービスの登録者あるいは通常の利用者について、今どのよう
な状況なのか、ちょっと教えてもらってもいいですか。

○松村福祉総務課長

登録者については、今資料を持ち合わせておりませんが、定員が20名で、現状で言いま
すと、18名前後の御利用をいただいております。

○河村委員

現状というのは、例えば、通常のデイサービスであれば9時半から3時半ぐらいまで、1日6
時間程度の御利用をいただくようになっているわけですが、それが何か違うのかどうか。で、
もう一つ言えば、こういう障害者のデイサービスをやったりすると、事業補助というのがあり
ますが、それはどうするんですか。この場合は、あくまでも開設者が光市でということな
んでしょう、指定管理は。そうすると、そういった障害者のいろんな補助金等についての受け取り
は、市が受け取ると。そのあたりの説明もちょっとしていただいたら。

○松村福祉総務課長

失礼いたしました。先ほどの利用人員でございますが、実利用人員、登録者数でございますが、
平成29年度の決算時点で42名の登録をいただいております。
それと、利用に当たってですけれども、先ほども少し、ちょっと言葉足らずで申しわけありま
せんでした。このたびの指定管理料につきましては、障害福祉サービスで求める生活介護給付

の、国が求めているサービスを超えて、入浴であったりとか、理学療法士等による機能訓練、これを提供していただくというもので、市が仕様書の中に含めております。

で、国が求めるサービスの範疇につきましては、生活介護給付という形で指定管理者のほうに別途支払われておりますので、こちらのほうを含めた全体の年間の運営費につきましては、約5,500万円程度でございます。

これにつきましては、事業者が社会福祉法人ひかり苑ということになっておりますので、ひかり苑のほうで会計管理等をされているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

とすると、その考え方としたら、年間5,500万円かかるから、そのうちの400万円程度を今、指定管理料として払うと。通常であれば、指定管理というよりは間貸し、施設をそのまま御利用いただいたというふうに私にはちょっと受け取れるんですが、指定管理ちゅうのは何かいね。全部含めたものが指定管理じゃないの。

○松村福祉総務課長

単体の建物の場合でございますと、基本的には、そこの運営から施設の管理まで含めたもの、こちらが指定管理だというふうに理解しております。基本的には、同じように建物の内部の管理につきましては、建物本体は当然市のほうで管理いたしますけれども、デイサービスセンター内の管理につきましては、指定管理事業者さんのほうにお願いしておりますし、当然その運営につきましても指定管理者さんのほうにお願いしているというところでございます。

○河村委員

とすると、例えば、今、定員20のところは18人だと、こういう話でしたから、目いっぱい20人で年間推移したとすれば、その分は事業者の利益になるというふうに考えてええんですね。

○松村福祉総務課長

当然、運営のやり方にもよるとは思いますけれども、もともと国の障害者支援サービスの中で定められております生活介護給付、この範疇で運営できるということで国のほうも単価等を定めておると思いますので、通常であれば、その中でやりくりができるというふうに理解しております。

○河村委員

やりくりができるというよりも、例えば20人のところが、要するに9割の入所があったらペイできると。それ以上については企業努力だと。だから、企業が利益をとりなさいと、こういう考え方でええんでしょうと聞いたんで。

○松村福祉総務課長

失礼しました。基本的にはそのとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

グループホームと特養というふうに言われたんですけど、地域配置というのも恐らくあったんだと思うんですが、現状で、昔だったらゴールドプランというか、高齢者の計画の中で総トータルが幾ら、あるいは地域別に幾らというふうに決めておったんですが、今現状で、そのあたりの基準数値みたいなものをお持ちですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

今、議員さん仰せのように、以前は地域、生活圏域にバランスよくということで、そういった方向で整備を進めてまいりました。その結果、今時点でいえば、一定の数量の整備がそれぞれの地域において図られましたので、現時点では特に地域について特定をすることなく、必要量を整備していくという方針で整備を図っているところでございます。

○河村委員

それで、要は、じゃ全体の数値なら数値で、そのキャパはどういう状況になっていますか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

施設整備につきましては、3年ごとに策定をしております介護保険事業計画において整備計画を位置づけ、整備を図っているところでございます。この計画期間におきましては、特別養護老人ホームにつきましては、この計画期間において60床の整備、グループホームにつきましては18床の整備を計画に位置づけているところでございます。

○河村委員

今のその計画期間というふうに区切られたので、またちょっとわからんようになるんですが、要は、特別養護老人ホームでしたら、光市の人口規模で何床と、恐らくこういうふうな計画じゃったと思うんですいね。

で、その計画に対して、今回、この年度が最後じゃから、残った60床を全部やっ飛ばしておうと、こういう話をしよってのか。その辺の、私がおらんかったから、その間の話をちょっと頭の中

に埋めよるんで。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

必要整備数につきましては、人口比で、あるいは、高齢者人口比例ということではなく、計画策定に当たって必要量を調査いたしまして、その必要量について計画期間中に位置づけて、整備を図るという方向で進めております。

必要量の算定に当たっては、その特別養護老人ホームであれば、特別養護老人ホームの待機者等をもとに算定、需要の数を算定をさせていただいているところでございます。

○河村委員

そうなんじゃけど、今の話で言うたら、たしか5年に1回の見直しとか何とか、そういう見直しの期間があったんじゃないの。その中で、特別養護老人ホームでいえば、たしか今は300床なんかな。それか、今、増やすという話じゃから、今決めた数字よ。そうせんにゃあ、無尽蔵に、要は、ところによっちゃあ、ようけ来てどうにもならんから、また50床別にくれやと言うたら、あげるちゅう話になるからやね。そんなことにはなっちょらんよ。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

先ほど申し上げましたように、施設整備については、介護保険事業計画に位置づけ、整備を進めますけども、その計画策定に当たりましては、ニーズ調査等を行い、特別養護老人ホームに関しては、この本市のみならず、周南圏域での全体の調整は図っているところでございます。

○河村委員

昔は特養も、例えば周南にうちのベッドがあるからちゅうんで、補助金を出したりしようたから、わかるかいね。だけど、今、うちが定数を持つちよるんじゃないんかね。今時点での上限を持つちよるんじゃないんですか。それはもう一切なくなって、業者のほうの希望をとったら、それが上がっていくわけですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

必要量については、市のほうで算定をしております。

○河村委員

話がちょっとかみ合わんのので、また勉強させていただきます。

で、今回、特養とグループホームと、こういうことなんですけど、全体的には行き渡ったと、こういうお話をされるんですが、私が住んでおる光井地区でいうと、今、グループホームしかない。じゃ、災害のときの、やっぱりこの間みたいな災害が起きたときの避難所をどうするかというような話になったときには、そういう施設で避難をしやすい施設がないのよね。

そういう意味合いで言うと、地域割というのはある程度地域を4つぐらいに分ける中で、しっかりした数字の確保を心がけてもらわんと、そういう、要は災害時の避難所を含めて、やっぱり地域の中に不安が残る。そういう意味合いでは、しっかりした施設を確保してほしいと。

で、今回、その特養があります。それは何か光井地区だと、こういうふうな話を聞いたりしたんで、それはどういうふうに、もう決まった話ですか。その辺のところをもうちょっと教えてくれると。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

このたび整備を図る特別養護老人ホームについては、光井地区に整備を図ることとなっております。

○河村委員

わかりますよ。で、例えば、その特養になれば、当然社会福祉法人じゃから、社会福祉法人で、何で総数を聞いたかというたら、要は、29床までじゃったらミニ特養ということで、光市の決定で整備できるんだよね。恐らくそういうふうになったのか、そのあたりの経緯を含めて、要は、ミニ特養を今回選択したことをちょっと説明してほしかった。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

現在の計画期間中の特養の整備数については、先ほど申し上げましたけども、ニーズ調査等を行い、また、特養待機者数等も勘案し、整備数を図るという計画を立てます。

あわせて、その整備数について、事業者の意向等も調査をさせていただきまして、そういった経緯の中で、今の29床については、光井地区の事業者さんというところで決定をしたところでございます。

○河村委員

大体理解できたんですけど、例えば、じゃ、事業者が50床欲しい、あるいは100床欲しいと言うたときに、それがかなうものなのか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

仮にはありますけども、市のほうが50床の整備が必要だという計画を立てて、その50床の事業者を図る事業者が1事業者しかなければ、そこで整備を図ると。市のほうが、今はもう整備は要らないんだと、整備の必要はないんだと、そういうことであれば、幾ら事業者さんが整備を図りたいと言っても、それはちょっと整備を図ることはできない。そういったことになるかと思えます。

○河村委員

最後にしますが、要するに、市が必要かどうかというのが、トータルでのベッド数なんよ。だから、そこがあって初めて個別の特養のベッドが配置されちよる話じゃから、そんな中から29床という選択をしたのかなと、私には思えたからね。じゃけ、そうじゃない、当たり前の特養が欲しいと。それは、今の施設の中でいえば、例えば、今2025年の話をいろいろおっしゃったけど、それ以降になったときに、生き残れるのは特養。だから誰だって、業者であればそういうものが欲しいと思うのは当たり前なことなんじゃから、そのあたりの説明はきちんとできる

ようにしておいていただけたらと思います。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第74号 平成30年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

2点ほどお伺いします。1つは、胃がん検診の内視鏡検査の実施ということで、今年度の新たな事業として進められておりますが、この目的については、検診の促進ということが目的になるのではないかとと思いますが、中間に来ておりますけども、この実施状況についてお伺いしたいと思います。

○柏木健康増進課長

胃がん検診につきましては、今年度から国の指針に基づいて「対象者を50歳以上、検診間隔を2年に1回、検診項目は問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとする」に変更して実施してきました。

胃がん検診の検診期間は6月から10月末までで、胃内視鏡検査の実施医療機関は市内10医療機関でした。

胃内視鏡検査は、導入初年度でありますことから、円滑実施に向け医師会との協議を密にし、読影委員会での対応人数等を勘案して人数制限を設け、クリニックについては月10件として実施いたしました。

受診者数は、当初予算では700人を見込んでおりましたが、速報値で362名でした。受診者が少なかった要因としましては、導入初年度で周知が十分でなかったこと、7月の豪雨災害、猛暑の影響で夏場の受診者が伸びなかったことであると考えております。10月になり駆け込み受診

が多くなりまして、可能な医療機関におきましては、月10件以上の上限をなくしていただくなど、対応をお願いいたしました。

今後、次年度に向け医師会と協議していきたいと考えております。

以上です。

○畠堀委員

新しい取り組みということで、それなりに評価をされて、当初の目的には達していませんけども、増えてきているということなんですけども、これまでの受診者362名については、これまでエックス線を受けた方なのか、それとも、新たに検診を受けられた方なのか、そのあたりの中身についてお知らせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

新たに内視鏡の検査を待っていらっしゃった方もございますが、昨年度の29年度のエックス線検査が702名、そして、今回速報値であります、エックス線検査が410名でありましたことから、エックス線検査の方が内視鏡にも随分流れているものと考えております。

○畠堀委員

特に、今回内視鏡を受けられた方で、前回エックス線を受けられた方というところについては、市としては把握されていないんですか。

○柏木健康増進課長

まだそのマッチングはできておりません。

○畠堀委員

これは検診の促進ということになりますので、これまでエックス線を受けられた方が当然こちらに移られても構わないとは思いますが、新たな方をやっぱり増やしていくというためには、先ほどお話がありましたように、周知ということで、いま一つだったのかなというようなところもありますので、今から年度末、それから次年度に向けてその他のところについてはしっかりと周知をいただけたらというふうに思います。

それとあわせて、せっかく内視鏡の検査という形で導入されるということでありましたらあわせて、オプションになるかもしれませんがピロリ菌の除菌といったことまで踏み込んで、オプションまでつけていくというところまで踏み込むことによって、新たな参加者といえますか受診者が増えるのではないかと。

やはり先ほどから出てるように、これまでのエックス線を置きかえるというよりも新たな方を増やすという意味で考えますと、そうしたオプションについてもぜひ検討していく価値はあるのではないかと思いますので、ぜひ要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○畠堀委員

それでもう1点、光ふれあいポイント事業ですけれども、今年度これにつきましては124万2,000円という形で予算がついておりますけれども、内訳のほとんどについてはポイントの交換ではないかなというふうには思いますが、そのあたり、その予算のうちの内訳としてこういったものに予算が充てられているのか、お知らせいただけたらと思います。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

予算の内訳の御質問でございます。

人件費が、これ事業を社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいておりますので、約8割方が人件費でございます。そのほかはポイント交換交付金であるかとか、この事務にかかわる消耗品、役務費、通信運搬費等が内訳でございます。

○畠堀委員

すいません。じゃあポイントの交換に当たる費用でどのぐらい。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

交付金につきましては、予算措置としては14万円でございます。

○畠堀委員

今年度もまだ途中ですけれども、実際にじゃあどれぐらいの方がこのふれあいポイント、何ていいますかポイントは使われているといったほうが、参画しているのか、ポイントの発生状況についてお知らせいただけたらと思います。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

ポイントの集計については年度末に行いますので、今年度の状況でいきますと、まだ途中ではありますけれども、施設系と在宅系で分けて申し上げさせていただきます。

施設系につきましては、今784ポイント、1時間1ポイントでございます。在宅系につきましては206ポイント、同じように1ポイントが大体1時間です。

○畠堀委員

今年度の現状についてということでポイントのほうお知らせいただきましたが、このあたりの数字については前年度と比べて比較すると、中間ではありますけれどもどのような状態になっているのかお知らせいただきたいと思っております。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

まず施設系で申し上げますと、29年度が年間で1,070ポイントでございます。在宅系が128ポイントでございます。

○畠堀委員

昨年度と比較ということでいきますと、在宅件数では既にもう、2倍とはいいませんけどかな

り増えてきていると。そして、施設系についてもおおむね昨年と比べたら順調といたしますか、かなり伸びているんじゃないかというふうに思います。

これ、日ごろからの社協との取り組みの中で浸透してきている結果じゃないかと思うんですけども、特に今年度は災害等もいろいろありましたので、その辺の要因について何かお考えがあったら教えていただけたらと思います。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

増えた要因ということでございます。特に災害とのかかわりというところまでは確認はできておりませんが、在宅系につきましては昨年度から開始した事業でございます。仕組み的なところが、活動団体は登録団体は2団体で変わりはないんですけども、それぞれ活動内容でいろいろ課題点が出てきたところもありますので、そのあたりが割と改善されて活動に至っているのではないかと考えております。

あと施設系につきましては、実績としてはまだ余り言えるほどではないんですけども、今年度から対象施設をこれまでの介護施設、高齢者施設に加え障害者施設、ふれあいサロン等に拡充を図ってきたところも多少は影響しているのかなというところで考えております。

○畠堀委員

施設の拡充ということがあって増えてきているのではないかという話もでございます。このポイント制度については、運用の仕方によりましたらこれ幅広くいろんなところでかかわる、ある意味所管を超えても活用できるような制度ではないかなという思いもありますので、社協のほうで中心的にやっておられますけども、市のほうとしてもそのあたりの運用については日ごろからのフォローなり、さらなる拡充に向けての検討をよろしくお願いしときたいと思います。以上です。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

すいません。大きく分けて2つ質問させていただきます。

まず最初に、平成29年度から始まった総合事業のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、その一部の事業として介護認定までに至らないための予防事業として、非常に効果的なものが取り組まれているというふうに思っているんですけども、そのあたりも含めて29年度から、そして今年まだ2年丸々たっておりませんが、そのあたりの現状と課題、また次につなげるための取り組みとしてどのように考えていらっしゃるのかという視点で、わかる範囲で結構です。内容も含めて、なかなか周知が難しいなというふうなところもございまして、そのあたりも含めて御説明いただきたいと思っております。

○堺地域包括支援担当課長

総合事業ですが、総合事業は正式名で介護予防日常生活支援総合事業、通称総合事業というふうにいわれていますが、これは全国一律の介護サービスである要支援認定者にかかわる訪問介

護と通所介護の2つのサービスを保険給付から地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービスと通所型サービスとして、本市においては平成29年度より実施しております。

本市においては、国が示すサービス類型の中から訪問型サービスにおいては従前の介護相当のサービスと、買い物や掃除など専門職以外でも対応できる人員基準等を緩和したサービスAの2種類、通所型サービスにおいては、機能訓練など介護相当のサービスと閉じこもり予防などを目的とした人員基準等を緩和したサービスAに加え、専門職が個別かつ短期集中的に生活機能の改善を支援する通所型サービスCの3種類のサービスを実施しております。

これまでは、介護サービスを利用するには介護認定を受けることが必要でしたが、総合事業にかわってからは、総合事業サービスのみの利用の場合は基本チェックリストで該当すれば、介護認定を受けることなくサービスが利用できるようになりまして、手続きが簡略をしたことにより早期に介護予防に取り組めるようになったというふうに考えております。

この総合事業のもう一つが、一般介護予防事業というのもありまして、この分に関しましては現在いきいき百歳体操普及事業であったりとか、ふれあいサロンの普及、ボランティアポイント事業のほうもやっております、こちらのほうも介護予防事業として取り組んでいるところでございます。

課題についてですけれども、3点あると考えております。まず1点目は、昨年度開始いたしました事業であることより、まだまだ市民への事業周知が不十分であるということにより、出前講座や広報などを活用し、より一層の周知を図っていくことが必要だと考えております。

2点目は、介護支援専門員や介護サービス従事者の介護予防や自立支援にかかわる意識がまだまだ不十分であると考えておりますので、専門職への研修会や自立支援型の地域ケア個別会議を実施しながら、専門職の介護予防の意識を高めていきたいと考えております。

3点目は、基準を緩和したサービスを提供する事業者の登録数が少ないことです。受け皿の整備に向けての取り組みが必要だと考えております。

以上です。

○磯部委員

非常に多岐にわたっておりますので、これを理解するのも非常に難しいとは思いますが、私は、これはすごくいいなと思うのは、やっぱり介護認定がなくても少し気になる、そういったものを早期発見早期治療というか、機能訓練、予防としては非常にここ大切な事業だと思っているんですね。

でも、まだまだ周知が足りていないところがあるので、広報とかそういうところ以外でも積極的にこのあたりは、短期長期その人に合った訓練ができると私も認識しておりますので、そこは徹底的な取り組みとして今後やっていただきたいなというふうに思っているのと、少し気になったんですけれども、まだこの事業所の協力体制というものが少ないということでありまして、これに応じてくれている事業所さんというのは今どれぐらいあるんですか。

○堺地域包括支援担当課長

事業所ですけれども、総合事業のほうのサービスに協力していただいている事業所ということで、市内だけで申しますと、通所型サービスにおきましては総合事業の従前の介護相当のサー

ビスを提供していただいているのは、以前と変わらず20事業所あります現時点で。
人員基準を緩和した通所型サービスAを提供していただける事業所が4事業所、通所型サービスCを提供していただける事業所が2事業所となっております。
訪問型サービスにおきましては、介護相当、従前のサービスを提供していただける事業所は10事業所で、これは市内の全事業所となっております。
訪問型サービスA、基準を緩和したサービスを提供していただけるのは5事業所というふうになっております。
以上です。

○磯部委員

大変複雑で、全てを理解するのは難しいかもしれませんが、ドア・ツー・ドアで送り迎えで家族の人も気にせず時間に迎えにきていただいて送っていただくという、この予防事業は非常に私、効果があると思っております。

ぜひこのあたり、介護認定に至らない、前の方、自分らしく高齢になっても自分のことが御自宅できるその支援になりますので、積極的に介護職のスキルアップもですけれども、その事業所さんにもそのあたりの受け皿をしっかりとやっていただいて、そういうことが増えることによって何かインセンティブが働くようなそういうことも今後私は大切なのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞこのあたり、まずは周知徹底、いたるところでこのあたりの効果をお願いしておきたいと思っております。

2点目ですけれども、避難行動要支援者の避難支援体制についてお伺いをいたします。

9月議会でも、この内容のことについての質問をした同僚議員の回答でもある一定の理解はいたしましたけれども、この調査の情報の提供を受けて、災害なんかのときですけれども、避難支援体制の整備がどの程度進んでいるのか、またこれまでに自主防災組織からの申請により情報提供がどれぐらいあったのか、このあたりのことをお聞かせいただきたいと思っております。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

避難支援体制がどの程度取り組みが進んでいるのかという御質問でございます。

9月議会の一般質問でも他の議員さんから御質問いただいて、お答えをさせていただいております。

いくつかの地区で支援体制が図られているというところはございますけれども、詳細を確認はできてないんですけども、多くの地域では支援体制の整備が進んでいないのが実態であるというふうに理解をしているところでございます。

それと、2点目の避難行動要支援者の情報提供の件数についての御質問でございます。

28年度から3年間で申し上げますと、自主防災組織といいますか、自治会等も含めての件数でちょっとお答えをさせていただきます。

28年度で、件数としては4件でございます。中には広い地区で、いわゆるコミュニティ協議会単位を1つとしたような自主防災組織さんへの情報提供もあります。

29年度が同じく3件、30年度は今の時点で2件でございます。

今、年度別の件数を申し上げますけれども、毎年毎年この情報提供を申請をしていただいている

る団体もあるというところもございます。

○磯部委員

防災のほうとの関連もあるので、しかしながら避難行動要支援者というところで福祉のほうでこの質問したほうがトータル的にわかると思って御問しているんですけども、万が一のとき、例えば、その自主防災組織からの申請があつてそのあたりの情報提供をされるといったときに、非常にタイムラグがある。

即座にいろんなことができたほうが、万が一、そういうことがないほうがいいんですけども、安心したそういう体制づくりができるのではないかといった御意見もあると思いますが、若干今28年、29年、30年の状況をいただきました情報提供の後、提供後のその震災体制づくり、この申請があつたところに限りどのようにスムーズにこのあたりが進んでいったのかということは、状況判断されておられますでしょうか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

詳細については、把握はできていないところもございます。
以上でございます。

○磯部委員

自主防災組織というものが、随分当初よりもスピードアップして組織が立ち上がっているとはいえ、やはりこの避難行動要支援者の避難支援体制についてはまだまだそのあたりが道半ばというふうに思っております。

これからのことかもしれませんけれども、何があるかわからない、今年の7月豪雨災害以降、防災に対する関心が非常に今高まっていると思いますので、ぜひこの関心が高いうちにこのあたりのデリケートな部分、ここを積極的に進めていただきたい。

そのためには、やはり民生委員さんとそして自主防災組織の皆様方の連携、ここなしには動けないところがあると思いますので、ぜひともそのあたりがスピード感持って、そしてプライバシーの侵害にならない、そのあたりの連携を今後しっかりとお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

1点目が、来年度から幼児教育と保育無償化ということなんですが、実際にどのぐらいの財政的な影響額が光市にとってあるのかということと、一般的には預ける人が増えるというふうに言われているんですが、実際にどうなのか。今ちょうど募集の時期だと思います。公立の幼保はですね。その辺のところの、動きというものがあつる程度あるんですか。

○西村子ども家庭課長

幼保無償化のまず費用がどれぐらいになるかということでございますが、先般国のほうが費用

の負担について考えを案として示しました。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。

それで影響額につきましては現在精査中で、ざっくりでございますが数千万円単位だというふうに考えております。

それと、ニーズが増えるんじゃないかということでございますが、現在低年齢児の、いわゆる3歳未満児の入所が増えておりましてそういったことも含めて、この無償化がどのような影響を与えてくるのかということ、これからも検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

○森戸委員

今まであった、例えば2人目同時保育の無償化とかその辺のところは今後どうなるんですか。廃止されたりとか、その辺はどうなんですかね。

○西村子ども家庭課長

その辺も精査してまいります。

○森戸委員

これで、全国でいうと、ゆりかごの部分から、今高校まで学費も無償化のような流れでございますから、そうこう遜色がないといいますか、財政的な支援ではあとは医療費の部分で違いが出てくるだろうとは思われますけれども、ある程度は横並びになっていくんじゃないかと思っておりますので、要はどういうふうに今後を違いをつけていくのかということと、相当な特色、中身の充実といいますか、特色を出していかないとこのまちを選ぶとかそういうふうな流れになっていかないと思うんですが、その辺のところはいかがですかね。大きい話ですけど。

○西村子ども家庭課長

その特色をこれから出していかなきゃいけないということでございますので、今即答とかというのはできませんけども、そういったものも含めて検討してまいります。

○森戸委員

実際に、無償化されたりする流れの中で、人口増加というものが本当に、少子化対策といいますか実際ふえていく流れになるんですか。その辺はどうでしょうね。

○西村子ども家庭課長

ちょっと、私のほうではちょっとお答えできません。すみません。

○森戸委員

それともう1点、要望といいますかお願いをしておきますが、保育士の確保ということが当然園児が増えてくれば課題になってくると思われます。

現在、制度として保育所を定着させるための給付金というものがございます。これは3年目と

ということで、移住といいますかほかのまちから来られた場合に関して出るという仕組みであろうかと思しますので、今後は定着のための、市に住まれてる方がきちんと確保できるような仕組みに変更をしていくことが必要かなと思しますので、その点につきましては何回か議会でも、本会議でもお尋ねをしておりますので、ぜひ御検討のところをお願いいたします。

それと、公立の幼稚園や民間の幼保も含めてなんですが、災害時の対応というんですかね、周防のさつきは実際に浸水をしているような状況だと思うんですけど、そもそものその立地というんですかね、その立地事態が大丈夫なのか、現状浸水のエリアにあるのかないのか、土砂災害のレッドゾーンになったところがあるのかないのか、民家も含めてその辺のところは把握をされていますでしょうか。

それと、自分で園児等は避難の判断ができないわけですから、災害時の避難の訓練とか連絡体制、それのところはきちんと対応されておられますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

すいません。今手持ちの資料ございませんが、災害の危険区域については把握しております。それと各園、私立も含めてですが、月に1回ほど避難訓練を実施しております。

○森戸委員

立地も含めて、ぜひもう一度再点検をしていただけたらと思いますし、これは高齢者の福祉施設にもいえることだと思いますので、その辺も含めて再度点検をお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○河村委員

それでは、1つちゆか何点かあるんですが、敬老行事の委託料、それから長寿者祝金についてちょっとお尋ねしたいんですが、各地域で敬老会を実施する中で、その実施の費用負担といいますかその負担金の話と、それから長寿祝金、あるいは長寿祝品をお送りしているような、恐らく種類がいろんな状況があるんだと思うんですが、ちょっと説明をしていただくと。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

まず、敬老行事につきましては、70歳以上の方を対象に各地区社協単位に1人当たり650円で、合計の金額で委託をさせていただいております。

長寿者祝い品につきましては、今年度基本的に現金に改めております。

対象者でございますけれども、88歳の方に5,000円、100歳の方に1万円と祝い品、100歳以上の方に1万円という形で祝い品を支給をさせていただいております。

○河村委員

敬老行事の委託料が650円というのはわかりましたが、敬老祝い品で通常70歳以上の方に何か品物をお送りしたということはないんですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

市からは直接はございません。

○河村委員

地域によっては、私のところではタオルを配ったりこうしよりますが、ところによっては商品券をお配りしたり、あるいは何も無いが地域でいろんなものつくってお渡しをしたりとかいろいろ形が違うんですが、それは地区社協のお金なんですか。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

敬老行事の委託料の中で70歳以上の方を対象として、行事の開催費用に充てたり、来られない方に記念品を配ったりというところはあるかと思います。実際、どの地区でもやりますけども、市の委託料に地区社協さんの予算的なもの、あるいは社会福祉協議会からの助成金等もあわせて敬老行事一つの事業として取り組んでおられるところがございます。

○河村委員

どうも、のど越しが悪いんですが、この650円のほかに要は敬老行事をする中で市社協のほうからも同じような、70歳以上なら限定することでお金が出よるの。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

大変失礼いたしました。市社協からは出ておりません。

○河村委員

とするとその、私のところでは650円ということで、タオルを選定して出しよるんですが、それは市から出たものではないという解釈でいいんですね。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

その配られたもの、財源というか元の原資はどの金を使っておられるかてのは、はっきりとお答えできませんので、申しわけありません。

○河村委員

うん、いやええですよ。はい、わかりました。

それから、高就労のお金はあなたのところから原資になっちゃうんですが、今図書館の下のところへ事務所を置いちゃっていいね。教育委員会がたしか駐車場を管理しとったから賃料についての話をしたら、そんな話全然なかったわけですが、管理委託料ちゅのが32万円ほど払うちよる、高就労にね。

緑化事業が3,824万6,000円で管理委託が32万円ということなんなんですが、この管理委託ちゅのは何のお金なん。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

高齢者福祉就労事業の運営管理を委託していることにかかわる費用でございまして、例えば連

絡調整に車両が使う燃料費であるかとか保険料であるかとか、そういったものが含まれておるのでございます。

○河村委員

わかります。でね、そこの今建物に、何じゃったかな相談所という看板とは別に何とかの光支部とこう書いちゃあるんよ。どうもよう中身の飲み込みが悪いんですが、要はお貸しをするときにそういった状況については把握しよったよね。どういう方に御利用いただいてということで、ひいては今警察署の中にある交通安全協会だって家賃払うていうんじゃから、そういう意味合いでのその話をしよるんでちょっと教えてください。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

大変申しわけありません。建物管理につきましては、建設部のほうで所管をしている建物でございますので、私のほうからはお答えは控えさせていただきたいかと思えます。

○河村委員

はい、わかりました。

それでは、つるみ幼稚園の跡地を不動産鑑定をかけるような話をされておりましたが、今進行状況ちょっと教えてもらっていいですか。

○松村福祉総務課長

つるみ幼稚園の不動産鑑定でございますけれども、現状まだ実施できておりません。プロポーザルによる公募というところまでは整理をしておるんですけれども、その仕様の詳細について少し整理に時間を要しているという状況で、年度内にはプロポーザルを実施したいというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

プロポーザルの実施の前段じゃないですか、要するに不動産鑑定があつて、要は事業費そのものが規模が決まってから業者、プロポーザルをしようとかいう話なんで、その前段ができんにゃへたすりゃ年度内にできるかどうかちゅう話になってしまうから、不動産鑑定は結構手間かかるよ。

○松村福祉総務課長

あそこに建物もあるわけでございますけれども、こちらが補助金をもらって建てているところで、そちらの残がまだあるというあたりとか、今学校施設ですけれどもこちらのほうを福祉施設への用途変更していただくこととなりますけれども、実際に引き受けていただく団体が建物に大きく手を加えなければいけないとかというな状況も考えられると思えますので、そういったあたりを少し整理をしているという状況でございます。

不動産鑑定の実施につきましては、プロポーザルのやり方というところだと思いますけれども、

最終的に交渉権者を決定するということで考えております。

どこまで、どのタイミングでするというのはまた管財の所管等々も調整しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○河村委員

予算のときには何か相手があるような話をされておりましたが、例えばそういう見込みがあるときには用途変更とかちゅうのはたたと済ませれるはずじゃ。ねえ、あんなもの今ごろ自分でできるんじゃないかね、わざわざ業者頼まんでも。

だけ、そういった意味合いでまだもたもたしちよるという理由がちょっとよくわからんのですが、例えば借金が返し終わっていないということは、あと残額はいくらぐらい残っちゃうの。

○松村福祉総務課長

すいません。ちょっとざっくりとした計算にしかなくていいんですけども、約80万円程度の返還が必要という試算で、有償で譲渡した場合にはということになりますけど、必要となつてまいります。

○河村委員

実施をしようということであればさっさと済ませることが大事なんで、決めるまでは時間かかってええんですよ。だけど、決めたんならさっさと済ますというふうにしていただきたらと思います。

それから、障害者の自立支援審査会というのがあって、5人で105万円ぐらいの費用が出ているんですが、ほかの審査会の報酬とどうもちょっと違うような気がするんですが、どの程度の回数をやっておられるのか。

○松村福祉総務課長

障害者の自立支援審査会についてでございますが、業務といたしましては、障害者が自立支援給付を受けるに当たっての障害支援区分1から6というのがあるんですが、こちらを決定するための審査会でございます。

介護保険という審査会、要介護度を決定するこちらとほぼ同様の内容でございます。診断書等によって、それぞれの状況というところを決定していただくこととなります。

委員さんですけども、委員さんは医師や理学療法士、社会福祉士など5名の委員さんでございます。

月に1回会議を開催しております、報酬の単価が1回当たり1万7,600円ということでございます。これの5人分の12回分ということで約105万円という金額となっております。

○河村委員

介護認定と同じぐらいの費用が出ていくということで、お医者さんが来りゃあそういうことになるんだろうと思うんですがね、片一方じゃ5,000円で皆出よるし、ましてや今までいろんな、人権とか何とかいろんな団体に出席するのに旅費程度、200円、300円の話よ、それまで皆やめ

たのよね。

まあ地域のほうから、いや大和のほうから相当な距離を来て、うちで開けというぐらいのことを今ごろ言われよるんでね、ちょっと1回全てのそういった審査会の実費弁償を含めて何か考えたらええんじゃないかなとお願いしときます。

それから、地域福祉活動計画ということで社協のほうにお願いをしよるわけですが、従前にもお話をしたと思うんですね。39人ぐらいの職員のうち8人が正職員、7人じゃったかな、でとこういう話の中で、先日も正職員の方がお亡くなりになったという話を聞いてね、やっぱり何か原因があるんだろうと思うんですね。

そのあたりのところを、要はお仕事していただく限りにおいては安定して生活ができるほどの給料ちゅのは当たり前話なんで、それをじゃあ、例えば人数が39人いるんならその人たちはちゃんと正職員として採用をして、しっかりした、ある意味で言やその市役所の下請というじゃなくて、同一労働同一賃金と今ごろいうわけですからね、そのような形で支払いをしていく必要があるんだと思うんですがね。

特に、私は前から人件費補助じゃない事業費補助やとこういう話をしてきましたので、極力その事業費を増やしてその中で雇用を進めていくというほうがええんだろうと思ってるんですよ。その辺の考え方はどんなですか。

○松村福祉総務課長

社会福祉協議会の職員さんにつきましては、これは社会福祉協議会のほうでその職務内容であったりとか職責であったりとかというところで、正職員であったりとか嘱託職員、臨時職員というようなところをお決めになられているというところだと思います。

社会福祉協議会のほうで決定されていることですので、私のほうから全て正職員にというようなことはなかなか難しいというところは御理解いただければと思います。

それと、事業費補助についてでございますが、事業費ということであれば市のほうから何か事業をお願いするというようなところも必要になってこようかと思えます。社協が独自の事業をされている部分というのもございますし、当然市のほうから委託事業というところ、もしくは事業費補助のような形で地域権利養護事業とかはお願いしておりますけども、そういった部分につきましては事業費部分、それから人件費部分という形で支払いをしている中で、いわゆる総務部門のようなところにつきましてはなかなかそういったところが難しいというところもありまして、人件費部分についての補助をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

社協がというても、実際にその営利事業というのは今介護保険に関係するところしかないんで、そこでそんなに利益が出るはずがない。じゃあ市のかかわりがないんかていうたら、恐らく総事業の中で今社協がやりよるその介護事業ちゅのはほんのわずかの話でしょ、ねえ。そしたら、ほとんどのところは市に依存しちよる中で、社協が自分らで嘱託も臨時もパートさんも皆決めるんですねとこういう話じゃあないと思うんですよ。

じゃあ通常で言えば、そのパート職員のやる業務は何かと、あるいは嘱託職員のやる業務は何

かというて詰めていかにやいけんような話になるよね。そうじゃないと私は思っているんです。光市の地域福祉活動計画そのものをお願いしよるわけじゃから、そのじゃあ活動の中身ちゅうのは何かと、それ計算したら、事業を起こすっていうたらものすごい金額の事業を起こすことが可能なんですよね。

だけど、それを起こせるほどのものを、判断を含めて上げてないと私には思えちよるんやけどね、私の考え方が違いますかね。それに今の地域活動福祉計画そのものについてのお尋ねなんよ。どういうふうにするか。その捉えたらいいのか。

○松村福祉総務課長

地域福祉活動計画につきましては、3月の議会でも議員さんのほうからお尋ねをいただいて、部長のほうがお答えを申し上げております。

市が策定いたします地域福祉計画と一体的な運用というところで、市のほうが大きな目標なり基本目標なりというのを定めて、社会福祉協議会のほうで具体的な活動について地域福祉行動計画の中で整備をしていただくという位置づけについては、御説明をさせていただいてとおりでございます。

そうは申しましても、一応、社会福祉法人という組織団体といたしまして、社会福祉協議会のほうで意思決定機関なりを通じて事業であったりとか、職員であったりとかということを決定している中で、市のほうといたしましても、一定の助言なりというものは行ってまいりたいと考えておりますけれども、運用全体について、市のほうが一方的に決定するというのはなかなか難しいのかなとは考えています。

そうは申し上げましても、先ほども言いましたように一体的に社会福祉、地域福祉を進めていく必要がございますので、そのあたりについてはこれまでも実施してはおりますが、引き続き社会福祉協議会のほうとしっかりすり合わせなりというものを行って進めていきたいというふうには考えております。

○河村委員

違うところに行きますね。

要援護者のさっき登録のことがありましたが、把握調査をするのに140万6,000円ほどお金が出ておるんですが、恐らく民生委員が皆調査をして歩くんですが、これはその民生委員さんにお渡しするお金なの。調査をすることで民生委員そのものに現金が渡りよるの。

○中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長

業務につきましては、民生委員児童委員協議会のほうに委託をさせていただいております。協議会のほうにお支払いをさせていただいているところでございます。

○河村委員

同じような気がするんやけど。全員で何人じゃったかいね。

○松村福祉総務課長

民生委員さんと主任児童委員さん合わせまして122名でございます。

○河村委員

最近、民生・児童委員さん出番が多ゆうて、恐らくしっかり地域の中では活動をしてもらえておると思うんですが、それ以外のケースでも出番がふえちよるんですけど、人によっては出不精の方もあってね。せつかく把握した調査ものが生かしきれないところが実はあるんです。というのは、自分で調査をしたものが、なんで、じゃ、自主防災とかいろんな場面で出てくるのかというような話もいただくんです。

要は活用方法について、当然調査をする段階から理解をしてもろちよかんにゃいけんわけですが、そのあたりの理解不足があったりするんで、しっかりそのあたりの説明もしておいていただいたらと思います。

それから、総合福祉センターの環境衛生管理委託644万円ぐらい出てるんですが、これをちょっとお尋ねしていいですか。

○松村福祉総務課長

総合福祉センターあいば一く光全体について、清掃の管理を委託するものでございます。以上でございます。

○河村委員

はい、わかりました。

恐らく管理全般にかかってくるんだと思うんですが、5時15分過ぎて電話したらね、当直が出るのいね。おるじゃろうと、こう言うてもね、回してくれんのいね。どうもね、今直通じゃから、そんなことはないんじゃろうとは思んじゃけどね、結構遅くまで皆さん電気つけてお仕事をされておるんですが、意外に電話かかってこんのじゃろうと思うんですよ。自分のほうからかけるようなね。そのあたりの体制の整備ちゅうのは、ちょっと検討していただいたらと思います。

それから、これはねあんまり関係ないんですが、児童遊園地の維持管理は道路河川課のほうへこうなっておるんですが、道路河川課は、自分のところの都市公園については補助金出してまで維持管理をしよるわけいね。ほやけど、この児童遊園地については、そんな話もつい聞こえない。

しかも、最近は、自治会の中で返すって皆言うてんよ。この児童遊園地もう要らんから返すと、返すと言うて、返されても困るから、今宙に浮いているような状態になっておるから困ったところはたくさんあるんで、それを考えるのは建設部が考えるのならええけど、そうじゃないよね。設置したところはここなんじゃから。そのあたりのところについても全部委託するちゅうなら、それはそれで構やせんじゃけど、どんな。

○都野福祉保健部長

児童遊園地につきましては、その管理・維持が全てが建設部に移ったとふうに理解しております。

○河村委員

ということは、閉鎖についても建設部にお任せするという解釈でいいですね。

○都野福祉保健部長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○河村委員

それでは、次に行きます。

災害救急医療情報システム、災害じゃなくても要は救急医療情報システムというふうに捉えたほうがええと思うんですが。救急車がその現場へ到着するには、通常5分程度で皆来るんですが、そこから救急車が移動するのに30分かかるんですね。その中で、今の救急医療情報システムというのが出てきたんじゃないのかなと思うんですが、余り機能をしてないような気がするんですけども、どういうふうなものをつくったんでしょうか。

○都野福祉保健部長

委員さんが言われているのは、7・1・1・9のことですか。

○河村委員

7・1・1・9って何ですか。

○都野福祉保健部長

全国展開を総務省消防庁が全国展開を図っている……。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

ぜひ救急車を呼ばれたときに、即座に要は次の救急車の行先は決められるような体制づくりというのが、今求められちゃうと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

それから、食生活改善推進委員の訪問活動の委託料ということで、光市健康づくり推進計画というんですかね、ちょっと御説明いただいてもいいですか。

○柏木健康増進課長

今、食生活改善推進員訪問活動委託料と言われたと思うのですが、これは光市食生活改善推進員さんに食育であるとか食の改善であるとか、そうしたものを普及啓発するための委託料です。その中には、健康教室を実施していただいたり訪問活動、家庭や地域を回っていただいたりするものの委託料を計上しています。

○河村委員

健康教室と、それから訪問活動を実施しているという。

○柏木健康増進課長

はい。

○河村委員

出くわしたことが余りないんですが、どういった類のものですか。

○柏木健康増進課長

これは、健康教室は各コミュニティセンターで健康に関するお話と、調理実習、健康体操であるとかいろいろなことをやって、健康づくりに役立てていただくものです。その中に調理実習があるときとないときとあり、食生活改善推進員さんに協力いただいて、健康増進課の管理栄養士、保健師、歯科衛生士とともに実施しているものです。

それから訪問活動というのは、食生活改善推進員さんは、市で年5～6回研修を受けていただいて、それを復伝活動という形で健康教室であるとか、地域の訪問、これは家に行くだけじゃなくて、いろいろな場面で地域の人が集まっているときに学んだことをお話ししたりする活動、健康づくりや食生活改善、食育に関するものを啓発していただくようなものです。1件当たり200円の4,000回ということで計上しております。

○河村委員

調理実習というのは、今のその男性料理教室とかそういう類のものを指すんですか。

○柏木健康増進課長

健康教室の中には男性料理教室もありますし、一般のどなたでも来ていただけるもの。それから親子の料理教室であるとか、その対象者に分けた健康教室がございます。

○河村委員

大体理解できましたが、広く要はそういう方の募集をかけたるときに、文書を恐らくつくられるのではないかなと思います。余り目にしたことがないので、広く啓発活動もあわせてしていただくように取り組んでいただけたらと思います。

それと、もう一点ちょっと母子保健推進員の活動で、この間のときに何かいろいろお話があったんですが、母子保健推進員さんに要は今の若い乳幼児といいますか、お生まれになった方の訪問活動をしていただいておりますが、積極的に外へ出ていただける方については、すごくありがたい話でうまくいくと思うんですが、中には、結構そうでない人もいらっしゃるんですよ。だから、普通の民生委員にしてもそうですが、結構、家庭訪問する大変さというのがあるんで、本来なら市の職員の仕事に該当すると私には思えるんですよ。

ですから、一回こう職員がやってみたらええんじゃないかなと、訪問活動ですよ。その上で母子保健推進員さんに委託することが、母子保健推進員さんにとっちゃ、すごいありがたい話じゃろうと私は思うんですけどね。その辺はどんなですか。

○柏木健康増進課長

保健師による妊産婦、乳幼児の訪問活動、新生児訪問や乳児訪問は、赤ちゃんが生まれて、赤ちゃん誕生連絡票というものをいただいて、また、出生届が出たときに把握しまして、保健師が訪問しております。

母子保健推進員さんは、健康増進課から情報を差し上げて、もちろんお母さんの了解を得た方ですけれど、おおむね生後4カ月までにご家庭を全戸訪問をするという「こんにちは赤ちゃん事業」というものがあります。それは全部訪問していただいています、全く市の保健師が訪問しないわけではなく、母子保健推進員よりも先に保健師が行っている場合のほうが多くございます。

ただし、里帰りとかでなかなか帰っていらっしゃらず、何カ月かして帰られた場合というのは、母子保健推進員さんが先に行かれることもあります。こんにちは赤ちゃん事業においても、妊娠届のときにきちんとお母さんに母子保健推進員さんの説明をして、こういう方が地域にいらっしゃいますが、訪問してもいいかどうか、同意を得ています。必ずその方の連絡先もお名前も教えて差し上げて、こういった方からまた連絡があるという形できちんとつないでおります。母子保健推進員さんは訪問をし、いろんな相談を受けて、そして返答に困る内容であるとか、ちょっと気になる内容がありましたら、すぐに健康増進課に連絡いただき、そして保健師がまた再度連絡し、訪問して早く不安を解消できるように、そういうパイプ役としての役割を母子保健推進員さんに担っていただいております。

○河村委員

よく妊婦健診で受けられない人がたくさんいて、都会ではですよ、要はお産のときに困るケースが多いんですよ。そういうことは、じゃ、従前にそういうことをやっておれば、ほとんど妊婦健診は受診をしているという解釈でええですか。

○柏木健康増進課長

高い確率で妊婦健診は受診されております。

○河村委員

妊婦健診で例えば里帰りをする人の、要はそういった受診についても、しっかり指導ができると、こういうふうになっているわけですね。

○柏木健康増進課長

はい、そのとおりです。

そして、妊婦健診を県外でお受けになった方については、補助金等で対応しております。

○河村委員

はい、わかりました。

○松村福祉総務課長

先ほどつるみ幼稚園の補助金のことについて、返還が必要な額80万円と御説明させていただきました。180万円の間違いでございます。訂正させていただきます。失礼しました。

○河村委員

いやいや、その180万円ちゃ、例えばどうするわけ、市が出す金なんじゃけど、その新しい事業者に影響があるわけ。

○松村福祉総務課長

新しい事業者には影響はございません。市のほうが有償で売り渡した場合には国に返還をするということになります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第73号 平成30年度光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

説 明：森重環境部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○磯部委員

すみません、少し質問させていただきます。

まず、前回、何回か質問がありましたけれども、アルゼンチンアリの拡散防止について、質問させていただきます。

民間でも、造園・外構工事とか、土木・建築工事、解体工事などにおいて、土砂・がれきの搬出に伴って、巣ごとほかのところに運び出してしまう可能性が懸念されていますけれども、そういうことのないように一定のルールを設けて、処理を義務づけるなど対策が必要なのではないかと考えておりますけれども、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○植本環境政策課長

現在、生息区域で実施されております下水道工事につきましては、工事発注者に対しましてアルゼンチンアリを発見した場合におきましては、駆除と拡散防止に努めるよう指示をさせてい

ただいております、その場合、市が貸与した噴霧器等により、薬剤の散布をお願いしているところがございます。

なお、民間工事におきましては、今後、どのような対応が可能か、早急に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○磯部委員

今、民間の対応というのは、今後考えていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、下水道のみならず、道路など、ほかの水道工事、建築工事などについても、しっかりと検討をお願いしておきたいと思えます。

また、巣ごとの搬出については、いち早い発見が早期対応につながると思えます。効果的な対応が行えることとなりますので、そのためには、自治会とか市民からの情報提供が鍵になるので、そういった仕組みづくりが必要と考えますが、どのように考えておられますでしょうか。

○植本環境政策課長

現在、市のホームページによりまして、市民の皆様方にアルゼンチンアリの特徴や生態、防除方法など、必要な情報発信を行っております。

今後につきましては、広報の連載なども活用いたしまして、市民の方からのアルゼンチンアリについての積極的な情報提供を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○磯部委員

わかりました。

効果的な防除という視点から、少し質問をお願いしたいんですけれども、今、補助を行っていたとき、前年までです、一斉防除の方法、対象エリアっていうのはどうだったのか。薬剤の成分、種類と用法なんかは、どのように考えていらっしゃったのか、まず、29年度までの手法をお聞きしておきたいと思えます。

○植本環境政策課長

一斉防除は平成24年から開始いたしまして、その際に、同時に自治会等へ薬剤の一部支給を開始いたしました。平成24年から27年までにつきましては、4つの自治会を対象としまして一斉防除を行いました。28年からは、1自治会減りまして、3自治会で実施したところがございます。

薬剤の成分につきましては、一斉防除に使用する薬剤は、ベイト剤で成分はフィプロニルという化学物質が入った薬剤を使用いたしまして、これはアリが巣に持ち帰ることによって、巣の中のほかの細部にも行き渡って、巣の全体を死滅させるという薬剤でございまして、これを配布いたしまして、実施したところがございます。

以上でございます。

○磯部委員

今年度から補助がなくなっただけの一斉防除の方法、対象エリアなのかは、どのように変わったのか、変わったところがあればお聞かせをいただきたいのですが、お願いします。

○植本環境政策課長

本年度につきましては、一斉防除の手法等については変更はございません。

ただ、エリアにつきましては、1自治会が防除を休止したため、2つの自治会で実施をいたしました。

以上でございます。

○磯部委員

では、補助がなくなっても、その後の支援というのは同じようにしていただいているというふうに了解してよろしいでしょうか。

○植本環境政策課長

地元の住民の方々や自治会、それと今年度から連合自治会も御参加いただきまして、その方々と協力し合っただけで一斉防除を進めていく予定にしております。

以上でございます。

○磯部委員

補助がなくなっただけ、それにかわってほかの対策を新たに始めるなり、自治会からの、連合自治会からの御要望という、そういう強化した点というのはあるんでしょうか。

○植本環境政策課長

先ほど申し上げましたように、今年度から室積地区の連合自治会の御協力いただいたということで、室積地区全体の課題として捉えていただいて、こちらのほうから一緒に効果的な防除方法とか、情報共有とかも強化を図っているところでありまして、今後につきましても、こちらのほうから、いろいろ情報を、連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○磯部委員

私たちも、どれぐらいの影響があつて、どれぐらいのものなのかというのが、実際に、そのエリアにお住まいになっていらっしゃる方のお話を聞いて、見に行ったら大変な状況であるところもございまして、それが全て同じような状況ではないというのは私たちも確認はしておりますが、今、課長がおっしゃったように、各戸、それぞれ、その状況というのは違うと思うんです。御不安もあると思いますし、今後、連合自治会の会長さんも一緒になって、いろんな意味で御協力をいただいているということですので、情報交換とか、情報の共有、連合自治会だけではなく、そこが室積だけの問題ではないかもしれないので、そのあたりをもう少し細かに

連携をとって、今後の課題として一步でも二歩でも前に進んで、皆さんが共有していただけるような、御努力をお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○畠堀委員

3点ほどお伺いします。

1つは、深山浄苑の管理・運営ということで、災害以降、大変厳しい状況が続いていると思うんですけども、現状と今後の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

○中本深山浄苑長

現在の現状につきましては、施設再稼動のため、種汚泥を確保してまいりましたが、懸山地区の山腹崩壊の復旧が長期化する中、微生物が死滅することから、この処理を含め施設の停止工程に入っているところでございます。

また、この作業に加え、機器類の維持・点検や施設周辺の環境保全にも努めているところでございます。

目途としましては、現在山口県の治山事業として復旧工事が進められているところでありまして、ラス張りのコンクリートの吹きつけ後に、土工用の防護柵を設置した後、実施設計により、本復旧工事に着手するようでございますが、工事の完成時期につきましては把握できておらず、深山浄苑の搬入路の通行止めがいつ解除されるかは、今の段階ではわかっておりません。

以上です。

○畠堀委員

大変、状況が先行きが厳しい状態が続くようですけども、その間の業務対応と処理内容を、それについてはどのような形なのか、今の状況も含めて教えていただけたらと思います。

○中本深山浄苑長

現在、生し尿につきましては、下松のほうのし尿処理場で前処理を行い、希釈後、同下水道浄化センターで処理を行っていただいております。

また、浄化槽汚泥につきましては、山口県周南流域下水道浄化センターへ搬入しているところでございます。

以上です。

○畠堀委員

特に、現状のその処理の状態、今後も特に問題はないということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○中本深山浄苑長

周南流域下水道浄化センターのほうによりますと、冬場、若干、微生物の活性化が悪くなるので、水質悪化の懸念はございますが、今のところ問題はございません。

以上です。

○畠堀委員

大変、環境において重要な業務だと思しますので、その辺、遺漏がないように、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

もう一点ほど、その間、職員の皆様はどのような形で業務に携わっておられるのか、今後のことになるのかもしれませんが、そのあたりはいかがでしょうか。

○中本深山浄苑長

現在、5名の運転体制でございますが、1名ほど、災害ごみの処理作業を手伝っておる状態でございます。再稼働時期の目途が立つまでは、必要最低限の職員を残しまして、維持・補修業務を努めてまいる所存でございます。

以上です。

○畠堀委員

いわゆる非定常の作業が続くんじゃないかというふうに思います。やっぱり、担当者としたら、その非定常というのは、大変負担も大きいと思しますので、そのあたりのところの職員の皆さんへのフォローといいますか、ケアもしっかりお願いをしておきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

以上です。

それから、次、いいですか。

次ですけど、2点目ですが、この20日にもノー・マイカー・デーという形で、市内全域で取り組みが進められるような運びになっておりますけども、年に数回、ノー・マイカー・デーということで、光市としても全市的な取り組みが行われております。このノー・マイカー・デーについては、言葉としたら浸透して、よくわかっているわけですけども、市内全域においての取り組みとして、これまでの状況なり、市としての評価、どのように考えておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○植本環境政策課長

ノー・マイカーにつきましては、あくまでも市の取り組みを申し上げますと、本市では平成26年度から平成29年度までにつきましては、12月の地球温暖化防止月間などに、市営バスの数日間の無料化を実施いたしました。その期間は、1日平均で通常の1.5倍程度の乗降客数となったところでございます。

また、本年度につきましては、さらに推進を図る試みといたしまして、市民一斉ノー・マイカー運動推進キャンペーンといたしまして、民間バス事業者の御協力も得まして、年間2日間のバス運賃の半額化を実施いたしました。6月5日の環境の日の実施におきましては、90人程度の参加があったところでございます。

評価といたしましては、本年度、このキャンペーンにおきまして、民間バスの御協力をいただきましたということが、まず評価につながったものと思います。

今後、こういった評価に加えまして、周知方法とか、各方面の営業的な取り組みなどとのタイアップで、より多くの市民が参加してもらえるような体制づくりが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

地道な取り組みの中で、ずっと継続していくということは大事なことだと思いますし、そうしたことによって浸透していくんじゃないかというふうに思います。

今、代替の交通機関というのは限られておりますので、なかなか飛躍的な伸張というのはないんだろうとは思いますが、そういった中で、代替の交通機関についても、何か違う方法というのも少し考えていく必要もあるのではないかなというふうには思うところでございます。例えば、バスだけではなくて、自転車等の普及をするだとか、もう少し目新しいことも考えていく必要があるのではないかなと思っておりますので、今後の取り組みとして、そのあたりのところについても、ぜひ継続していくという観点で、さらなる充実についても御検討いただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

それから3点目ですけども、3点目は先ほども下水道会計の補正が行われましたけども、特に、この下水道の使用料金については、前回、平成25年に3.3%金額が上書きされた。そのとき示していただきましたシミュレーションにおきましては、30年度において、実質収支、累積でゼロになるんだと。これまでの下水道会計の報告においても、平成29年度で実質収支赤字が5億1,100万円ということで、ほぼ計画にのっとり順調に推移してきているのではないかというふうに考えておりますし、このことについては、日ごろからの取り組みの成果ではないかというふうに思いますが、まさに、この30年度、実質収支ゼロで、形式については来年度ゼロになるんだというような計画ではございましたけど、そのあたりの推移については、今後の見通しも含めて、計画どおりに推移しそうなのか、何か特にそのあたり問題はないのか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○森重環境部次長

下水道事業会計の累積赤字の状況でございます。累積赤字につきましては、平成29年度末で約5億1,100万円でございます。これにつきましては、今、委員からもありましたように、平成30年度での累積赤字の解消に、これまで取り組んできており、予定どおり平成30年度で解消できるものと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

順調に赤字も解消してきておるということで、その中で、行動計画等においても掲げられておりますのは、平成30年度、31年度を準備期間として、32年から公営企業会計を導入するというのも掲げられておりますけども、この準備期間として、具体的にどのような準備をされておるのか、今後の課題というか、何かありましたら、教えていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○森重環境部次長

本市下水道事業につきましては、平成32年4月に、地方公営企業法を適用することとしており、現在、移行準備を進めているところでございます。

これにつきましては、平成27年度から移行準備作業を進めておりますが、今後の取り組みといたしましては、まず、平成30年度でございますが、新たに公営企業会計システムの導入を進めているところでございます。また、平成31年度は、地方公営企業法適用の前年度となりますことから、公営企業の設置等に係る条例、規則の制定であるとか、公営企業会計に基づく新年度予算編成、下水道事業特別会計の打切決算など、さまざまな移行準備を進めていくことになると考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

この事業については、いろいろと注目を浴びながらも、これまで着実に改善してきているんじゃないかと、私も評価しておりますので、今後の新しい会計制度の導入に向けても、遺漏のないように着実な取り組みをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○河村委員

アルゼンチンアリについてちょっと、認識が違ったらいけないんで、もう一度確認をさせてください。

平成30年度については、補助金はなかったというふうに確認をしておるんですが、従前の薬剤が残っておったということで、いくらか配布をしたんだと思いますが、一斉防除という問題のところで、一般質問の中でもちょっと整理をしていただいたように思うんです。一斉防除というのは、例えば空き家があろうが、畑があろうが、その地域にアルゼンチンアリが生息しておると思われるところについて全てだと、こういうふうに私の認識ではあるんですが、それを実施したというふうに解釈してええんですか。

○植本環境政策課長

今まで実施してまいりました現状の一斉防除につきましては、自治会長を通じまして、29年度までは薬剤と一斉防除のチラシをお渡ししまして、住んでおられる方の一斉防除の取り組みをお願いしてまいりました。

したがって、空き家とかというのが、今まででしたら一斉防除に、自治会の中でも一斉防除ができなかったようなところもあろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

一斉防除の認識が違ってから、言うたと思うんですけど、例えば100軒家があつて、その中には空き家も当然入っちゃう。90人はおったとしようか。その人たちの中でも、希望者、最終的

にはなるわけね。その人たちがやったら、それは一斉防除なの。

○植本環境政策課長

こちらとしましては、90人がやられたら、90人に一斉防除をお願いして、こちらとしても、それ以外の市の管轄の土地とかというのも含めて、一斉防除に取り組んできたところで、実際、空き家とかというのが、委員さん言われるように抜けているという状況にはなるかと思いますが、こちらとしてはそれを一斉防除ということで呼びかけて、今までは実施してまいりました。

○河村委員

一斉防除をしませんかと、こういうお話をさせてもろうたんですけど、要は、空き家であろうが、畑であろうが、その地域にアルゼンチンアリが生息すると思われるところについて全てやろうじゃないかと、こういう話をさせてもろうたんですが、そのことについてはどのようにお考えなんです。

○植本環境政策課長

空き家とか空き地というのは、個人の資産ということで、なかなかこちらとしても立ち入りにくいというか、地元の人も知っておられる方がおられれば、そういうお声かけとかができるんですが、なかなか連絡がとれないとかという状況もございますので、そういったところがちょっとないがしろになっていたのは現状でございます。

ただ、今後につきましては、空き家、そういったところも地元の人、自治会等の協力を得ながら、市のほうも一緒になって、そういったところが解消できるような取り組みをしていきたいとは思っております。

以上です。

○河村委員

要するに、一斉防除をするためには、関係者を集めて、例えば空き家であろうが、畑であろうが、どうやったらできるかと、そういう協議会みたいなものをつくって、その中の地域あるいは自治会をまたがうところも、実は今できちよりますから、月に1万円も薬剤がかかって処理をするような人も例えばおったとすれば、地元の負担も求めながら、一斉防除というのは100%なくそうやと、目標ですよ。いう中で対策を打っていかんにゃあ、もしも空き家があったとしたり、あるいは畑にそういう巣があったとすると、60倍になる、アリそのものが。それを思うたら、そういうふうな何か協議会みたいなものをつくって、一斉防除をしようということにはならんのだ。

薬剤が残っちゃったのがどの程度あって、どの程度有効じゃったかちゅうのは、私にはわかりませんが、今、対象とされる区域を全て網羅するためには、どの程度の薬剤が要って、どの程度の金額がかかるという見込みを立てちよる。

○植本環境政策課長

今までの一斉防除につきましては、こちらから呼びかけしたものにつきましては、ベイト剤を使っていただいて、家の周りに何m間隔で置いてくださいということでお願いしているので、ある程度の薬剤、大体1軒当たりに20個入りを1箱を支給して、大体薬剤の量というのは把握しているところでございます。

○河村委員

だから、例えば今の空き家と、あるいは空き地、それから、市が、例えば今、石垣とか道路とか、そういうところにもやったと、こういう話なら、そういったところをひっくるめて、薬が何個ちゅうんじゃないなくて、総額で一体どのくらいかかるのか、一斉防除するためによ。

○小田環境部長

今、委員さんが言われる一斉防除と、私どもが取り組んでいた一斉防除で、やはり認識が違うと思います。アルゼンチンアリ対策というのは、個々人がやったとしても、違う時期にばらばらにやったとしても、何も対策にならない。ですから、今までの取り組みというのは、議会の中でも御報告しましたように、6月と9月に、皆さん一緒にやりませんかという意識づけを行うためにベイト剤を支給してきた。

空き家、空き地に関しては、やはり今、連合自治会を含めて、関係する自治会、2自治会になるんですが、いろんな対策、方法を考えています。

ただ、先ほど課長が言いましたように、そういう民間の土地の中に行政が入っていけるのかどうか、どういう対策が必要なのかというのは、結論は出ませんが、今からはそういったことを交えながら話をしていきたい、話をしていく。

今、委員さんのほうからも言われましたように、そういう補助金とか、そういったことも考えられるでしょうが、まずもってどういう対策ができるのか、地元でどういうことができるのか、行政でどういうことができるのか、そういったところを協議をしてまいりたいということでございます。

○河村委員

いや、じゃから、私の話し方が悪いんじゃないだろうと思うけど、要は、その地域を全てを網羅する薬剤がどの程度要ると。じゃあ、その協議会を地元でつくったらと、こういう話は、そういう空き家、あるいは地主がおらない人、そういうところについても、そういう協議会の中で話を進めていくということで、役所じゃできるところも、その地域の地域の協議会の中で整理してもらったら、今よりも、今はおる家の人だけじゃから、そうじゃないところについてもやらんにゃあいけんという認識を広げていかないといけんと思うんで、そのあたりのためにもそういう協議会をつくって、総トータルで金額的には100万円かかりますと、その中で、市が出すのは50万円かと、そうすると残りのほうはどうやって地域から集めようかと、そういうことも一緒に考えてもらわんにゃあいけんのじゃない。市も、一緒になって考えたらいいと思うけど、ね、じゃあない。

○植本環境政策課長

この7月に、アルゼンチンアリ対策広域協議会というのが予定はされていたんですが、豪雨の影響で、一応書面審査という形になりました。こちらとしても、先ほど委員さんが言われた民間の、民間工事に伴うがれきとか土砂の流出によって、そういった問題の解決とかというの、環境省に向けて一応照会をさせていただいたところ、そういった民間工事、運搬についての把握が困難である問題解決のため、地域協議会的なものを立ち上げて、物資の運搬等での薬剤散布を啓発して、地域での監視を実施するという見解等もいただいております。すぐに協議会を立ち上げるというのも難しいので、こちらとしても、今後、調査研究というか、をしてみたいというふうに思っております。

○河村委員

わかりました。考えちよることは、恐らく一緒なんだと思いますが、前へ出ていかんにゃあいけんということと同時に、例えば、連合自治会にそんなにお金があるはずがないんで、何かやるときにお金が足らんにゃあ、また集めんになゃあいけんわけいね、地域から。だけど、アルゼンチンアリは、市全体の問題として捉えたほうが、恐らくええんだらうと。放置をしたら、車の中へ、あるいは人間の服と一緒に、それがよそへ行ってから、よそに行ったときには、すぐまたそこで広がるような状況をつくらない。そういうことが大事なんで、そのための私が思うた協議会とか一斉防除と、こういう形になっていくんで、まだ来年の6月までちと時間があるから、多少そういうところを検討していただいたらと思いますけどね。次に行きます。牛島の保健衛生事業というのがありますが、保健衛生事業というのはし尿かいね、ごみかいね。

○小山環境事業課長

牛島地区のし尿処理の事業に伴うものです。

○河村委員

し尿だけじゃなくて、ごみの問題とか、それから、要は牛島の衛生組合、要は診療所の問題を含めて、結構今、37人じゃったかな、この間のあれで。ただ、実際には、病院等で恐らく半分程度ぐらいしか島にはおられんと思いますので、トータルでそろそろ考えていかんにゃあいけん時期が来てるかなと。

というのは、今、衛生組合というのは、医者があそこへ来てもらって、診察をして、診察料金は組合に入りよるんやねえ。そうすると、そのお金も、恐らく事務費で消えちよるのかどうかは別にして、牛島が丸ごと一緒になって取り組むような事業なんかと、し尿やごみも一緒にひっくるめてよ。というのをそろそろ検討する時期に入っていると私には思えるんで、消滅する前にちゃんと考える方向が大事かなと思いますので、お願いをしておきます。

それから、室積の環境衛生で、土地の借り上げ料というのがあります。墓地、要するに。通常、墓地っていうたら、今はもう宗教法人か市がということになるわけですけども、ここは普賢寺さんをお願いしてお借りして、そこへ集合したわけですが、いつまでもこういう形で土地の借り上げ料が出てというのがいいのかなと。通常は市営墓地でも、今、管理組合とまでは行かないけれども、そういう人たちをお願いして管理、維持管理をしていただきよるんですね。

その人たちは、そのいろいろな取り扱い、維持管理について、自分たちでお金を集めながら整理をしてくれよるわけです。

ちょっと、今まであった既存の墓地を整理をして、例えば、お花があったりお供えがあったりするんで、そういったものの処理を含めて、処理をせんにゃあいけんのじゃないかと思うんです。

というのが、今、室積の墓地の話をしました、宮ノ尾にやっぱり市営墓地があるんですが、ここは、昔の状況からいうたら、今、倍ぐらい大きゅうなっちょるわけ、墓地が。何でかっていうたら、隣の畑の中にどンドン入っていっちょったけえ、墓がよ。ありゃ、そういうことが起こるはずがない。今は、墓地法で、新しい墓地は、さっき言うたように、個人じゃできん。その周知が図られていない。

そうはいいながら、今、新しゅう、今度ははあ墓地も必要なくなりよるわけね。家族葬やって、いやいや、お寺さんに納骨すりゃあ済むという段階からもう一步進んで、いや、ええ、その辺、山や海にまいちよけという時代が、はあ来よるわけいね。

だから、ちょっと急いで墓地の整理をしていただかなきゃいけないと思っておるんですが、ちょっと考え方を聞かせてください。

○植本環境政策課長

今、委員さんがおっしゃられた各、市内にも散在しております墓地につきましては、地域墓地という位置づけで、墓地、埋葬等に関する法律以前にできたものが多く、その運営についてはそちらの所有者、使用者、例えば管理組合をつくったりとか、そういったことで、市の関与はないというか、把握はできていないような状況です。

たまにこちらのほうにも問い合わせがあるんですが、山の上に墓地があって、年をとったので自分の敷地に墓地を移したいとかという問い合わせ等がありますが、それについては法律上難しいということでお答えしておりまして、今は、そういった指導をしているような現状ではございます。

○河村委員

いや、墓地、埋葬法ちゅうのは、何年にできたんかいね。

○植本環境政策課長

昭和23年に。

○河村委員

そやから今、例えば、そりゃあ名義だけは個人で残っちょるかもわからんけど、実質的には全部市の所有地、もちろん宗教法人の所有地ちゅうのも何ぼかあるんじゃけども、通常、いろんな人が埋葬するところちゅうのは、皆公園になっちょるいね。

任せるのはええんじゃけど、今まででもその管理をする人は、本来、その土地代はただじゃから、そんな墓地をあれするのにお金を取るなんていうのは考えられんかったんじゃけど、それは管理組合の経費として要りますからというようなことで、お金を取りよったときもあるのい

ね。

やけど、これから先は、もうそういうみんなが申し込みが多ゆうてから、墓地がないという状況ちゃうのは、これから先は起きてこんから、だから、もう今整理をして、縮小をする傾向にあるんじゃないから、今、うちだけもうそろそろ売れんから、一般会計入れようかとかこういう話をしよるわけじゃから、そういったことが大事なんだと思いますが、だから、今さっき言うた室積の墓地については、例えば、これから先もずっとこの金額をお支払いするということ。

○植本環境政策課長

まずは150ぐらい、室積の墓地につきましては、150から200ぐらいの数がございますが、そういった方々お一人一人、入り口のほうに使用者の調査ということで、御依頼で使用されている方につきましては、市役所のほうに御連絡くださいという看板も設置しております。

まず使用者の調査をいたしまして、できれば管理組合なり、必要でなければもう墓を撤去していただくということで、ちょっと気の長い話なんですけど、それを進めて、こちらとしては粘り強く進めていくしか方法はないのかなというふうに思っております。

○河村委員

結構急いでやっていただくといいかなと。今までの状況と、今の墓に対する皆さん方の希望そのものが随分変わってきていますので。

私は、そこの戸仲にある墓地であれしよるんですが、結構変わりよるんです。墓地の区画が変わりよる。従前、当然昔からもう100年も前からあるような墓地が、結構石を撤去して、新しい墓地が出てきたりしよるんです。これは、そういうケースというのは、市内各所に皆見受けられるので、整理ができるもんなら整理をしたらええと思えますけど、その辺の調査から入って。そうはいいながら、市が持ちよる墓地というのは、全部登録だけはしてあるはずじゃから、そこの管理組合がどなたで、この管理組合についての、どういうふうになっていますかという調査ぐらいはできると思うんです。結構、それをやっていただいたらと思います。何かあれば聞きますよ。

○植本環境政策課長

そういった調査につきましては、こちらのほうでも粛々と進めているところでございます。以上です。

○河村委員

それから、公害対策でちょっとお尋ねしたいんですが、水質調査については、結構皆基準値内だと。こういいながら、大腸菌群については環境基準を超えていると、こういうお話なんですけど、大腸菌群というのは、何か毎年基準を超えとるから、どねえかしようというような考えはあるんですか。

○植本環境政策課長

大腸菌群ということで、原因としては、ふん尿とかから出るものもあれば、田んぼから川に流

れます、その田んぼにもともと大腸菌がありまして、それから流れたとか、いろいろな要因が考えられるわけでありましたが、基準は超えているんですが、人体には直接的な影響はないということで、なかなか改善するのも難しいということで、今のところちょっと基準は超えている状況を毎年お知らせしているという状況でございます。

○小田環境部長

大腸菌群数については、どうしても下水道が整備をされていない小河川でありますとか、そういった水量が少ないような河川について、よく見受けられます。例を挙げますと、室積であれば、松原川であるとか、大町川であるとか、そういったところに大腸菌群数が減っていかない。理由につきましては、今、課長が説明をしたとおりで、自然界にもある大腸菌が流れていって、水が少ないわけですから希釈をしないような状況等があります。

環境審議会の中でも、よく毎年の河川の水質調査の結果を御報告しているんですけども、いろんな委員の方や、学識経験を持っておられる方によりますと、やはりそういった自然界由来のものがある、大腸菌の中にも、どういうんですか、いい大腸菌というのはおかしいですけど、いい悪いというのがあって、それを識別するには相当な時間もかかりますし、それを、原因を追及するというのもなかなか難しいということなので、今回、データをお出しはしているんですけど、それほど敏感に反応する必要はないという御意見をいただいております。

以上でございます。

○河村委員

下水道の認可区域外については、そういうことだろうと思いますが、区域内についてそれが改善されたかと、こういう話になるわけですが、ほかのところはほとんどもう行き渡ったような気がしておりますが、例えば室積地区でどの程度残っているんです、認可区域内の下水道がまだ行っていないところ。

○山本下水道技術担当課長

室積地区の整備でございますが、処理区域内の人口で申しますと、現在、6,746人の処理区域の整備が終わっております。普及率で申しますと、78.9%というところでございます。これは、平成29年度末現在の状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ほとんど終わっているというふうに捉まえられるので、そうすると、極力こういったところにも注目をして、何か事情があるかなということは一度考えていただいたらと思います。

それから、放置自動車の対策協議会というのがありますが、最近、もう放置自動車そのものは余り聞かなくなりましたが、何かまだ問題点があるようなところがあります。

○植本環境政策課長

最近につきましては、そういった事例がなくなってきております。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、今の放置対策協議会を開いて、いや、放置対策自動車ありませんと、こういう話で終わるの。

○植本環境政策課長

これは、あくまでも市の所有の土地に放置されている自動車でございます。今年度になりまして1件ほど事例がございます。それにつきましては、所有者も含めて今調査中ということで、協議会のほうには御報告をさせて、御了解はいただいたところでございます。

○河村委員

それは、どういう状況の車なんです。通常、車にはナンバーついちよるから、所有者というのはすぐわかるいね。そうすると、そこへ連絡したら、どういう状況ちゅうのはぱっとつかめたりすると思うんですけど、所有者がそれでもわからないとか。

○植本環境政策課長

所有者については把握はしております。ただ、撤去を御依頼しているにもかかわらず、撤去されないという状況が続いております。

○河村委員

それは、通常でいえば、病院というような感覚でええんですか。そうじゃない、場所は何か言うちゃあいけんような場所。

○植本環境政策課長

市営住宅の敷地内に1台ございます。

○委員長

河村委員、1時間たって休憩しようと思うんですが、もうなかったらこのまま続けようと思いますが、どうでしょうか。

○河村委員

このまま続けてもろうてええですよ。そんなにあるわけじゃないから。ほかの人は知らんよ。それは、市営住宅ちゅうのは、従前お住まいの方という意味合いですか、それとも全くそうじゃない、わからない人と、こういう話ですか。

○植本環境政策課長

入居されておられる方です。

○河村委員

わかりました。

そういうことがないように、当初、放置自動車の対策協議会というのは余り、病院の周辺とかを含めてたくさんあったんで、必要だろうと思うてやったわけですが、実際には、もう何年かやりゃあ、そろそろ店じまいをする時期に来ていると、私にはこう見えますので、委員の皆さん方の評価を得て、何かそういう方向に持って行っていただければいいかなと思います。

それから、もう一点、自動車騒音常時監視委託というのがあるんですが、これは、どこでどんな測定か何かしよるんですか。

○植本環境政策課長

毎年、業者に委託をさせていただいて、市内で今年は2カ所ですか、1カ所は188号線で、もう1カ所は県道のほうでそれぞれ監視の調査を行いました。

○河村委員

行ったんなら、その結果は。

○植本環境政策課長

結果につきましては……。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○植本環境政策課長

大変失礼いたしました。28年度も2カ所実施いたしまして、2カ所とも基準内におさまっているというような状況でございます。

○河村委員

基準がどうかちゅうのはわからんですけど、要は30年に実施をしたと言われたから、えかったか、悪かったかなという話を聞いたかったんで、要は苦情処理というのが結構、いろんな面で上がっていると思うんです。そんなことについてどういう取り組みかなというのを本当は聞いたかったんですけど、次回に回しますんで、いろんな苦情等があれば対応していただくようお願いをして終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

5 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

○河村委員

ほぼ立ち上がって、新しい病院のほうももうそろそろ完成間近ということになるんですが、請負をされた中で下請の比率や何かについていろいろお尋ねがあったと思うんですが、トータルとして、もう恐らく確定と言ってもええ時期に入っていますので、下請率はいくらじゃったですかね。孫請も入れてもええんですよ。要は、地元の業者がどの程度の下請を請け負ったか。

○川崎病院局経営企画課長

下請の率ということでございますが、11月末の時点で全部合わせまして7.8%でございます。以上です。

○河村委員

全部で7.8%というのは、極端に少ない数字のような気がするんですが、何かその原因みたいなものがあったんですか。

○川崎病院局経営企画課長

7.8%というのは、全部の業者さんですので、大きいところもあれば、個人でやられている小さいところもあるので、そういったトータルにした結果、今7.8%という状況でございます。

○河村委員

原因は何か考えられることがありますか。

○川崎病院局経営企画課長

今、原因等も分析をしております。数字が出てきたのが最近でございましたので、詳しいところまで今まだ分析できておりません。以上です。

○河村委員

今回の災害のときの対応なんかを見ても、なかなか地元の業者の皆さんが積極的に、じゃ加勢してあげようと、こういうふうには見えなかったんですいね。やっぱりいろんなところに原因があるんだと思いますがね、当然金額が高い低いちゅうのはついて回る話ではありますが、それでも地元発注に努めたというふうな姿勢があれば、ある程度、協力体制というのを築けるといふふうに思われますのでね、しっかりこの原因については分析をしていただいたらと思います。

それから、医療機能評価というのを受けられておるとは思いますが、その結果について、よくお伺いしたことがなかったんですけれども、指摘を受けた事項がおそらくあると思うんですね。医療評価を受けて配点が悪かったとか。そのあたりの分析みたいなもの、おそらくたくさん

項目があるんだと思いますが、その結果についてお見せをしていただくことができますかね。

○佐古光総合病院業務課長

光総合病院では、平成28年11月に1回目の更新の受審をしたところでございます。4領域87項目について評価が行われ、評価につきましては、S、A、B、Cの4段階の評価が行われ、B評価以上で認定病院というふうにされております。

現光総合病院が今回、B項目というのが13項目ほどありまして、それに関しましては、平成29年4月認定書等を受け取ったわけでございますが、5月より病院機能向上委員会というのを院内で組織をいたしまして、そこでB評価になったところについて改善するため、取り組みをしております。

結果につきましては、冊子等になっておりますし、インターネットでも公表されていたと思いますので、また、そこで確認できるんじゃないかと思います。

以上です。

○河村委員

87項目の中で13項目がBという話でしたけれども、残った数字は全部Sなの。

○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。13項目以外は全てA評価となっております。

以上です。

○河村委員

私が聞いた話なんで、的確かどうかは別にして、県立病院も3年ぐらい前に医療評価を受けられて、待ち時間が30分以上あったんですよ。病院の中で改善するために委員会を設けて、ありとあらゆる方策をして、今、私、たまたま通いよるんですが、CTの検査を受けたり、いろんなことをやっても、待っている時間というのはほとんどない。30分以上待たせたら医療機能評価でいい点数がつかないと、こういうふうに聞いておるんですが、今、市立病院の中で聞く話では、2時間待ち、3時間待ちというような話をよくお聞きするんですが、そのあたりについてはB評価だったんですか。あるいは普通なら、その改善方法に対してみんなで考える会をつくって、それを改める努力をしなければ、次へつながらないというふうに聞いておったんですけど、そのあたりどんなんですか。

○佐古光総合病院業務課長

今、御指摘のあった点、待ち時間に関しまして、こちらのほうはB評価となっております。当然、先ほど申しました病院機能向上委員会のほうでも検討はされています。

現在のところは、待ち時間というか、今、予約患者がその枠に何人いるかというのをマグネット等で表示して、見ただ目で患者さんにわかるような方法をとっております。

新病院に向けて、院内に案内システム、こちらのほうを導入する予定にはしておるんですが、どうしても限られた医師数になりますので、どうしても待ち時間というのが出てまいりますの

で、その待ち時間をいかに有効に待っていただくかということを考えておるところでございます。

その点では、情報ラウンジとか、Wi-Fiとか、コンビニとか、そういったところを利用して待ち時間を有効に使っていただけたらなと思っております。

以上です。

○河村委員

待ち時間を有効に使うというのも一つの手だと思いますが、1回限りでぱっと終わっている患者さんというのは、余りいらっしやらないんじゃないかなと。だから、結構通院をする中で待ち時間が長いということを感じておられるんだと、こう思うんですが、それについて、先進地の事例を含めて、結構、大体よく見たらわかりそうなものだと思うんですけどね、何が原因で待たせるかと。通常は、急患が入ってくるから大変だと思うわけですね、その分ずれたりするわけですが。

ただ、僕はそこ、今の県立病院では、急患が入ってきても、別に待ち時間に影響ないんですね。もうすごいんですよ、急患が入ってきて、すぐそのままCTに入ったりするんですが、ほとんど待たせない状況がつくれているんで。机の上だけでなかなか考えられないことを、結構よそを参考にしながらやれるというところがええんだと思うんですがね。そのあたりの方向、勉強というか、そのことはどういうに考えちゃってですか。

○桑田病院事業管理者

河村委員の御指摘どおり、待ち時間、確かに長いんですけども、やっぱり各病院の医師数、そして検査を聞き、そういうことで変わってくると思います。

急患が来たときに、それを外来の者じゃなくて、ほかの者が診るシステムがあれば、それは可能だと思います。

ただ、うちの場合は、それほど医師数がおりませんので、外来でやっている医師が診ることになります。

そして、もう一つは、今、予約をやっております。おっしゃるように、やっぱり通院する方が多いですね。ただ、その予約を入れてはいますが、その中に新患を入れてはいます。ほかの病院でも、やっぱりうまくいく場合は、紹介のある患者さんのみ新患というふうにやることが多いんです。うちはそういうことなしに、全部診ておりますんで、どうしても新患が来て、それを診るとなってくると、予約の患者さんを待たすことになります。

以上です。

○河村委員

おっしゃるとおりであると思うんですが、今までにもそのために、例えば、医師会と協定をして、紹介をふやしたり、たしか看護基準と同じように、今、紹介率が何ぼとかというのもありましたよね。そういうのを増やす努力もおそらくされているんだと思うんですが、それでも新患が多いというところにやっぱりちょっとメスを入れていかないと、改善が実績に結びつかないような気がするんですけどね。

○桑田病院事業管理者

おっしゃるとおりです。問題は、新患が多いというのは、紹介の患者の数が少ないということですね。本来であれば、光医師会の先生方のところで診ていただいて、こちらに来るのが一番いいわけですけども、それを例えば、周東病院のように、うちは紹介しか診ませんということであれば、それは簡単にできると思います。

ただ、それがうちの病院でできるかどうかということですね。問題は、紹介では診ませんと言ったときに、市民の皆様はどう感じるかということだと思います。

以上です。

○河村委員

要は、2次病院であるかと、こういう話になると思うんですけどね。新しい病院へ移って、じゃ今までと同じような形態でやっていくかどうかと、こういうことにもつながると思うんですね。せっかく新しくした、当然スタッフもそれなりにそろうんだと、そこは市民の期待もあると思うんですよ。あれだけの病院をつかって、いや、やっぱり医者の数が足らんかったけど、こういう話にはならないんですね。

そこで、要は医師会のほうにもお願いをして、今じゃったら徳中とか、県立病院とか、周東とか、その各個の病院から皆割り振りをしていただいているわけですが、そういったものを光にまず紹介してほしいということは、今までも随分やってきたことなんです、前の守田先生もそうじゃったし、その前の先生も、要は、紹介率を増やすことが一つの目標でしたのでね。そのために医師会との交流についても、随分考えておられたような気がするんですけどね。

そういった普段の付き合いの中から紹介率を増やしていく。あるいは新しい病院ができるというのは、本当のいいチャンスなんですね。チャンスを生かすやり方というのも、おそらくそういうふうなところかなと。いやいや、もう初診は診ませんということにはならないんですが、初診はやっぱり多少時間がかかってもやむを得ないと。要は、そこなんです。それをもう少し徹底をして、予約で来ていただいた方あるいは紹介で来ていただいた方を極力時間の中で整理をしていくというのが大事なんじゃないかなと。それはやっぱりスタッフがようけおるんじやから、そのあたりのところは十分考えていただきたいなど。

もう一つは、救急車なんですね。受け入れが今1,000件満たなかったと思うんですよね、年間です、年間、市立病院に救急車で搬入される方。今、光市内だけの救急車が2,500台ぐらい利用されておるんです。消防組合全体で見たら3,500件ぐらいあるんです。そのうちの2,500件ぐらいのうち、1,000件が市立病院で、急患のお客さんちゅうのは、もうお客さんですからね、これ患者とは言いながら。それをやっぱり目いっぱい受け入れる、要は、1次診断をして、例えば、よその病院に振り分けるというようなことも大きな作業の一つだと、こう思うんです。特に確実に市内の方ですから。そういう体制づくりちゅうのも必要だと思っておりますのでね、そのあたりについても、ちょっと内部でよく議論いただいて、急患を受け入れる方法というのを整理をしていただいたらいいなど、お願いをしておきます。

それから、職員さんの、要は対応の話をよく聞くんですね。看護師さんは看護師さんの研修をやっておられると思うんです。普通の看護助手とか、あるいは介護の人とか、いろんな人が

たくさんいらっしゃるんで、そのどれもがそういう対応が欠けても評判につながるということになりますから、その研修というのは、どういうふうにしてやっておられるんでしょうか。

○佐古光総合病院業務課長

研修ですが、院内の研修としましては、医療安全研修、医療間感染対策研修、防災研修、人権研修、ハラスメント研修、医療ガスの研修、個人情報、接遇の研修等を行っております。職員が講師となって研修をするものもございますが、外部の講師を招いたり、DVDとか、そういったものを視聴して研修したりとかしております。以上です。

○河村委員

接遇ということはなかったんですが、接遇ちゅうのもたしか医療評価の中に入っていましたよね。

○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。個人情報保護と接遇研修、こちらのほうは一緒に行っております。以上です。

○河村委員

随分従前からそういったお話はよく聞くんですが、接遇の話ですよ。今、市立病院には看護部長さんちゅうのはおってんですかね。例えば、その看護部長さんの役目というか、仕事は何なんですか。どういう今、職にあるんですか。あなた方と同じ、課長職とか、部長職とか、職を含めて。

○田村光総合病院事務部長

名前が申し上げるように、看護師の中の管理をしていただいております。当然ながら、横のつながりの部分も、部長感覚でやっていただきますけども、委員さんが言われた接遇に関しても、看護師の研修はそこでメインになってやっていただいております。

○河村委員

要は、職責といいますか、どこに位置するんですか。皆さん方と同じ、例えば、ランクでいえば。

○田村光総合病院事務部長

名称だったら部長の立場です、課長、部長。

○河村委員

恐らく課長以上になりゃ、当然ここへ出てきていただかなきゃいけないわけですが、今の看護師の研修とか接遇研修について、お話をお聞きしたいんですよ、看護部長さんのね。というの

は、医療評価の中でも恐らく大事な項目の一つですよ、接遇というのはね。あるいは、いろんな、うちの場合は結構看護助手とか、サブをしてくれる人がたくさんいらっしゃるんで、どうしても命令口調になるというふうには聞いていますのでね、そのあたりのちょっと確認を1回してみたいなと思っておりますので。いきなりということではないですが、部長職ということであれば、出るのが当たり前ですからね、なぜここにいらんのかのほう不思議ではない。

○田村光総合病院事務部長

行政の部長の部分と医療職の部分、部長と言いますと、医師の大部分は部長になっております。その立場も同じなんですけども、その病院の中の総括をお答えするのが事務局と考えていますので、事務局の部長、課長として出席をさせていただいています。

○河村委員

それはわかるんですが、要は、接遇の問題とかについて、じゃお尋ねしたときは事務局で皆答えていただけるということですか。

○田村光総合病院事務部長

病院全体の総括をすることをお答えするようになると思います。

○河村委員

病院全体の総括をするというんじゃなくて、例えば、接遇研修をする中で、なぜそういった評判が、ある意味でいうなら、ああ、すごい応対がよくなったから、もう気持ちがええという評判が出てくるようになってくれたらうれしいわけですよ。そういうふうにならんというところに、どこか問題があるんだと思うんですよ。それ、どうですか、もし何じゃったら。

○田村光総合病院事務部長

看護師らの接遇はお願いはするんですけども、病院全体、看護師も医療技術部門も医局も事務部門も全て接遇は必要なので、現在、教育部門というのを全体として考えて、それで動こうとしています。看護部門に限らず、全体の教育部門の設定をして、そこで接遇等とかの研修等もまとめてやっていくというふうには今動いています。

○河村委員

なぜ今までできなかったんでしょう。

○田村光総合病院事務部長

一応はやっていないことはなく、やっていましたけども、委員さんがおっしゃるように、その中の1人、2人が何らかのことがあっても、どうしても全体が見られてしまいます。大多数の方がその接遇はきちんとできていても、少数というか、本当に1名、2名の部分が大きく光るので、細かくやっていかないといけないかなと思っています。

前は全体としての研修で、みんな研修を受けます。じゃなくて、細かくちょっと下のほうまできちんとできればというふうに思って教育委員をつくっています。

○河村委員

再々県立病院を出して悪いんですけど、医療評価を受けて、1年間の、恐らく自分たちでいろんなことを決める中で、全くそれまでと変わったんですよ。それまではうちは変わりゃせんような状況じゃったと思いますよ。だけど、看護師だけじゃない、受付から、要はいろんな雑用される方からを含めて、対応がもうごろっと変わったんですよ。それは、要はそれができない人は要らないという、やっぱりきつい何かあれないと、対応ちゅうのは難しいような気がするんですけどね。せっかくあそこへ提言箱かなんかを置いていただいて、やろうという姿勢がないわけじゃないんで、それを実施するためにはどうせにゃいけんかということが要るんだと、こう思うんですよ。そのあたりのところについても、ちょっときょうは1回目ですから、次3月ぐらいまでにできれば、会議を重ねてまとめていただくと、大変ありがたいなと思います。

それから、従前常滑の話をおそらく誰かしたんだと思うんですが、地元のボランティアで100人委員会というふうなものをつくったりして、要は、評価を高めたり、評判を高めたりするちゅうのは、中がもちろんよければ何でもない話ですが、なかなか人間じゃから、普段いかんところに来て、すぐと、こういう話にはならんで、そういうボランティアをたくさん集めて、いろんな待ち時間を含めた運営ができるといいとふうに話があったと思うんですが、その点についてはどうですか、何か取り組みがあるんですか。

○佐古光総合病院業務課長

ボランティアについてですが、現在の病院につきましては、5団体、個人として2名の方がボランティアに参加していただいております。主に団体のほうは、タオルを折っていただいたりとか、生け垣の剪定とかをしていただいております、個人の方は、中庭の草刈りをしていただいたり、花を生けていただいたりという活動をしていただいております。

新病院につきましては、まだ特にこれといったものは決まっております。

以上です。

○河村委員

生け垣ちゅうのもあるとは思いますが、わしも知っていますけど、それは直接病院そのもののボランティアにかかわることじゃないと思うんですがね。特に緩和ケアをやろうと、こういう話ですから、いろんな読み聞かせを中心とした、直接患者と対応できるようなボランティアを含めて、何か考えたらいいがなと思うんですよ。実際には診察をしたりすることは、医者や看護師でやるわけですが、それ以外のところの部分はどう皆さん方の力を出すかということも大事だと、こう思うんですがね。その辺もちょっと宿題、宿題じゃないです、もうすぐじゃからね、もうちょっと積極的に考えちゃなきゃいけないのやと思うんですが、どんなですか。

○田村光総合病院事務部長

新病院が5月に開院の予定になっています。それに向けてボランティアのことにつきましても、何をしていただくことができるかというのを、今、抜き出しを行っています。

ボランティアの登録制度をつくろうと思っていて、例えば、先ほど申しいただきました緩和ケアの部分であるとか、外来の部分であるとか、そのあたりが可能な部分であれば、登録をしていただいて、お手伝いいただければと思っています。

建物としてのボランティアの控室は一応設定をしていますので、今後、開院に近づいて募集をかけていくことになると思っています。

○河村委員

当然、病院をつくろうといったときには、そういったところは全部調査に歩いたりして、思いをお持ちなんだと思うんですね。

だから、その思いを実現するためには、ハードルが一つずつあるんで、そこをクリアしていく以外ないんで、もうちょっと積極的に、もう時間がないから早くやっていただけたらなと思います。

それから、この間も医師の確保策ということで、メールを出したりというような話があったんですが、光市出身のお医者さんは、そりゃ山大を含めて結構たくさんの方がおられるんですね。個人情報じゃから言われんというようなことも近年ではあるんですが、大体聞いたらわかるんですね。

そのあたりのところで、普段私らは文書でいろんなことをやりとりする中でと、こう思うわけですが、そこだけは人間の付き合い以外に何物でもないんですね。誰が確約と、こういう話になるんですが、今のまま開院に向けて、私が病院を見る範囲内では、不安なんですね。そこをどこまで切迫感があるのかなと、こう思って、どんなんですか、今の医者の確保策ということについて、余り今、開けた部分がないと私には映っておりますが、十分自信を持って対応できるという解釈をしてええんですか。

○桑田病院事業管理者

十分自信を持って対応はできません。今回の議会でもありましたけども、山口県の中で医師が非常に少ない、全体の数は多いんですけど、若い人が少ないという現状があります。私は、大学の教授と何回もお話ししたりするんですけども、なかなか出せないと言われることのほうが多いです。

じゃ、なら、外のほうからどうかということで、今いろいろ出していますけども、それに手を挙げていただけるドクターは今のところありませんね。

例えば、じゃあとはどこから見つけるか。光市の出身のドクターの方が皆こちらに帰ってこれるかといったら、その確信は全くございませんね。

じゃ、なら、そういう企業を使って医師を集めるかということになりますが、医師を集めるということに関していうと、その人の人となりややっぱり大事になると思うんです。いくらこちらに来てもいいよというドクターがおられても、協調性がないとか、実力がないということであれば、病院に対してそんないいことじゃないと思いますね。やはりその方の人となりを見て、よければ採用させていただくとなつてまいります。

やっぱり大学の教授に相談して来ていただくというのが一番確実であるとは私は思っています。そういう意味で山口大学の教授の皆様とも時々お会いしながらお願いしているのが今現状です。だから、そういう意味で確証があって集められるかということは、はっきり言って、そういう確信はございません。

以上です。

○河村委員

率直な御意見だと思います。大きな投資をして新しい病院を建てるということになりますので、どうにかして確保せにゃいけんわけですよ。人間ですからね、光の出身者ということになれば、親がここにおったりするわけですからね、成長過程の中で親が、例えば、寝たきりになるとか、あるいはいろんな状況が生まれてくるんで、どうしても帰らざるを得ないというときちゅうのは必ずあるんですいね。そんなときに受け入れしてくれるかどうかという問題は、常にコンタクトをとっていないと、そういうことにつながらない。

だから、コンタクトは大事じゃし、じゃ誰がコンタクトをとるのかということも大事なんですいね。全く知らないのに、じゃと、こういう話にはなかなかならないので、いろんな職員の知り合いであったり、あるいは医者知り合いであったり、いろんな形で、いつそういう状況が起きるかわからんけれども、そういうときにはお願いしとけば、結構、おそらく少ない確率ですけどね、1回来ていただいたら、結構そういう人には長く居ついていただけることは多いんですよ。

だから、そのための努力をやめるわけにいかないんで、今もう新規の診療所を出したりすること自体が制限をされてきていますから、そういう意味じゃ、大きな総合病院に勤務するちゅうのが当たり前姿になってきていますのでね。いや、全体的にはそういう方向になりよるんですいね。

だから、そのあたりのところをしっかりと情報発信をすることが大事だと私は思っていますのでね。田舎じゃったら、そんなことを言いよったら、全く医者が来ん状況をずっと受け入れるということになりますから。従前、昔に視察に行ったときに、今、東北のほうでは全くの医師不足ですから、その一つの市で奨学金だけでも30万円とか50万円とか1カ月出るところもあるんですよ。そこまでしないと医者を確保できないという事情もある。

要は、そういう切迫感を持っているか、持っていないかなんですよ。持っていたら、何か手を打つてということにつながっていくんで、いや、とりあえずは山大が何とかしてくれるいねで済む間はええですが、なかなか難しいような気がしますけどね。

ただ、山大の今、医局の中にも光の出身者が何人かおりますのでね、そういう人らにぜひ個別に話をして来ていただけたらいいがなと。公立病院じゃったら、ほとんどどこへ行ったって、そんなに給料が変わるわけじゃありませんから、できるだけ何かコンタクトをとってやっていただけたらと思いますけどね。

それから、遊休不動産についてですが、状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○西村病院局管理部長

遊休不動産、現在のということでもよろしい（「もちろん」と呼ぶ者あり）んでしょうか。（「は

い」と呼ぶ者あり)

現在の遊休不動産でございますが、病院の海側の、ちょうど対角線上にあるところに、医師住宅の跡地が1つございます。それぐらいです。現在の遊休地ということであれば、その土地です。

○河村委員

それじゃ、今のあそこのテニスコートであったり、それやらもちゅうのは、あなたのところのもんじゃない、市のもんなんだよと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

できるだけ、もうそれ以外には遊休不動産はないというふうに。今、大和町でいえば、医師住宅とか看護アパートがあったんですが、そういうものもない。（「大和町というのはないよ」と呼ぶ者あり）ああ、旧大和町の。

○西村病院局管理部長

土地としては、それだけでございます。看護宿舎はございますが、土地についてはあれは光市の土地になっております。（「ああ、そう」と呼ぶ者あり）

○河村委員

じゃ、旧医師住宅についても、その土地は皆光市の。

○西村病院局管理部長

4件ある医師住宅のことでございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは病院の土地でございますが、まだこれについては今、託児所として活用しております。（「託児所」と呼ぶ者あり）はい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

新しい病院ができて、おそらく今ある建物等についても、処分をしなければいけないと、こう思いますので、手なれていない仕事は全部本庁に任せて、自分らは病院の仕事に徹したほうがええと思っておりますのでね、その整理だけは、要る要らないはやっていただいたらと思います。以上で終わります。

○畠堀委員

特に新病院については、現況の病院の運営とあわせての建設ということで、大変御苦勞も多いことだと思いますけども、着実に進んできておりまして、箱物については、見る限りだんだん

完成も近づいてきているということで、期待も高まっております。

ハードのほうはそういう形で整ってきておりますけども、ソフト面で、今、医師の話はよく伺っているわけですが、医師の数によってもスタッフは変わってくるかもしれませんが、一応当初の予定として、新病院における医療専門スタッフといたしますか、その所要人員について固まっているような数字があれば、教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐古光総合病院業務課長

来年4月に入職する予定として、看護師19名、臨床工学技士1名、理学療法士2名、作業療法士1名、薬剤師2名、診療放射線技師1名を予定しております。現在の職員数にこの新しく入る職員を合わせますと、来年の4月1日現在であれば、看護師が160名、薬剤師が8名、診療放射線技師が8名、臨床検査技師8名、臨床工学技士3名、理学療法士12名、作業療法士4名、管理栄養士1名、社会福祉士2名という体制になっております。

以上です。

○畠堀委員

言葉としてちょっと数がなかったかと思うんですが、所定といたしますか、新病院としてこの業務を遂行していく上で必要とするスタッフの数というのは何名なのかと。それと、4月以降の数字との、はっきり言ってそごがないのかというふうなところをちょっと確認したかったんですね。特に今、医療スタッフについては、ドクターだけではなくて、医療専門スタッフそのものについて、全国的に逼迫しているような状態になっておりますので、決してドクターだけじゃなくて、その他全体の状況について、現段階でお伺いできたらという趣旨でございますので、よろしくをお願いします。

○田村光総合病院事務部長

新しい病院の人員体制ですけども、入院患者数にもよるので、若干の差異がありますけども、今申し上げた数の話は、病棟が1つふえます、緩和ケア病棟。それに対してのスタッフ、特に看護スタッフの増員をしています。薬剤師等も年々増やしてきていますが、近年の医療機能等もありまして、薬剤指導とかというのを病棟でやるために、人員の確保をしています。

もう少し増やしますけども、一気に増やすということはなかなか難しいので、経年的に整えていきたいと思っています。開院当初から満床になるとは思っていませんので、そのあたりは経過を見ながら、順次計画をしていこうかなとは思っています。

明らかな210床に対しての、新機能に対しての数字というのは、今大体は出していますけど、はっきりとした数字を今申し上げるところにないので、次ぐらいには出せるかなとは思っています。

○畠堀委員

ありがとうございました。これ経営ともかかわってくることで、先ほどおっしゃられた入院患者だとか、患者の状況によって当然変わってくるものだろうと思いますが、次回にはというお話だったので、またそのあたり、新しい病院の中で働くスタッフ体制の確立という観点から、

やっぱり先ほど申し上げたように、スタッフを確保していくということは非常に難しいテーマではないかと思っておりますので、引き続きの対応をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですけれども、新しい病院が先ほど5月に開院するという話だったので、また日にち等が決まれば、またお知らせがあるのかと思うんです。日にちはまだ決まっていないんですよ。

○西村病院局管理部長

開院日は5月の1日の予定でございます。

○畠堀委員

ありがとうございます。1日の開院ということで、いよいよスタートが目に見えてきております。新しい施設で、新しい病院の経営を行っていくという形になるわけですが、光市立病院においては、これまでずっと黒字ということで経営してきていただいております。そこにはスタッフの方の努力もありますし、事務方の努力もたくさんあったと思います。そういった中での新しい病院のスタートになるわけですが、やはり新しい施設の中でスタートしていくという観点には、節目ということで考えますと、サービスだとか、経営については、これまでの実績がありますので特に問題ないのかとは思いますが、新しい病院での市民感情を満足させるためのサービスといった観点からは、ひょっとしたら外部のコンサルのようなところを入れて、1回見直すということも必要なのではないかというふうに思ったりいたします。

特に、病院経営については昨今非常に難しいと言われる中で、大きい病院については、外部からのそういった経営層に入っていただいているところもあるかというふうに思いますが、そういったところまで光病院については至っていないとは思いますが、やはり新しい病院での新しいサービスのスタートという観点から、そういったものも一時期としてやってみるタイミングに来ているのかなというふうに思いますが、そのあたりの新しい病院での対応といたしますか、取り組みについての今後の対応といたしますか、そういったものについて何かお考えがあったらお披露いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

経営コンサルという話がありましたけれども、現在、そのコンサルに関しての各部門の運営計画の作成をしていただいている状況です。途中経過は聞いているんですけど、まだはっきり決まったところはありません。ただ、新しいものを何かという部分については、なかなか難しいところがあるのかなというふうには思います。

○畠堀委員

ありがとうございます。ハード面とソフト面、特にそういったサービスについても、そうした形で今対応いただいているということで、やはり5月1日の新病院の立ち上げ、大変楽しみにしておりますので、今後も対応をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○萬谷委員

今の質問のあれですが、5月1日に開院されるということは、その前に今の入院患者等、医療機器等引越しをしていくんだと思うんです。その辺の御予定というか、4月に入ってからやるのか、どういうふうに考えているか、ちょっとありましたらお聞かせいただきたい。

○佐古光総合病院業務課長

引越しに関しましては、今現在、ホームページに公告を出して業者を募集をしているところです。一応、患者移送につきましては、5月1日に行う予定としております。まだ患者移送計画というのができておりませんので、これから策定していく予定ではありますが、その計画にのって、今回募集しております事業者が決定しましたら、そちらのほうに車両等をお願いして、移送をお願いするという形になります。

で、重症な方に関しましては、自治体の救急車を要請して移送していくことになるんじゃないかと思っております。

あと、医療機器とかに関しましては、大型の放射線機器等は連休に入りまして移設をするようになります。CTに関しましては、新病院開院時に使用できるようにするために、ちょっと早目、4月上旬ぐらいから移設作業に入ろうかなと思っております。その際、CTのレンタルといいますが、レンタル車両というのがありまして、それをお借りしてCTは現病院では使える環境にしながら、移設をしていく予定にしております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。入院患者の引越し等のほうは早目にいろいろ決めていただければと思うのと、今回、5月1日が天皇の即位の日なり、元号が変わる日というところで、あそこがスーパーゴールデンウィークになるんだということで、そこの連休を利用してさまざまな取り組み、引越し等も行おうとは思っていらっしゃると思うんですけども、イコール、この5月1日開院、多分ここは国民の祝日になって、その両隣が挟まれているということで休みになるんですが、ここはもう開院はするが、診察はしないという判断でよろしいのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

5月の患者様の引越しの日につきましては、全ての救急を受け入れるということはちょっと難しいかなと思っております。その前日も全ては難しいかなと。ある程度の対応できる患者さんぐらいになると思っております。

で、通常の診療は、公立病院はカレンダーどおりになりますので、それを越えたところからというふうには思っております。当然、入院診療は行っていくことになると思います。

○萬谷委員

5月1日開院というのがちょっと僕の記憶の中で当然先に決まって、5月に元号が変わるという、天皇即位は後から決まってきたということもあるんでしょうけども、かなりこの日は、日本全国的に忙しくなるような日でもあるんじゃないかなと思うところも実際あります、正直

な話。だから、もう1日開院だということでは、特にこれを見たら大安ですので、その辺も含めていろいろ考えていらっしゃったと思うんですけども、その辺も含めて、今から対応のほうもかなり難しくなってくるか、光市がどういう行事をやるかわかりませんが、全国的には確かに忙しくなると思いますので、その辺を御注意してお取り組みのほうをお願いしたいということと、先ほど先行委員の質問にもありますけども、やっぱり病院のうわさというのは、いくらホームページでいろいろ言っても、結局は最終的には人のうわさなんです。人のうわさで、あそこの対応は悪いとなると、実際の話、これほど怖いことはないんです。

だから、新病院に向けて、決して悪いうわさだけではないとは思いますが、やはりいいうわさでないところも耳にするところもありますので、特に、先ほど言いましたように、医療スタッフの確保、そして、当然医師の確保、一般質問でも言いましたけども、働き方がブラックなところには、みんな絶対行きたくないと思いますし、その意味ではやっぱりその辺の充実がすごく大事であると思っております。

最後に一つだけ、プロ野球の世界ではFAという制度がありまして、結局、その条件です。例えば、医師を確保することに対して、当然今の医師の給料というのは決まっているんですけども、あっちが、例えば、これぐらいくれんだったら行くよと言ったときに、そういうふうな権限は病院局はお持ちですか。

○桑田病院事業管理者
持っておりません。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○桑田病院事業管理者
先ほどのようなお話の場合であれば、ちょっとそれはできないと思います。

○萬谷委員
了解しました。確かに公立病院ではかなり難しいところがございますけども、山口県全体で医師不足が叫ばれて、いろんな公立病院で、言い方が悪いけど、今、医師の取り合いというのが、表現が合っているかどうかわかりませんが、そういうような形になっておる状況もよくわかっております。その辺の取り組みのほうを、一応市民の安心・安全というところでしっかり取り組んでいただければと思っています。
終わります。

○土橋委員
私、きょうの委員会審議ですか、物すごくいい委員会になっていると思うんです。というのが、桑田先生が医師確保の問題について、かんかんがくがくなのかどうなのかは別にしても、そういうような話を、そんなものができるわけないやないかと。言い方は違うけども。こういうような論議をやらかしたのは、ドクターとですよ、初めてなんです。と、初めてのように私は思うんです。

それで、今の西村議長なんかは、私も話をするんですけども、病院の問題を、先生を連れて来い、引っ張って来い、何して来いという前に、先生らとちょっと話をせにゃいけんねと。

それと、質問に入りますけれども、あんまり言うとしかられりゃいけんけいや。さっき接遇の話が出ましたけど、接遇というのはいろいろな、百人が百人なら別じゃけども、私は光市民病院にお世話になって入退院を繰り返しているんですけども、正体がばれているからという人もいるかもしれませんが、私はそうじゃないと思っているんですけども、確かにね、最初のころというか、町の病院から移ったときぐらいやったかな、何とまあ、俺は怒られに来たんかというふうに思うたこともありました。

ところが、今は入院しても、外来でも、私が接する人たちは対応としてはいいというふうに思いました。私はですよ。だから、たまたま夫婦げんかした人の看護婦さんとちょうど出くわして、「知らんいいね」ちゅうようなことを言われたということはあるかもわからんけども、やっぱりそうはいうても接遇ちゅうのは大事じゃから、河村委員の言われるように勉強というか、研究会みたいなものは、これは開いていけばいいんじゃないかなと思います。

もう一つは、入院しちよるときに気がついたんですが、「西村管理者、あんた知ってるよね」と看護婦さんに聞いたら、「知らん」。だから、興味がないちゅうんじゃないんですよ。「じゃ、田村部長は」というようにやっても、現場サイドと事務局ちゅうか、事務のサイドのところでの接点みたいなものが薄いように感じた。薄かったらどうちゅうんかと言われたら困るんじゃけども、やっぱりそれでいいのかなとか、何か寂しいような気がしたというふうには思いました。この辺を私はどう考えたらええんでしょうかね。先生、お伺いします。

○桑田病院事業管理者

これは事業管理者じゃなくて院長として言いますと、やはり顔を出さないというのはいけなかったと思います。やはり現場に。今、現場に顔を出しとる外来とか、病棟であれば覚えてくれるんですが、例えば、ことし入職された看護師さんが知らないちゅうことも十分あります。ですから、やはり自分のほうも現場のほうに顔を出して、自分はこういう者だよということをちゃんとと言わないとよくないと思います。それはおっしゃるとおりで、今後も私もやっぱりどんどんいろんなところに顔を出そうと思っています。

○土橋委員

実は私、入院をして感じたことがテレビなんです。BS、つかないんです。今度新築じゃけども、新築までは余り無理を言うたら嫌われるから、新築のときにはBSはどねいなちよるんですか。

○佐古光総合病院業務課長

新病院ではBSが入るといふふうに聞いております。
以上です。

○土橋委員

聞いておるといふのは、私はあなたに聞いとるんですけども、どういうふうに理解したらええ

ですか。

○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。BSのアンテナがついておりますので受信することはできます。
以上です。

○土橋委員

そういう言い方なら理解ができるので、ありがとうございます。

それと、1カ月ぐらいにはなろうかと思うんですけども、私が病院に、もちろん外来に行ったときに、アンケートをお願いしますというんで来られたんです。それで、もちろん私もアンケートに参加しましたけども、項目はいくつもあったんですけど、その中の一つお聞きをしたいのは、「あなたは病院に来るのに何で来ましたか」と。いや、何で来ましたかちゅうのはおかしいね。病気を治してもらおうと思って来たじゃろうけども、足。いわゆる「車ですか」「歩いてですか」「誰かに乗せてもらうてからですか」みたいなのが書いてあったんです。

それで、お聞きをするんですが、どのような、これは前もってお願いをしちよったんで、わかりますか。

○佐古光総合病院業務課長

11月の21日、22日の9時から12時まで、外来のほうで外来満足度調査というのを行いました。このときの調査に関しましては、ちょっとまだ集計中でございます、ここで数字を申し上げることはできないんですが、先ほどのどういった乗り物で来院されたかというアンケートは、本年度はちょっと久しぶりにやったというか、以前は平成27年、28年とか、そのあたりには同じようなアンケートをとっております。

で、そのときの集計の結果なんですけど、来院方法としては、やはり自家用車というのが圧倒的に多いところになっています。27年度の結果でいきますと約76%ぐらいが自家用車で来られています。で、バスのほうが、JR、防長、ぐるりんバス、シャトルバス等を合わせまして約6%の方がバスで来られております。

あと、電車のほうが、当然光駅から徒歩ということになるんですが、1.4%という状況になっております。あとは歩いて来られたり、自転車とかというのが若干ございますが、こういった結果になっております。

以上です。

○土橋委員

私が何でそういうような質問をするのかといえば、実は、きのうも委員会があったんですけども、その中で、ぐるりんバスみたいな、いわゆるこれからの交通網に対してというような形のものでしたんで、病院も今現在のところから変わるわけですから、光市立病院にかかると人は、76%の人は、これは例えばの話が車なら行けると。ほかの人たちが、バスも6%じゃけども、このバスもこの広い通りだけじゃということになると、さてさてバスをどうするかということに当然なります。

それで、このバスのことについて、どのようにしようとしておられるのか。いや、俺は関係ないというようなスタイルなのか、その辺をちょっと聞かせてもらいたい。

○西村病院局管理部長

いわゆる公共バスでございますけれども、ぐるりんバスが新しい病院のほうに乗り入れるというのは、もう既にお聞きはしております。それから、今、この間の本会議でもございましたけれども、室積・光井方面から病院に直に行くバスも、今検討されていると。周防・島田方面からも病院のほうにバスが直接入ることを、今検討されているというのをお聞きしております、初めはぐるりんバスぐらいは想定はしていたんですが、そういった直接乗り入れるバスというように検討されているというのを聞いておまして、それに非常に期待をしているところでございます。

○土橋委員

何か評論家みたいな話のような気がするんですが、大和病院から今、市立病院までバスが走っていますけれども、こういったようなものを、大和を出ると直行で今はたしか来ていると思うんですけども、そういうようなものの活用方法みたいなものは、これは病院のバスですから、病院でこうがいいな、ああがいいなというようなものは考えておられるのか、どうなのかちゅうのをお聞きしたいんですが。

○西村病院局管理部長

先ほども言いましたように、今、そういった公共バスが直接入るというのを検討されているところでございまして、そういったバスが何便あるのか、また、どういうルートを通るのかというのを、そういう状況を把握した上で、もし本数的に少ないということであれば、そのぐるりんバスの活用というのでも考えられるかなというふうには思っております。すみません、病院のシャトルバスを活用するということも考えられるのかなというふうに思っています。

○土橋委員

私は、考え方として、あなたは逆立ちした考え方だと思うよ。病院バスをどうするかと。病院バスの活用をどうするかというのが先にあって、だから、こういうふうにしてほしいというような進め方のほうがわかりよいと思いますし、病院の責任としても、責任というような言い方がええかどうか、わかりませんが、わかりやすいと思います。現に、大和から来るときに、大和で乗せたら直行で来るんですよ。それなら、一人でも二人でも患者さんを乗せることができるということになると、一人乗せたら、土日もあるけども、365人増えるわけですからね。そういうことを考えてみると、やはりバスのことちゅうのは、そうは言うても、一定の影響を持つと思うんです。

私はこの前も管理者ともちょっとお話をさせてもらいましたけども、光市立病院ちゅうのは、徳山中央病院とは違うんです。光市民が大多数なんです。これも恐らくアンケートの中にもあったように思うんですけども、これも分析ができたときには、また知らせてもらいたいと思

ますけども。

徳山市民が光総合病院に入院したいと言って来るちゅうというのは、そうそうないと思う。だから、光市民をそれこそ、光市民の病院なんです。物すごくわかりやすく、乱暴な言い方をすると。それだけに、バスの問題というのはよくよく考えていただきたいと。5月1日というのもありますけれども、病院バスは、それこそ話というのはどねいでもなるわけですから、そのところはお願いをしておきたいと思います。まだ時間がありますから、3月議会までにまたお聞きをしたいとは思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○河村委員

バスはJRですか。要は、島田のほうからとか、あるいは光井、室積から病院に繰り入れしようというそのバス業者。

○西村病院局管理部長

事業者については、私どもはちょっとまだ把握しておりません。本会議でそういう話を言っておられたということでございます。

○河村委員

それから、さっき患者の移送計画についてちょっと話があったんですが、移送計画はないけれども、今、入札を公募しちよると、どうもちょっとつじつまが合わんのですが、移送計画を持って入札を求めちよるような気がするんですが、さっきの話からいくと、5月1日に全部のベッドを移そうかと、こういうような話にも聞こえたんですが、天候との絡みがあって確定というのは難しいんだと思いますが、200人近いそのベッドをどうやって運ぶんかなというの、一つちょっと興味があるんですが、何か移送計画についてちょっとお話しできる場所があれば。

○田村光総合病院事務部長

人員の移送計画ですけども、今、入札をかけるのは、運送業者のほう、プロポーのほうで出させていただきます。移送計画ができていないというのは、実際の人の移送計画の話は、例えば何病棟の誰がエレベーターに乗って下におりて、そこで看護師がついて玄関まで行って、そこで2人になって、車に乗って、向うにおりてという、そういう計画のところなので、業者が決まってから詳細に決めていければと思っています。

基本的には、5月1日の午前中に完了できればというふうには思っています。基本的には計画なので、入院患者数も当然ながら今は、5月1日は何人かという話はできる場所ではないので、一応基本的な計画は、そういうふうには考えています。

○河村委員

結構、ベッドをそのまま移すんじゃから、1台に1ベッドというような感覚でいくと、200人おったら200回行ってこにゃいけんというふうに、それが午前中に済めば大したもんだなと思うんですけど、じゃ、大丈夫ですか。

○田村光総合病院事務部長

1台で往復するわけではないので、数台しながら、それも歩ける患者さんとか、車椅子、いろんな方がいらっしゃると思いますので、極力その範囲内に収めて、昼からは医療業務がきちんとしてできるようにしたいというふうには考えています。

○河村委員

大変な作業だと思いますので、遺漏のないように取り組んでいただけたらと思います。

それと、看護職も、今は専門職、外科の看護師とかというような、たしかすみ分けが進んでいると思うんですが、研修やなんかちゅうのは当然受けておられると思うんですけど、そういう専門の看護職というのは何人程度養成をしちよってんですか。

○田村光総合病院事務部長

いろんな専任看護師とか今できていますけども、今うちのほうでは、年間1人か2人はそこに行かせて資格を取るような形で教育をさせていただいています。

ちょっとははっきりした人数は覚えていませんけど、いろんな職種がありますので、当然緩和もありますし、透析もありますし、その辺の専門職といえますか、専門技術という部分を育成している状況にはあります。

○河村委員

取り組みはやっぱり外へ研修に行って、中へ帰ってきて、またそれを生かすということが大事ですから積極的に、年に1人とか、2人ちゅうんじゃなくて、もうちいと、例えば、今この時期じゃからできることでもあったと思うんです。で、オープンまでにそういうのをきっちり皆、資格を取っていけば、ある程度雰囲気も変わってきますので、そういうお取り組みをしていただけたらと思います。

それと、この間、たまたま新病院をつくるどころへ、外から見たんですけど、合同ガスと境目のところ、境界に、セメントをまるで手すりをつけたような位置があったんですね。何の目的でやったのかなと思って気になっちゃったんですけど、従前の計画でいけば、あそこは道路を通すようなところなんじゃけど、そういうところへ工作物をやるかなと思ったんですけど、気づいていないですか。

○田村光総合病院事務部長

あの擁壁は、完成物ではございませんで、経過途中です。あの経過でいつ解くかというのはちょっとわかりませんが、病院のこちらの部分をつくるのに、どうしても下水等配管とかありますので、その下に民家がございます。で、その道を確保するのに、あちら側の道をつくらさせていただきました。

それと、その上に墓地もあるんですけども、それを含めて、どうしても人が通れるというか、それを確保するために、あの道路をつくっています。

○河村委員

わかりました。さっきも言いました。しつこいようになりますけど、今、そういった看護師さんの研修とか、技術研修、接遇研修、いろんなものに興味があるんで、もし何か機会があったときは、看護婦長さんにその話を聞いてみたいなど。お忙しけりやなかなか難しいですけど、聞くところによると、そんなに現場で仕事があるようには聞いていませんので、ぜひお願いをして、終わります。

○田中委員

ちょっと3つほど聞かせていただけたらと思うんですが、1点は、先ほど来院アンケートということでアンケートを行ったというお話があったんですが、私もこれ非常に重要だと思っておりまして、ちょっと聞かせていただきたいんですが、先ほど、取りまとめ中ではあるというお話があったんですが、これ、ちなみに部数というか、アンケートの集計の数というのは何部ぐらいあったんですか。

○佐古光総合病院業務課長

今回のアンケートに関しましては、申しわけありません、ちょっと資料がありませんので、わかりません。すみません。

○田中委員

その中で、以前のものの結果にはなるんですが、バスで来院された数のパーセンテージというお話もありましたけど、例えば、これ地区がどこからバスで来たというところまで分析できるものなのでしょうか。例えば、室積地区からバスで来たとか、周防地区からバスで来たとか、そういったところまで分析できるものなのでしょうか。

○佐古光総合病院業務課長

先ほど、平成27年度のアンケートの結果をちょっと話させてもらったんですが、その一応地域別のものもあります。ただ、記入がない方もいらっしゃるんで、ぴったり数字は一緒にはならないんですが、今、例えば路線バスであれば、光井が5名、室積が6名とかという数字が上がっております。

以上です。

○田中委員

わかりました。また詳細については教えていただけたらと思うんですが、それで、先ほど本会議のほうで室積、光井地区から、そして、島田駅のほうからバスをどうするというようなお話もあったというような説明もあったんですが、今、光市のほうで地域公共交通網形成計画というものをつくって、市全体で取り組んでいる部分ではあるんですが、そのあたりで、市長部局のほうも病院への足というものをすごい重要と思って取り組んでいらっしゃるわけなんですけど、今の説明を聞いている中で、何か余り連携ができていないのかなというような気がしたんですが、そのあたりの連携の取り組みというのはどのような情報交換ないし連携というものを行っ

ているのでしょうか。

○西村病院局管理部長

経済部から、そういったふうな情報は入ってきております。で、こちらのほうもできるだけ病院のほうに一本でも多く乗り入れしていただけるようにということで、お願いはしているところでございます。

○田中委員

わかりました。情報共有をしながら取り組んでいらっしゃるということで理解しました。

次に、先ほどから開院に向けてということで、5月1日に開院というお話も聞かせていただきながら、非常に楽しみにしておるんですが、その中で、よく開院のときにセレモニーとか、何かそういったものをやるのかなというのを一市民として思ったりもするんで、そのあたり何かお考えがあるのであれば、お聞かせいただけたらと思います。

○西村病院局管理部長

2月末に一応完成の予定でございます。それで、5月1日が開院なんですけれども、3月の24の日曜日でございますが、今、この日に竣工式また内覧会を検討をしているところでございます。

○田中委員

わかりました。少し安心した部分があって、患者移送をしているときに、5月1日に、まさかセレモニーをやらないだろうなと思ってちょっと不安に思ったので、3月24日ということでお聞きしました。楽しみにしております。

その中で、もう一つお聞きしたいのが、これは市長部局のほうにも聞けばいいんですが、ちょっと病院局のほうにもお尋ねしたいんですが、市川市長のほうで昨年度の中学生の特別授業の中で、本庶佑先生のお話をされていまして。それは、ノーベル賞をとる前であったんですが、ノーベル賞をとるであろうと。そして、新病院開院に向けて、ぜひこの先生を呼んで講演会を開催したいというようなお話もありました。

で、今、ニュースとかを見ていると、宇部で幼少時代を過ごしたということで、何か宇部にばっかりスポットが当たって、すごいもったいないなという気があるんですが、そのあたりで病院局として、この先生を呼んで何か取り組みをされる予定があるのかどうか、教えていただけたらと思います。

○森重副市長

今、田中委員から御紹介がありましたとおり、そういうお話を昨年、市内の中学校で市長からさせていただきました。

ほどなくして、御紹介のようにノーベル賞を受賞されたわけでございます。それ以前から、実はお願いをしておりますけれども、大変多忙な先生でいらっしゃいますことから、この開院の際には少し難しいようでございますが、直接また間接的に、今いろんなつてを使いながらお願

いをしておる状況でございますので、いつの日かこういうことが実現できればというふうに思っております。

本席先生のお父様は光市立病院の院長先生もされておられましたことから、本当一度お越しただいて、市民の方々にそういったお話を聞くことができればというふうに思っておるところでございます。引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○田中委員

今お聞きして、もうこの情報を市民が知るだけで多分すごい明るいニュースだと思いますし、中学生の授業を聞いていても、市川市長も先見の明があったなと思いましたので、ぜひ実現していただけたらと思います。

もう一つ、最後にちょっとお聞きしたいんですが、光総合病院の跡地の活用にかかわるサウンディング型調査を行ったということでお聞きして、ホームページのほうにも出てはいるんですが、まずは、これを行った目的についてお聞かせいただくのと、あと、募集等お知らせ方法についてお聞かせいただけたらと思います。

○川崎病院局経営企画課長

サウンディング型調査について、本会議でも部長のほうで答弁させていただいていますが、もともとこの新病院の基本計画の中で、病院の跡地については売却という方向性が出ていましたので、このたび、いろいろなところから、議会でもお問い合わせいただきますので、その中で実際に光総合病院閉院後跡地になるところについて、どういった形で活用が考えられるかというのを民間からも意見を聞いてみたいということで、サウンディング調査を行いました。

ホームページのほうへ掲載して、以前お問い合わせをいただいた会社だとか、あと、今、光総合病院の建設に携わっている業者関係とか、あと、市内の不動産関係の会社の大きなところとかに情報提供という形でお知らせをさせていただきました。

以上です。

○田中委員

わかりました。これは民間の意見を聞く場なので、広く公募というか、広くお知らせして幅広いところから意見を聞くというのが一番の目的だとは思いますが、実際、光の病院局のホームページを見るとわかるんですけど、光総合病院のホームページのトップには出ていないですし、光の記者発表のほうにも全くございませんでしたので、私も結果が出てから知った状態なので、ちょっとそのあたりは、初めて今回サウンディング調査を行ったということなので、募集、お知らせ方法については、今後ぜひ改善していただきたいと思います。

そしてまた、要項のほうには、質問があればそれは公表しますというところ、また、結果については基本的には業者名が伏してでも公表していくというようなものが、一般的なサウンディング調査の取り組みだと思うんですが、そのあたりで質問がまずあったのかどうか、そして、その公表についてどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○川崎病院局経営企画課長

結果としましては、1つの会社から提案という形がございました。それとあと、市内の業者さんから情報を聞きましたということでお問い合わせを1件いただきました。

提案をいただいたところについては、ホームページのほうに概要ですが載せさせていただいております。

以上です。

○田中委員

わかりました。ホームページに載せていますということだったんですけど、いつ更新されたのでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

大変申しわけないんですが、一昨日でございます。

○田中委員

わかりました。ちょっと確認させていただけたらと思います。

それで、その中で、募集要項の中に土地のお示しがありました。病院局が持っているものということで大きく5つ示されていたわけなんですけど、その中で、今、市のほうも光駅周辺の計画を立てている中で、この病院の跡地もすっぽり入るということで、いろいろと検討しているところです。それで、そこと連携してというお話もあったんですけど、これで見ると、いわゆる先ほど先行委員のほうで看護師寮とかというお話もありましたけど、多分その場所については、土地は市の土地なのかなということがこれから見てとれるんですけど、そういったことも含めると、病院局が病院局でやっているところに入っていないので、そのまま土地・建物が残って廃墟みたいになっていくのかなとかいう心配とかも出てくるので、これを市長部局に買っていただいて、もう市のほうで開発していくようなことができないものか。

新病院ができるという中で、一般会計ほうから繰り出しもしているわけなんですけど、入札減の影響とかもあって、その辺の影響も含めてこれを市のほうに売却をしてということは考えられないのでしょうか。

○西村病院局管理部長

そこに掲載されている土地については、病院局の所有の資産でございます。で、これは企業の資産でございますので、企業が経済活動をする上で不要となった資産については、これは基本的には処分して、また経済活動にそれを充当していくということが基本だろうと思っております。

ただ、市長部局のほうでこの土地が欲しいという要望があれば、優先的にお譲りしたいというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

わかりました。ありがとうございました。

..... 休憩

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算(第6号)〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

23ページの都市計画やら住宅は関係ないのかいね。今の説明のあの中に入っちよるちゅうこと皆、そういうこと。ああそう。はいはい。ええすよ。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他(所管事務調査)

①光市立地適正化計画(案) 中間報告

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

○森戸委員

1点だけ。53ページの下段のところ、災害の発生の恐れがある区域に関してというところなんですが、私の住む島田駅周辺地区は生活拠点ということでありますが、今回実際に災害が起こって浸水をしたという事実があります。

立地の適正化の計画でありますので、都市機能に関しては一律には除外しないこととするというところが下に書き込まれています。現実的に、今回の災害についてはどのように今後加味していくんですか。

積極的に、例えば福祉施設なんかを誘致するのか、その辺のところには何か条件づけがあるのか、もしくはしないのか、居住に関しても積極的にやるのかやらないのか、その辺のところは個別に判断をすることになるんでしょうが、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

○松並都市政策課長

52ページと53ページにお示しをしておりますように、災害リスクにつきましては個別判断ということにさせていただいております。これは本市の地理的条件から、海にも近い、川もある、山にも近いということで、これら災害リスクのあるところを仮に一律に排除するとなりますと拠点の設定ができないような、現実的には難しいような状況になりますことから、現時点土砂

災害の特別警戒区域につきましては含めないということを打ち出しておりますが、その他につきましては個別判断としております。

一般的に、浸水の災害につきましては、土砂災害と比べましていわゆるリードタイムに余裕があり、ある程度の推測、予測もできるといわれておりますことから、浸水の予測に対しましては避難体制の強化などによりまして、生命の危機は回避できる可能性が比較的高いと考えております。このため、警戒態勢の整備などで防災性を高めながら、浸水が想定される区域については一律には除外をしていないというのが現状でございます。

来年度以降、居住の誘導についても検討を進めてまいります。災害リスクなども加味しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっとわからないのは、要はインセンティブまでつけて誘導したりするわけですよね。そうなってくると、この計画にのっとって、例えば出てきて浸水をしたりとかそういうことになると、今回の災害でもそうですけれども、誰が責任をとるといいますかそういうことになりやせんかと思うんですが、そういうところはどうなんですかね、積極的に出てきてくださいと言いなながらも、逃げる時間の余裕があるから大丈夫ですみたいな話とは違うんじゃないかと思うんですが。

○松並都市政策課長

まずは命を守るという行動が大切になってくるんですけれども、いわゆるインセンティブをつけて誘導します。その誘導策を利用して、例えばお店であれば事業所であれば進出する。あるいは人であれば引っ越してくるといったような判断は、やはりそれぞれの方の御判断だろうと思うんですが、行政としても防災対策というのはハード、ソフト含めてしっかりと進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○森戸委員

個人の判断ですけれども、区域を設定するのは市が設定をしていくわけですよね。現実にも、三井とか上島田のエリアでは、例えば浸水したところは家を取り壊して引っ越してるケースというのはもう何件もあるわけなんですけど、実際には個人の判断とは言いながらも一方では市が区域を指定する、これは矛盾をするんじゃないんですかね。

ですから、区域の指定とかそういう部分に関しては全体的なトータルの話はわかりますが、災害の発生への恐れがある区域に関しては、今のままで大丈夫なのかなというふうに思うんですがいかがですかね。

○松並都市政策課長

このたびの豪雨災害のエリアなども加味しながら、来年度以降の検討に当たってはしっかりそういうことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

個人の判断というふうにおっしゃられましたけれども、そういう区域を設定するのは光市が設定というようなことでよろしいんですね。

○松並都市政策課長

はい。この計画は市町村が定めることのできる計画でございます。

○森戸委員

わかりました。そういうように区域を設定するわけですから、それなりの責任が伴うと思いますので、その辺のところは十分に御検討をお願いいたします。どうすればいいかという案は今のところございませんが、そういうふうなこと指摘をさせていただきます。

以上です。

○萬谷委員

ちょっとお伺いします。49ページ、住宅及び都市機能の基本的な考え方、誘導の考え方、最後の段ですね。誘導区域制度は、全ての人口や都市機能を強制的に集約するものではなくてというふうに述べられておりますけど、確かにコンパクトにコンパクトにというのはわかるんです。いろんなところで、それはばらばらに住むよりはまとまって住んだほうがいいという考え方がもとはあるんだろうけども、そして最後のページに2040年までにと、緩やかにという言い方がありますが、2040年までにてなるとこれ最後は誰が見るんだということにもなるだろうし、ある程度これが完成した後に、都市計画の見直しとかはお考えがあるのか。一番効果があるのはそこなんですよ。

都市計画内にするか外にするか、そしてそれを含めて用途地域も変更していけば、緩やかに見つつもそういうところが進んでいく可能性も十分ある、その辺も含めてこの立地適正化計画というのをお考えなのか。

それとも、つくってここに住んでくださいね、この辺が居住地域ですよというだけの宣伝で基本的にはその辺を変えないで、ある意味今のままを続けるんなら今のまま家が建っていくだろうと思うし、その辺まで突っ込むつもりがあるのかどうか、ちょっと将来の話なんですがお考えをお聞きしたいと思っております。

○松並都市政策課長

国によりますと、長い時間をもった計画であり、年月がかかるかもしれませんが都市計画の見直しもあわせて検討していくこととされているところでございます。

例えばで申しますと、用途地域を見直していく、あるいは市街化区域と市街化調整区域の区分を見直していくなどの検討が示されているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

結構でございます。ありがとうございました。

②光駅周辺地区拠点整備基本構想（案）中間報告

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

説明ありがとうございました。ちょっと言葉の概念として、イメージでもいいんですがお伺いしたいんですけども、今32ページにもありましたが、短期の取り組みと中長期の取り組みという形で2つに分けてありますが、短期についてはおおむねどれぐらいの期間をイメージされているのか、中長期についてはおおむねどれぐらいの期間をイメージされているのか、そのあたりのことを指摘いただけたらと思います。

○松並都市政策課長

おおむね15年のうち、短期、中期、長期というざっくりというイメージでお考えいただければと思います。

以上でございます。

○畠堀委員

15年のうちの短期については、等分して5年と考えているのか、短期としてもっと早く考えておられるのか、そのあたりの何かイメージですね、何か持っておられたら教えていただきたいと思うんですが。

○松並都市政策課長

短期がいつまでというのは明確にはお示ししておりませんが、やはり3区分に分けたとするならば、おおむね5年を目途に事業化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

一体的整備という中で、今鉄道の線路の使い方というのが私には重要に思えてくるんですが、そのあたりはどのようにお考えなんですか。

○松並都市政策課長

具体的な内容になりますと、これまで以上にしっかりJRと協議調整を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○河村委員

まだJRと協議をしていないということになるんですが、この間大雨で電車がとまったときに柳井でとまったのよね電車は。本当なら光でとまって、光下松間は代行バスということになるわけですが、柳井でとまったちゅのは何か理由がある。

○松並都市政策課長

存じ上げておりません。
以上でございます。

○河村委員

恐らく考えられる範囲内では、通常電車というのは折り返しをしたりするときに連結が要るんで、その線路の切りかえがないところにはとまれんから柳井でとまったのよね。

そうすると、光駅にはそういう機能もないと、むかしは貨物の荷揚げ場もあったし線路といたら8本ぐらい残っているのかな。そのうち今追い越しの線路も要らんということになると6本ぐらいが要らない、今の何本かの土地の中でね。

そうすると、その土地の有効利用も一緒に考えなければ計画そのものが、何かしらん根本から崩れるようなというふうに思えるんですよ。しかも、その距離的にいうたらここへあるのが500mとするともう1kmは確実に広大な土地が眠っているということになるんで、今の連結の道路を見てもわかるように、JRをまたぐものについてもものすごい費用がかかる。

そうすると極力その橋上部分については短くするというのが、一番安価にできる橋上駅ということにもつながりますのでね。そのあたりのところはぜひ検討しておいていただけたらと思います。

○萬谷委員

ちょっとお伺いするんですけど、今18ページに短所や懸念があるんですけども、確かに一番最初に人口減少と少子高齢化というところある。やっぱり光駅周辺でいいながらも光駅自体の話をするんですけど、たしかに大きな形、橋上化というのは本当は求めるところではございますが、やっぱり一番に9ページのバリアフリーの状況でいうところが非常に光駅はおくれていると思われるいうところをしっかりと頭に入れてもらいたいというところですよ。

確かに、何とか南口から下松方面のところは、ここ書いてありますけどもそういうふうになっておりますが、もう完全に柳井方面のほうは何かしら足の悪い人、車いすの人はひとりでは行けないちゅう状況になっておりますのでその辺も含めて。

それでちょっと確認なんですけど、何年か前に駅のバリアフリー化がマストになったんで絶対やらにゃいけないのじゃて、何年までにとかていうようなことを何か申しておられたかと思うんですが、あれはまだ生きていますか。どうでしょうか。

○松並都市政策課長

国が策定をいたしましたバリアフリー基本方針では、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅については、原則として平成32年度までにバリアフリー化を図るとされているところでございます。現在もでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

32年なんですね。やっぱりJRとの交渉もいろいろあるので、それは32年は難しいだろうなど今の現状では思われるんですけど、それは構わないんでしょうか。ちょっと外れかもしれんけど、そこを教えてもらいたい。

○松並都市政策課長

国の基本方針は、あくまでも鉄道施設、つまり駅の構内を対象にしたものではあるんですけども、構想づくりに係る協議の中で、本市とJRとでは橋上化に向けて取り組んでいこうということを協議をしております、JRも承知をしているところでございます。
以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。しっかりと、いろいろ話を聞きますけどJRさんともよく話をしてもらいたい。またこのバリアフリーの点字の部分も、本当に今すごく言われていまして、本当に点字を利用して歩く方々もおられると思いますので、その辺の整備はされていないというのがやはりちょっとお困っているというふうに言われるところもございますので、ぜひその辺の取り組みもよろしくをお願いします。
以上でございます。

③その他

○畠堀委員

すいません、大きく分けて2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、今年の事業として上げられておりましたけれども、島田川の洪水ハザードマップの整備事業というのを上げられておりましたが、奇しくも今年豪雨災害が起こったという形になるわけですけど、この事業の取り組みといいますか進捗状況といったらいいんですか、現状どうなっているのか教えていただけたらと思います。

○橋本監理課長

洪水ハザードマップの進捗の状況のお問い合わせと思いますが、現在は洪水ハザードマップの作成を行うために、昨年度山口県が調査実施した結果の公表をまっている状況でございます。

○畠堀委員

今後の予定としては、大体作成、提示といいますか公示してくるというのは、タイミングとしてはどんなタイミングになるんですか。

○橋本監理課長

先ほど申しましたが、県の調査結果の公表次第と考えております。

○畠堀委員

先ほど申し上げましたけども、今年大きな災害も起こってますので、なるべくそのあたりのところを早く作って公示していくということが大事じゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それからもう1点は、協働での公園づくりだとか花壇づくりというようなところでお伺ひしてみたいと思うんですけども、これも今年試行期間で行われております都市公園等の共同管理ということで、公園の管理を自治会等も含めて一緒にやっぺいこうというところが新たにスタートしておりますが、このあたりの現況についてどのような状況になっているのかお知らせいただけたらと思ひます。

○松並都市政策課長

平成29年度から公園美化促進事業を試行しております。これは都市公園等の日常の維持作業を、公園を利用される団体、あるいは地域の方々に担っていただくものでございます。具体的には、ごみ拾ひであつたり草刈りであつたり側溝の泥上げであつたり、フェンスなどが破損しているときの市への連絡であつたりといったものでございます。

昨年度は、8団体から申し出があり、8公園を受託していただきました。今年度は、10団体から申し出があり、12公園をお願いをしているところでございます。

作業をされる従事される方に聞き取りをいたしましたところ、来年度も行いたいという意向が示され、おおむね好評であると受けとめておりまして、身近な公園への愛着を深めてより機能的で利用しやすい公園づくりを進めていくという目的に合致していると捉えているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

対象となる都市公園という形になりますので、ある程度その地域で使われている公園というのが対象になるのではないかと思ひますが、あえてこの対象外になるような公園は何かあるんでしょうか。

○松並都市政策課長

試行期間ということもありまして、まずは都市公園とポケットパークを中心に対象としているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

試行期間ということで、非常に多くの反響があつて今のところ順調に取り組まれているということでございますので、試行期間でしっかりそのあたりの状況を踏まえていただいて、本期間に向けて準備をいただきたいというふうに思ひますが、これ今まで市がやっていたものを地域

のほうにお願いするという形でありますので、やはり継続した管理というのが必要なんではないかと思いますが、そのあたりのところをちょっと、これがずっと続くのかどうなのかというのはちょっと懸念部分もありますが、今のところそういった反響が非常に良いということで、市民の皆さんのそういった参画意識が高いということもありますし、その分については今後の本機関に向けての、先ほど申し上げたようにしっかり踏まえていただいて、正式に始動に向けて準備をいただけたらと思います。

もう一方、市民参加による緑化活動の推進とか、公共施設の緑化の推進ということで、公共施設にある花壇の管理だとか、何と申しますかコンクール等にボランティア団体の方が花壇をつくって参加されたりとかしているところがあると思いますが、このあたりのところについて若干市内には参加をやめられたようなことはいいますか、ボランティアの方が手を引かれたようなことも幾つか散見されるんですけども、そのあたりの状況についてはどのように把握されてるのか教えてください。

○松並都市政策課長

毎年実施しております花壇コンクールにつきましては、参加団体の推移が横ばいからやや微減というところがございます。

理由等につきましては明確には把握できておりませんが、やはり地元の方々あるいは事業所の方が、ボランティアで取り組んでいただいているということで、さまざまな労力や負担といったものも影響しているのかなというふうに捉えているところがございます。

以上でございます。

○畠堀委員

自分たちの住んでるまちを、自分たちできれいに維持していくということは大事なことで、この運動そのものは推奨すべき事業だと思っておりますが、図らずもそういった形で運動が継続できないようなケースというものも起こってくるのが想定されるような時期も来はじめたのかと思いますので、今後の課題としてそうした場合にどのようにするのか、放置するのか、また新たな事業を何か考えていくのか、その点のところについても少し中長期といえますか、先の課題になるのかもしれませんが、ぜひ検討のほうを進めていただけたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬谷委員

多分4年ぐらい前なんですけども、光市全域を対象とした景観条例というのがつくられたと思うんですが、その条例活躍していますでしょうか。一言お願いします。

○松並都市政策課長

平成26年10月1日に光市景観計画を施行いたしました。景観計画の施行により、一定規模以上の建築行為や開発行為の届け出が必要となってまいります。毎年10件程度の届出があり、この

うち本市の景観形成基準を満足しない行為は1件もございません。円滑に運用されているものと考えております。
以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。景観という部分については、やはり浅江の虹ヶ浜、室積海岸を初めさまざまな、それと町並みという意味でつくられたと思うんですけども、先ほどちょっと言わなかったんですけども、光駅周辺構想の中にもちょっと景観という言葉がえらく少ないというか、僕が見るあたりでは余り見当たらなかったの、ぜひその辺も含めて、また御検討いただければと思っております。
以上でございます。

○河村委員

最初に、さっきレッドゾーンの話があってお聞きしたいんですが、これはあれですか、県のほうは一律に勾配が何度とかいうことで決められたわけですが、その解除を受けるためには例えば護壁をやるとか、そういったことでその解除ちゅうのはできるんですか。

○橋本監理課長

一応、耐えうる防護壁等を設置することによって解除することはできると県から聞いておりますが、ただその構造、どういうものを造ったらというものがありますので、そういうことは事前に県へ相談していただいたらと伺っております。

○河村委員

それで、周防の森ロッジをつくる時に地域の避難所を含めて実はつくったのよね、そのときにそれじゃあ今の殿山、植松についてはまだ十分でないということで、今多目的集会所を設置したということがありますが、例えば周防の森については、山の勾配についてはそれほどでもないと思うし、あそこの市道にじゃあそういった擁壁等を築けば除外ができるもんなら、ほかにとっても山間部じゃあ求めようがないとこなんで、そこら辺のどうですかね、検討するのであれば検討しといてもらったんで十分なんですけどね。

○橋本監理課長

可能かどうかというところにつきまして、ちょっと関係所管と相談させていただいたらと思います。

○河村委員

恐らく何億円じゃったですかね、コンクリートの上に木を張りつけたんで相当の金額かかっていますのでね。あのままというわけにいかないんで、ぜひ避難所として使えるように検討をお願いしたらと思います。
それから、さっき公園の話がありましたが、都市公園については、なるほどこう思ったんで

すが、昨日ですか、福祉のところで児童公園の話をしました。

最近、自治会の中でも児童公園を返すというところがすごい増えてきて、その取り扱いにも結構苦慮しておるんですが、もう1年以上、公園美化というのを進めてきて、児童公園についてはどんなですか。

○松並都市政策課長

通称児童遊園地のことと存じます。児童遊園地につきましては、行政財産として本市が財産管理を行う一方で、機能管理といいますか日常の維持作業等につきましては、地元の地域の皆様をお願いしているのが実情でございます。

限られた財源の中で多くの公園を管理しておりますことから、都市公園と児童遊園地とをなかなか同じレベルで市で維持することが難しいということで御理解をお願いしたいと考えております。

○河村委員

いや、そんなら何で、管理できんなら児童公園はそのまま福祉へ返しゃええじゃないかね。点検なんかどうしよる、遊具の点検は。

○松並都市政策課長

現在は、児童遊園地につきましても建設部で管理をしておりますことから、遊具の点検も私どもが行っているところでございます。

○河村委員

じゃあその点検記録簿ちゅうのは、毎年1回とそれから月1ぐらいに目視検査があったんかいね。

○松並都市政策課長

都市公園につきましては、年に1回遊具の点検を実施をしております。

児童遊園地につきましては、1年おきという運用で点検をしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

児童遊園地については、毎年点検する義務はないの。

○松並都市政策課長

都市公園については、国におきまして毎年とされているところでございます。

○河村委員

児童遊園地て言うたやない。

○松並都市政策課長

通称児童遊園地は都市公園でない公園ですので、毎年の点検に当てはまらないと捉えております。

以上でございます。

○河村委員

元来できたときのその基準が違うので、どういう認識を持っておられるのかわかりませんが、例えばこのすぐ上に区画整理をやったあと都市公園、区画整理をやったところの残地のような形じゃから、実質的には児童遊園地と同じように遊具を設置したりしよる。

昔は都市公園では、何やった球技をやっちゃいけんとか、児童遊園地がボール競技をやっちゃいけんとか何かいろいろな規制がかかっちゃったはずなんですけどね。あなたのほうで、今その児童遊園地に対する認識がどの程度なのかよくわからんのですが、もう守りができんからという申し出ちゅうのは全然ないですか。今幾つか質問があるんですよ。

○松並都市政策課長

地域の方から、草刈り等を地域の方々をお願いしておりますが、なかなか難しいんだという声は届いております。

以上でございます。

○河村委員

1個ずつ質問せんにゃいけんのじゃね。古くからその児童遊園地、児童公園とたしか昔は呼んどったんですが、あつたと思います。

そこには、当然遊具や何かがあるんで事故が結構ありましたから、毎年点検をせんにゃいけんということで当時、もう10何年前じゃつたと思いますが、市の職員の中にもその点検士をとりについて、当時は毎月点検という話も合つたんですよ遊具のね。

そのあたりのところはできなくなってるのか、それとも業者に集めて一括発注ということになっているのか。今点検の状態はどんなんですか。あなたいつも都市公園は年に1回やらにゃいけんというが、そうしたら児童遊園地はどうだということの一つも言っちゃないから。

○松並都市政策課長

先ほどの答弁を訂正させていただきます。都市公園につきましては、毎年遊具の点検を業者に委託して実施をしております。児童遊園地につきましては、遊具の点検を、業者の点検が1年おきでその間の年に職員が点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それは、担当課の中にそういう職員がおられるのか、あるいは全く違うところの職員で免許を持っている人をお願いをしているのかその実態、当然点検記録簿は整備してありますよね。

○松並都市政策課長

職員につきましては、有資格者かどうかと言われますと、資格については保有をいたしておりません。

点検簿につきましては、確認をさせていただければと存じます。

以上でございます。

○河村委員

その当時の説明の中の記憶じゃからそれがそうだとは申しませんが、資格が要るからというんでわざわざ資格を取りに行ったの、当時、福祉の職員がね。

当然、児童遊園地のそういった遊具について資格を持った人がやるというのが、年に1回3度目があったと記憶しておりますので、今あなたが進めよる中で都市公園についてはとととと前へ行くんじゃないけども、児童遊園地ちゅうのは地域の自治会ごとぐらいにあるぐらい、しかもその遊具等が備わってね結構、全くやらんところはもう要らんようになっちょるけれども、その住宅街の真ん中に結構児童遊園地ちゅのはあるのよね。

だから、それはもう少し前へ向けて情報発信をぜひやってほしいんで、次どういうその形でこの今公園整備というのをやられるのかわかりませんが、ぜひ児童遊園地についても公園美化の維持作業なんか入れてほしい。

特にいろんな自治会で、お金を要は出して、あめを出してその請負をさせてもらっとるというような状況ですから、同じようにその自治会の中においては負担になっているケースもたくさんあるんでね。そういうような格好で維持管理を進めるほうが得策だろうと思いますのでお願いをしておきます。

それから、予算の中に道路維持管理委託、市道で大和の草刈りを年1回やるというので2,150万円ぐらいの予算が出ておったんですが、要は自治会に草刈りを委託をしておると、道路の維持補修等の恐らく入っているのかどうかは別にして。それは旧大和のところだけの委託なんですか、その中身についてちょっと教えてもらっていいですか。

○橋本監理課長

議員お尋ねの草刈りの件ですが、大和地区の各自治会、65自治会等あるんですが、市道の草刈りや側溝清掃を行う維持管理料として委託をして実施しております。

これは、旧大和時代の昭和49年ごろから道路の荒廃を防ぐということで、地域の道うちの連携を保つことや経費の削減の面から実施されていたものであり、地元自治会も積極的な維持管理に参加できるということで、合併後も引き続き施行しております。この事業につきましては大和地区だけのものでも実施をしております。

○田村建設部長

先ほどお尋ねの道路維持委託料2,150万円と言われましたが2,149万8,000円。これは全てが大和地区の草刈りではございません。この金額の中では、旧光地区の市道の草刈りも行っておりまして、先ほど課長が申しました大和地区の各自治会に委託しているものにつきましては、約81万円でございます。

以上でございます。

○河村委員

整理してもろうたらと思いますが、65自治会に配付をしておる市道の草刈りについては80万円総額が。じゃ残りの2,000万円余りの金額は何。

○酒向道路河川課長

内訳でございますが、光市内等の草刈りと行政財産の草刈りを行っております。また、支障木や木の伐採を含めまして、合わせた金額が2,149万8,000円となっております。

○河村委員

わかりました。道路維持管理委託とこういうふうには頭があるんで勘違いしたんのかもわかりませんが、要は行政財産について全ての草刈りを一緒に含んでると。開発公社が持ってた土地を市のほうへ皆入りしましたよね。普通財産もこの中には入るわけ。もう土木が、建設部だけが持っているそのものがそんなにたくさんあるんだね。

○酒向道路河川課長

委員仰せのとおり、旧土地開発公社が所有していた土地も含まれます。

○河村委員

はい、わかりました。それから、雨水下水ということじゃないんですが、この間の大雨で虹が浜地域の冠水状態を見て、どういうふうなその対策を考えられるのか。いいですか。全く見当のしようもない。

○酒向道路河川課長

雨水対策についての御質問をいただきました。雨水対策につきましては、市民の安全安心を守るという観点から雨水対策というのは必要であると認識しております。しかしながら、雨水対策は多くの費用と長い年月が必要となりますことから、有効的な事業が行えますように慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○河村委員

平成になってからも、もう何回も実は冠水をしていましてね、まだそういう検討をというような話じゃないのいね。要するにさっき拠点整備とか立地適正化とか、いろいろつくっていただいたんですが、じゃ、そういったところへ来てちょうだいと、こうやって言うけれども、いやいやあそこに行ったら、また冠水するかもわからんというのは、もう投資対象じゃないのいね、企業のほうから言うたら。

そうすると、そういうものはある程度もう整備をしましたよと、自然じゃからそれを上回る雨が降ったりしたら、当然またつかるんですけどね。そうならんように、今現状ではこういう対策ができたという話をどこかで持っていかないと、具合が悪いと思うんですがね。ぜひそのあ

たりについても早急に検討をしていただけたらと思います。また3月には聞きますからね。それから、駅前駐車場の整備です。昔にもこういった話をずっとしてきたんですが、今、マンション用地を含めて、今、駐車場にして、結構利用者もたくさんあってということだと思うんですが、私は今の人間の手で管理をしていただいておりますけど、夜間は出入り自由でもありますし、そろそろきちっとした機械でやる駐車場整備に切りかえるべきだと、こう思っておりますが、その点はどんなですか。

○松並都市政策課長

駅の駐車場管理の運営方法につきましては、これまでもいろいろと御意見をいただいているところでございます。機械化につきましては、今後の拠点整備の実施の段階では検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

○河村委員

難しい、要は駐車料金の精算等含めてのことを考えられるわけですが、徳山中央病院の駐車場あるいは県土木の駐車場なんかを見ていただいても、そんなに難しゅうないのいね。機械を設置して、そこを出入りするだけじゃから、例えば駐車場を広げたりするときも、同じ場所から出入りできて簡単に料金徴収ができるような状況もなっているんで、そのあたりのところは、ぜひ早急に検討をして、そのほうがかえって収入も増えると思いますしね、将来にわたっても利用がみやすいというふうに思われますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。
それから、冠山総合公園の指定管理で、従前はあそこにある梅の管理、あるいはほかのところでも一緒なんですけど、例えば今、イチョウがあれしていますのでギンナン、普通はとっちゃいけんということになっちゃうよね。公園緑地課あるいは経済部のほうで、果実についての整理をしようと思うんですが、それは、何かこの間、梅を聞いたら「いや、観光協会ではない、商工観光のほうで全部管理をしよう」と、こういうふうに聞いたんですが、そういったあれがあるんですかね。

○松並都市政策課長

冠山総合公園の供用区域内に「梅の里」がございまして、梅の管理につきましても、指定管理者が行っているところでございます。

○河村委員

果実についても指定管理者がということになるんですか。従前は公園であったり、あるいは経済部であったり、何か一元化していたと思うんですが、その果実の話よ。あその公園で言うたら、ほかにレモンじゃったか、ミカンじゃったか、何かそういう類のものもみな植えちゃってよね。

○松並都市政策課長

公園内にある樹木になった果実ということで、公園管理者としてのものというふうに考えてお

ります。
以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

先ほどのお尋ねにお答え申し上げます。

冠山総合公園の区域内にある梅園につきましても、公園内に含まれておりますことから、公園区域内で行為を行う際には許可が必要となりますが、その許可権者は指定管理者にございます。都市公園条例につきましても市長たるところを指定管理者と読みかえる規定となっておりますので、現在は指定管理者が許可を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

実は冠山総合公園をつくる時の用地買収で、地元の皆さん方から御協力をいただいて公園をつくったわけですが。その際、あそこの周辺そのものが地域の皆さん方が正月用の飾りであるとか、いろんなものを皆さん方が中で作業をしておったということもあって、それについてはずっと認めるというようなお話をいただいておったんですが、用地を買うときにはいろんな制約が当然かかってきたりするんですけど、そういった約束ごとというのは申し送りとかあって、要は守られちゃうんじゃないんですか。それともうそれはもう年数たったから、もうご破算じゃとこういう話なのかですね。その辺をちょっと。

○松並都市政策課長

申し訳ございません。存じ上げておりませんので、確認をさせていただければと思います。
以上でございます。

○河村委員

ぜひその辺のところの対応もお願いをしたいと思っておりますし、途中で今ドングリの木を立てるといって、園内を一定の整地をして、今ドングリを何本か植えとってんですが、当然、そこはそういった飾りをとってあった地域でもあったんで、やっぱり地元にはある程度説明が要るんだと思うんですよ。もう従前にはあそこの地域の新宮、相生と地域にあるんですが、の人達との懇談会等もやりおりましたし、そういったときに、こういう状況をという説明なんかも恐らく必要なんだと、こう私は認識していますので、対応をお願いしたらと思います。

それと、アジサイ園の雨水対策というのを何年かやってきておられるんですよ。もう50年もそのまま経過、アジサイ園だけじゃないですよ、スポーツ公園という全体像から見ると、50年を経過する中、それから今、光井、島田のところにも今擁壁工事をやりましたけれども、公園区域の恐らく変更をかけているんですね。

昔はあそこへアーチェリーなんかもあったんですが、今はもう全く使っていない状態で、スポーツ公園の遊具についても恐らく維持管理がかかるということで、もうほとんどが使えない状態

で、あのままその放置をされるのはちょっと忍びないなど、用地がたくさんあるという中でね。昔の滑り台なんか、最近小さい子がすべったりするんですいね。今あそこのレストランもなんかリニューアルされて結構頑張っておられるんで、そういう子ども向けの遊具とか、ある程度何か検討をすることが要るんだと思いますし、私は前からお話しよったら公園区域の変更をするなら、北側に今テニスコートのところが4面、それから人工芝を入れても5面だったと思うんで、6面ないとね、大会が開けんのいね。そういう意味合いでは、あともう2面ぐらい用地は十分あるんで、区域変更をぜひかけていただきたいし、その際に今のアジサイ園の法面といいます、要は西側の斜面の整備もぜひ一緒につけてやっていただいたら、すごい助かるかなと思うんですが、何か御意見があればお聞かせください。

○松並都市政策課長

遊具が古いことをございました、アジサイ園、ここ数年水路の傷みとか災害復旧もこのたび行うわけなんですけれども、いろいろと老朽化も進んでおる中で、どういったことができるのかというのは考えてみたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

お願いをいたします。

それから、野原岡庄線というこの市役所から東へ向かって岡庄というところまで、道路計画が従前あって、今、光井小学校の光井川に架かっておるのが光井小学校前橋というんですが、そこまでは全部拡幅が済んだんですが、その橋から東側が拡幅ができないままに終わっておるんですいね。

それは、終わっておることについてとやかく言うんじゃないんですが、従前、あそこの地主さんの中で、ビデオ屋さんをやっておられた方が、用地買収に協力できないということで、当時、軒下までならあげるからということで、実は軒下まで土地を買ったんですいね。土地を買うたんじゃけれども、そこは境界杭が入ってない、そこは。この間その裏の要は洋服屋さんに貸しよったその土地を、今、宅地造成かけて市との境界確認なんかをしていったわけですが、全くその境界確認ができてない上の境界確認じゃから、ちょっと足もとがおかしい、状況的にはです。そのあたりについては、どういうふうに捉えちゃってですか。お話はもう2年ぐらい前からしておりますので、ある程度御理解されていると思うんですが。

○橋本監理課長

用地買収を行う際に現地で境界を出して、それに準じて分筆測量をかけて買収をして、事業のほうを進めていると思います。

○河村委員

今の段取りでいけば、当然境界杭が入るよね、境界杭が入っちゃらんちゅうことは、測量をせんと要は分筆したと。

○橋本監理課長

開発行為とかという形の場合には、境界の明示が開発の許可の条件になっておりますが、通常買収を行う場合に、仮設の鋸、木杭等を打って境界の確認後、分筆買収をするんですが、必ずしもプレートとか、鋸とか、境界点全て工事後に明示しているというものではありません。

○河村委員

とすると、その境界はどういうふうに解釈すればいいんですか。あそこの道路は時間帯で通行不可なんよね。要は通学路であるために、通学時間帯については通行不可という状況は、私もこの間気がつくまでびっくりしたんですいね。そういう状況は、もうできるだけ早く解除せないけんところ思うわけですが、例えば購入した土地の杭があったら、もう今そこの元々建っておったその住居は壊して改めて建てちよってんじゃから、道路にすりゃあええそこは。だけど、それは道路になってないよそこは。だから、そうじゃったら境界杭があったらそんなこと関係なしにできるよね、さっさと。だけど杭が無いからそうい作業に入れんわけ。

○橋本監理課長

今のビデオ屋さんがあったところと道路との境界は、今の真っすぐ側溝が通っておりますが、その側溝が境と今認識をしております。

○河村委員

それだったら何も言いませんから、もともとあの側溝はあったのいね。その側溝があった上に軒下まで土地を買うたんですいね。だから境界が当然、側溝から30cmないし50cm中に入ったところが境界になるわけいね。難しい話じゃから、個別にまたお互いに協力しおうて解決をさせていただいたらと思いますので、私が個人的なあれをすんじゃない、要は公共の用地だということで、そのお話をさせていただいていますのでね、その程度の認識はいただいたらと思います。

それから、もう一点ちょっと提案だけさせてもらうんですが、室積の江ノ川に蓋をかけたのいね、もう随分前になるんですが。その際に、通常あれだけの川幅があるところへふたをかけて、かけられるはずがないのにかけたのいね。その際、江の浦の道路計画があるとかという話で説明の中で、今のその船戸商店、信号機になってそのまま放置されていますが、船戸商店のところを海まで排水路をつくるんだと、こういう話で議会の了解をとったんですが、今もってそのままなのいね。だから、要は豪雨の際には、当然、江ノ川は道路の上を水が流れるところという話になるわけですが、それは当時つくった道路計画なのか排水計画なのかわかりませんが、それはどういうふうになっているんですか。

○酒向道路河川課長

江ノ浦地区の道路についての御質問を頂きました。室積地区につきましては、平成9年ごろに室積地区の道路計画を全体的に行っていると思います。

その中で、江ノ浦地区の道路整備計画というのが計画されておまして、そこで委員仰せの江ノ浦地区道路、国道から海岸まで抜ける道路というのが計画されて、今、国道から1本南側に

入ったところまでの区間につきまして、国と協議と進めていっているところがございますけども、なかなか事業進捗が見えないというのが今の現状でございます。

○河村委員

前側のその江ノ川の蓋つけという話何か漏れちよんやけど、別に課題を残しておいてもらってもいいんですけど。道路計画ちゅうのは、自分の要は光市の建設部の中だけで計画をすることで、じゃ、立ち退きをかけたりいうことができるのですか。

例えば都市計画に乗せるとか、何かどっかの上位計画に合わせて乗せるのどのとか、そういったことがあって、初めて立ち退きかけられると私は認識しておったんですけどね。市が、じゃ、ここに道路つくるからと言うたら、立ち退きかけられるの、そんなことないよね。住民同意が当然その立ち退きかけるときには必要じゃから、立ち退きをかける前にそういう計画発表して、そこで認定されて初めてその道路計画というのは生きてくるんでやね、市が勝手につくったらそれ立ち退きかけられるということはないんよ。

○田村建設部長

市のほうで道路改良計画を立てまして、地元の方に御説明をして同意が得られれば、用地買収等を進めて道路改良を進めております。

○河村委員

道路改良と言われましたが、要は新設道路、しかもその国道へ出てくるような道路を実は勝手につくって、それでその道路計画をつくったときに地元へ説明をして、そこで了解をもらって議会にかけて初めてその計画ちゅうのは生きてくるんで、違う。そうせんにゃ、どこでも自由にあなたは用地買収をかけられて、それはもう節税効果が皆受けられるちゅう話になるけど、そんなことはないと思うよ。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○酒向道路河川課長

江の浦地区道路につきましては、平成10年の8月4日に地元説明会を実施いたしまして、地元のほうには説明をさせていただいております。

以上でございます。（発言する者あり）

また、排水対策につきましても、この説明会の中で説明を行っております。

○河村委員

わかりました。排水対策だけが後回しになって、蓋かけだけが早く終わったとこういうことになるんですが、何か今あそこの栽培漁業センターを何か民間にというような話もある中で。（発言する者あり）えっ、これ一般質問でなんか売るような話をしよったから、要は早期にもしもその排水をやろうということなら、もともと室積の漁港のほうの護岸ちゅうのは、大きなセメントの塊が入れちやるんでね、なかなかそうやすやすと排水というのは抜けんといね。その辺

のところは十分注意して、しかも早期に平成10年の計画ちゅうなら、あれから20年たったちゅうことになりますからね、県でもその見直しの中で20年たったやつはどうするんかと、こういう話がありますからね、ぜひ対応していただけたらと思います。

以上です。

○委員長

ほかにございますか。

○森戸委員

せっかく公園の話が出ましたんで、1点ほど質問したいと思うんですが、今までに公園の再生と再編ということで何度か質問をしてきました。その論点としては、集約をしたらどうか、統廃合したらどうか。機能をつけたらどうか、公園自体の機能を転換して再生したらどうかというような観点で質問してきたと思います。

その中で、児童遊園のお話がありましたが、上島田の地区の公園について事例を挙げて質問したと思います。ここは、現在その公園を使用する市営住宅を用途廃止というような流れになっていて、要はその公園を使う人もそうなんですが、管理をする人自体も、ほぼいなくなっているというか、市営住宅を廃止をしていっているんですから、当然そうなりますけれども。

そういうところに関しては、そろそろ決断をするといいますか、もう管理ができないよということは再三今まで伝えてきたと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうかね。たしか土砂災害のレッドゾーンかイエローゾーンかわかりませんが、そういった区域のも入っていたと思いますので、いろんな角度から検討が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○松並都市政策課長

いろいろそうした声をお聞きする中で、なかなか方策が見出せてないのが現状でございますが、どういう方策ができるのか、しっかり考えてみたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

そこはその下に県営住宅もありますし、そこに公園もありますし、市営住宅自体を用途廃止するという流れの中にありますので、構成する住民も非常に少なくなってきていますので、御検討をお願いをいたします。

それと、機能の付加ということで、防災機能を持った公園の提案をしたことがございます。その機能については、例えば下松の恋路の事例を挙げてマンホールのトイレであるとかというような提案をしたことがありますが、9月の議会で土のうステーションの設置についても提案をいたしました。

例えば言いますと、三井と上島田で言いますと、岩狩公園と上島田の運動公園がございますね、この2つは上島田のエリアは水害と土砂災害からも外れているという区域でもありますし、三井の自治会の災害後のアンケートの中でも、車を持っていく場所がなかったというようなこともございましたので、例えばで言いますと、その岩狩公園とか上島田の運動公園に各車の逃げ

場にするであるとか、土のうステーションの設置をする場所にするであるとか、そういうことが御検討ができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松並都市政策課長

公園は防災基盤でもあるますことから、関係所管と協議をしてみたいと思います。
以上でございます。

○森戸委員

最後に、再生というところで、使えなくなった児童遊園、子供がいないようなところの児童遊園は、その地域の年齢層も含めて趣向も含めて変わってきていると思いますので、以前は広島の事例を挙げて例えば健康遊具、高齢者の利用を想定したそういうものを置くとか、そういう提案もしたことがありますので、再生についても引き続き御検討をお願いできたらと思います。
以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

7 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第86号 フィッシングパーク光の指定管理者の指定について

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

○河村委員

県漁協の光支店との契約ということなのですが、光支店さんは、県漁協にこのお金を繰り入れになってもやれるようになっていたんですか。それとも、県漁協としての取り組みで、契約者がたまたま光支店であったか。

○弥益農林水産課長

管理協定の相手方が、県漁協光支店というご質問でしょうか。

○河村委員

なぜ光支店というんじゃなくて、要は、県漁協の光支店さんは、契約者に足りるかとか、こういう話をしたんですが、要は、県漁協の会計の中にこのお金は繰り入れられて精算をされておるかどうか。そうじゃなくて、これはあくまでも、県漁協の光支店の仕事として別会計でやっておるんだと、こういうお話をされるのか。

○弥益農林水産課長

繰り入れについては不明でございます。

○河村委員

恐らくそのあたりのことについても、しっかり対応を考えておく必要があるのではなかろうかと思えます。あたかも県漁協の光支店が実際の法人のような形で契約とかいろんなことに参加をしていくということは、余り望ましいことじゃない。あくまでも、光支店というのは県漁協だと、こういう意味合いを持たなければいけないというふうに、私は思っておりますので、そういった対応をぜひお願いをしたい。

それから、もうフィッシングパークそのものが、もう相当年数経緯をしております。リスク管理について、今までにも大規模修繕というのを何回かやってきたわけですが、そのあたりの見通しを含めた維持管理というか、リスク管理の中身。維持補修については何ぼという取り決めは、当然されておると思えますが、大規模修繕等についての見通しもあわせてお示しいただいたら。

○弥益農林水産課長

昭和55年5月5日にフィッシングパークがオープンしまして、かなりの年数がたっております。

大規模修繕としますと、平成22年から渡り栈橋、釣り栈橋、あとは橋脚部分の調査、修繕を順次かけております。

今後、調査、修繕をかけていく必要はあろうかと思えます。

○藤井経済部次長

私のほうから、少し補足させていただきます。

今、課長が申しあげましたように、昭和55年5月にオープンした施設で、これまでの調査業務等で、塗装については、一般的におおむね10年ぐらいが望ましいということを目安で更新を計画していると思います。

ただ、実際には大規模な塗装の更新は、期間それから財政的にもかなり費用かかりますので、現地の状況を確認後1年での施工は難しく、3年ぐらいで施工したケースもあったかと思えます。

塗装の他には、海上に栈橋を支える鋼管が入っておりまして、その鋼管がやせ細るのを防止するために、電気防食というアルミニウムの合金を、鋼管にそれぞれ何カ所かつけております。これは、船等についているのと同じ原理で、以前にも御説明したかと思えますけれども、鋼管がやせ細るかわりに、アルミニウムの合金がやせ細ってくれるというもので、これも定期的に状態を点検して、いずれ付け替えなければなりません。

また、栈橋のグレーチングや、ゴムマットについては、毎日の点検等で、悪くなれば順次、取りかえており照明や配管等も状態を見ながら、随時更新をしていかなければなりません。全体的には、大規模修繕における対策の方針は、おおむね以前の調査業務等で把握できているものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

おおまかでは頭に入っちゃうんですが、要はリスク管理の金額、修繕等の金額については、相手が、そうはいいいながら、県漁協光支店そのものは大きな資本の塊ですが、現実的には、あそこにおられる方が受けておやりになっている中で、修繕については、例えば3万円とか5万円とかまでは、皆さん方でお願ひしますよと、それ以外についてはお互いに協議してやろうと、そういうリスク分担をしているんじゃないんですか。

○藤井経済部次長

もちろんその辺については、通常の、例えば蛍光灯の管をかえるとか、通常の維持管理は県漁協光支店で行い、今申しあげましたような大規模な修繕については、施設を設置しました光市のほうで行うというようなことになっております。

以上です。

○河村委員

金額はわかりますか。

○弥益農林水産課長

リスク分担表に基づくところの指定管理者と光市の分担割合はありますが、金額明記はされておられません。

○河村委員

ほかのところでも、全部リスク分担の中で金額明示をしておるので、恐らくそういうふうになっていると思います。そのあたりの確認は、後ほどよくしっかりしておいていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算（第6号）〔所管分〕

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○畠堀委員

1点ほどお伺いします。全国的に求人について、かなり逼迫しているというような状況が続いているわけですが、光市における求人状況、どのような状況になっているのか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

光市の雇用状況についてお尋ねをいただきました。雇用状況につきましては、下松公共職業安定所が毎月公表しており、平成30年10月の下松ハローワーク管内の有効求人倍率は1.47となっております。

ここ数年で申しますと、平成26年度の有効求人倍率が0.96、平成27年度に1倍を超えて1.08、28年度1.16、29年度1.25と、1を超えて推移をしている状況でございます。

以上です。

○畠堀委員

光市内においても、非常に逼迫しているといえますか、人が不足しているような状態になって

いるのかなというふうに思うわけですが、特に市内の中小企業の中で、その辺の求人に対してどのような状況になっているのか。何か数字というのがあれば伺いたいと思いますけど、なければ、光市内の事業者の皆さん、どんなような状態になっているのか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

市内の中小企業の状況について、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、商工会議所や商工会の会員さん、また、ハローワークの所長等からお聞きする中では、近年では採用にかなり苦労されておられ、中には、ある程度の仕事があるけれども、しっかりと人材確保ができなくて、やむを得ず事業をおやめになった方もいらっしゃるとお聞きしているところでございます。

以上です。

○畠堀委員

数年前と比べて、一気に状況が変わってきて、こういった状況というのが、恐らく今後も続いていくんだろうというふうに思います。そういった中で、国においては外国人、研修生とか、そういった制度が入ってきておりますけども、市内のそういった事業者の皆さんが、求人でも苦労しないように、しっかり保護していく必要もあるかと思ひますし、今後の新しい何か取り組みというのが大事になってくるんじゃないかというふうに思ひます。

その中で、光市においては「雇用の日」ということで、中学生を対象に光市内の事業者の紹介ということで、継続してこれまで続けてきておりますが、雇用の日という事業を始めて、おおむねもう、初期に始めた方については二十歳を超えて、早い人だったら社会人になってくるというようなケースもあるわけですが、そういった方たちが市内に残って、市内で働いていただけるというのが、またいい循環になるのではないかと思ひます。決して全員が全員残ってくれというわけではないんですけども、そういった事業を通じて、市内の中小企業のよさというものをわかった上で、そういったところで働いていくというのがいいことではないかと思ひし、そういった効果を期待しているわけですが、そういった点でのエビデンスといひますか、市として何か状況を捉まえているようなことがあったら教えていただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

雇用の確保につきましては、御紹介いただきました光市雇用の日メッセージフェアを始めております。

ただ、あの時は雇用状況が逆の状態、第2回以降、中学2年生を対象に、働くことについて考えていただく機会、また、あわせて市内の中小企業を知っていただく場として、この行事を継続して行っているところでございます。

現在、フェアに参加した子供たちが、二十歳前後を迎えたところで、どれだけの方が市内に残られてという統計は持ち合わせておりませんが、市としても、U J I ターン雇用促進事業を実施し、事業者に対して一定の支援をさせていただいておりますし、中小企業等雇用奨励制度として、市内に住む従業員が純増になった場合には一定の奨励金を出させていただくなど、支援を行って

いるところがございます。

以上です。

○畠堀委員

少なくとも、雇用の日という形で市内事業者の紹介をしていくということは、雇用のミスマッチを解消していく上では大きな方策ではないかと思えますし、これからまた継続していくことで、そういったものが実績に結びついていくんではないかと思えますので、雇用の日については、ぜひ次年度以降も継続的な取り組みというものが必要ではないかなというふうに思えますので、御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

また、特に光市内においても、今、御紹介いただきましたように、融資といいますか、費用の面でいろんな方策も、支援いただいておりますので、そういったものを含めて今後も市内事業者の雇用の確保という点については、大きなテーマになっているんじゃないかと思えますので、ぜひ、そういったものについても御検討のほうをお願ひしておきたいと思えます。

以上です。

○田中委員

すいません、昨日13日の委員会初日に、周防地区の連合自治会長さんより、周防地区に地域内交通の導入を求める要望書の陳情が行われましたので、少しそれに関して質問させていただけたらと思えます。

要望の中では、市内でも高齢化が約39.1%と進む地域で、公共バス本数の少なさと、他の公共交通との結節の問題、公共バスが通っていない、バス停まで5、6km歩かないといけないというエリアもあり、買い物、病院への通院も非常に困っている問題、日常生活に自動車は欠かせないものであるが、高齢化により安全に運転をすることが難しくなっている人もいて、万が一、事故が起こると本人だけではなく、周りも巻き込み、悲惨なことになり、数年後を見通すと、認知症、免許返納が増え、さらに大変な状況になるという切実な声とともに、早期に市民の声に応える地域内交通の導入を求められました。

その後、委員間討議も行いましたので、いくつか質問をさせていただけたらと思えます。

まず1つ目が、光市地域公共交通網形成計画では、平成29年度から周防地区は島田駅までのエリアでの地域内交通の導入エリアとされておりますが、施策例として、地域特性、移動ニーズなどの調査の実施、調査結果を踏まえたデマンド型交通やコミュニティ交通の導入、拡充とありますが、その進捗状況と見通しについてお聞かせいただけたらと思えます。

○芳岡商工観光課長

交通政策への取組みにつきましては、国が進めるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりのもと、平成26年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、公共交通ネットワークの再構築に取り組むことが可能となりました。

本市におきましても、持続可能な公共交通の維持・確保は、重要な課題であると認識しており、デマンド型交通を含む先進的な取組みについて情報を集め、視察を行うなど、多方面から研究を行ってまいりました。

こうした中、平成28年6月の光市地域公共交通協議会の設置を経て、翌年3月に、光市地域公共交通網形成計画を策定し、施策の展開例の一つとして、御紹介のありました地域内交通の導入を掲げ、さらに施策例に、委員仰せの地域特性、移動ニーズの調査の実施、調査結果を踏まえたデマンド型交通、コミュニティ交通の導入拡充をお示したところでございます。

地域内交通として、伊保木地区が取り組むコミュニティ交通の自動車使用範囲に加えて、島田駅周辺地区及び岩田駅周辺地区をイメージさせていただいたところでございます。

その中から、まず、島田駅周辺地区から取り組みを始めることとし、地域特性や移動ニーズを計画策定時の調査より進化させるため、本年3月に、島田駅周辺地区にある周防・三島コミュニティセンターの2カ所で、公共交通利用促進説明会を開催し、形成計画の概要を初め、公共交通の現状と課題、バスの乗り方、お得な情報などを提供するとともに、参加者の皆様から御意見をいただいたところでございます。

引き続き、本年度は、バスやタクシーといった既存の公共交通の現状も踏まえ、地域内交通を一つの手段としながら、地域にとって持続可能な公共交通とするためにはどのような公共交通が望ましいのかなど、地域の公共交通のあり方について、市が一方的に示すのではなく、地域の皆さんとともに、その地域にマッチした公共交通の方向性を見いだすためのワークショップを開催することとしており、第1回目を来週19日、島田駅周辺の公共交通について考えるワークショップとして、三島コミュニティセンターで行うこととしております。この結果を十分に踏まえ、今後の施策の検討をしまいにしたいと考えております。

以上です。

○田中委員

わかりました。

2点目にお聞きするのは、現在、光総合病院の移転が予定されておりますが、現在、周防地区の人はどのように光総合病院に行かれていますのでしょうか。また、新病院への行き方はどのようになるのでしょうか。現在、何人が公共バスで光総合病院に行っているかも含めて教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

周防地区の方が、どのようにして現在の光総合病院に行かれていますのか把握をしておりません。

形成計画策定時に行った市民アンケートでは、最もよく利用する交通機関について問うたところ、自分で運転及び家族や知人による送迎といった、自動車を利用される方が81.6%、公共交通の利用者は5.1%でございました。

また、周防地区の方の新光総合病院の行き方については、一般質問におきまして、経済部長より、ひかりぐるりんバスが乗り入れること、また、室積・光井方面から病院へ、また、島田駅方面から病院へ、途中で乗りかえることなく公共交通で直接病院に向かうことができるよう、限られた便数にはなりますが、運行ルートの変更や病院の診療時間等を考慮した運行ダイヤの確保などについて、現在、交通事業者と協議を進めているところとお答えをさせていただいたところでございますが、島田駅方面等は形成計画でお示しをしているように、島田駅周辺地区であり、当面、周防、三井、上島田地区を考えているところでございます。

事業者や関係機関等との協議が整うなど、時期が参りましたら、また改めてお知らせしたいと考えております。

以上です。

○田中委員

3点目が、伊保木地区のコミュニティ交通についてお聞かせいただけたらと思うんですが、今年度で廃止になるのではないかといたったような声もちょっとお聞きしたんですが、現在、どのような状況でしょうか。もし、課題等がありました教えていただくとともに、また、運転手について少しお聞かせいただけたらと思うんですが、運転手の条件、二種免許が必要なのかどうか、そして、地区に限らずボランティアを募集してはというような考え方もできるのですが、そういったことが可能かどうかもお聞かせいただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

伊保木地区のコミュニティ交通についてお尋ねをいただきました。コミュニティ交通は、御承知のとおり、地域からの提案、御要望にお応えする形で、平成23年度より市の制度として整え、地域の方の地域力を結集し、御努力をいただき維持をされているものでございます。

先日、いおき楽々会の会長さんが来庁され、利用状況について前向きなお話をお聞きしたところでございますが、今年度での廃止等の声については、現時点で私どもは耳にしておりませんし、市としても考えておりません。

課題につきましては、地域の高齢化率の上昇に伴い、運転手不足がかねてより懸念されており、運転手の年齢制限の引き上げが求められているところでございます。

ただ、二種免許の取得者登用につきましては、この資格はあくまでも有償運行をする場合に必要な免許であり、ここの地区ではボランティアで運転を担っていただいているので、そういった要件は定めておりません。

それからまた、地区外からのボランティアの募集につきましては、伊保木地区が市街地より遠いことや、道幅が狭く急な坂道が多いこの地域の道路事情を考えると、すぐにそういった方が確保できるかどうかというのは難しいとは考えますが、制度的には可能な状況にございます。

一方で、こうした課題がある中で、地元の事業者の御厚意により、運行時間に合わせて従業員の方が、自身の会社での業務を一時離れて運転手として登録し、務めていただくなど、市が当初設定していた以上に地域の強い力を感じ、感謝をしているところでございます。

以上です。

○田中委員

ありがとうございました。

○森戸委員

陳情の関係で何点かお尋ねしますが、立野橋から永代橋のルートがありますよね。県道徳山光線ですか、元々あそこはバス路線があったんですか。その辺のところわかりますか、今はありませんけれども。

○芳岡商工観光課長

立野橋から永代橋までの島田川の右岸川には、現在、バス路線はありません。過去の状況というのは把握しておりません。

○森戸委員

新宮自治会から、路線を引いてほしいということで、バス事業者に対して要望を出されたということがありましたので、元々どうだったのかなというところがちょっと気になりましたので、質問をしてみました。

デマンド型交通とか含めて、今、視察をされたというようなことだったんですが、具体的に言うと、どのような形態のところを視察されたんですか。

○芳岡商工観光課長

デマンド型交通の取組み等の視察先については、委員からも御紹介のあったコンビニクルという予約システムの商品を開発した東京大学大学院、それから、コンビニクルや他の予約システムを導入している自治体、具体的には千葉県山武市、岡山県玉野市と総社市、さらに予約システムの商品販売を取り扱う順風路とNTTに参りました。

以上です。

○森戸委員

わかりました。そういったところを視察されて、地域内交通として、このエリアに関してどのように思われますか。当然、計画にも書いているわけですから、必要と思われているんだろうと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

周防地区への地域内交通の導入については、現在、周防地区には防長交通がありますが、利用者は減少しており、最も市の負担が大きい路線となっています。平成30年3月に、当地区で実施した公共交通利用促進説明会では、病院までのバス路線が必要とか、バスを利用するにもバス停までの移動手段がないといった意見が上がるなど、課題や要望があることは承知をしております。

また、当地区の周防地域づくり協議会が策定した周防きらめきプランの中でも、交通手段のない高齢者のサポートの仕組みを考えることが掲げられるなど、公共交通に非常に関心の高い地域であると認識をしております。

デマンド型交通を導入している自治体を視察した際には、担当職員から、利用者の希望どおりの時間内に、ほぼ正確に到着できることがメリットとして挙げられている一方で、利用者の希望時間どおりに目的地に到着することを最優先としているため、全ての予約に希望どおりに応えるためには、運行する車両の台数を増やす必要があり、コスト増につながる。また、限られた車両数で運行する場合は、予約を断らざるを得ないケースや、特定の方が週に複数回、多頻度、長期にわたって予約をされることで、車両が見かけ上、個人専用車化するなど、事業全体として利便性が下がることなどがデメリットとして挙げられました。

デマンド交通に関しては、様々な運行方法がございますし、予約システムも様々なものがございますので、地域の特性や地域の皆さんの移動ニーズに合わせて、その地域にマッチした運行方法、その他の運行の検討もあわせて検討する必要があると思っております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。周防地域は、高齢化率が39%を超えているということで、光市の平均、県の平均を超えて高齢化が進んでおる状況でございますので、待たなしという状況だろうと思います。

昨日の議員間討議の中でも、交通安全も含めて早急にやるべきだという意見もございましたので、形成計画の着実な進捗を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○河村委員

病院移転の中で、運行ダイヤの検討をする中で、事業者だとかこういう話でしたが、事業者とは、うちで考えればJRと防長さんというようなことになるわけですが、どちらもということでええんですか。

○芳岡商工観光課長

新光総合病院への路線バスの乗り入れにつきましては、現在、ぐるりんバスが乗り入れることをお伝えしているところでございますが、他の事業者については、現在、協議中でございますので、この場で申し上げることができません。御容赦ください。

以上です。

○河村委員

いや、協議中はええんです。だから、運行ダイヤの中身を言えというんじゃなくて、協議をされているのは、今、JRなのか防長なのか、あるいは両方だとかこういうふうに言っているのか、お尋ねをしたんですが。

○芳岡商工観光課長

その点も含めて、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。御容赦ください。

○河村委員

それから、伊保木のコミュニティ交通なんですが、運転手の年齢制限が70というような話を聞いて、地域ではもう70歳の枠にひっかかるというようなことで、もう諦めにゃあいけないのかという話を聞いたんですが、そういう話は一切聞いていないということですか。

○芳岡商工観光課長

先ほども申し上げましたように、伊保木地区では、地域の高齢化率の上昇に伴う運転手不足がかねてより懸念されており、運転手の年齢制限の引き上げが求められていますが、こちらにつき

ましては、現在、運転年齢の上限を70歳未満、高齢者の交通事故の発生率が高くなると言われる、いわゆる紅葉マークを導入する年齢と合わせています。地域の皆様の命を預かって運転をするというものを、やみくもに僕は元気だからという理由で引き上げるということは、市の制度としては的確ではないと考えて、御理解を願っているところです。そういった中で、地域の事業者から協力が得られたということは、地域力の大きな成果だと感じています。

以上です。

○河村委員

それでは、周防地区というだけではなくて、先ほどのバスの話に戻るんですが、複数路線、防長4路線、それから地方バス、ぐるりんバスということで、補助金を出しておるわけですが、各路線で乗車人数というのは把握されているんだと思いますが、平均の乗車率と、それから最大人数について、ちょっと教えてもらっていいですか。

○芳岡商工観光課長

公共交通の補助金を出しておりますバスの利用者数について、お尋ねをいただきました。

平成29年度決算主要施策の成果でお示しをさせていただいたところではございますが、平成29年度で、防長交通が運行します市役所前から兼清・筏場方面、高水駅方面に参ります路線が2万1,676人、それから、ひかりぐるりんバスが年間の延べ利用人員が2万9,887人、それから、防長バスで、徳山駅前から柳井駅前までの輸送人員が16万495人となっております。

最大乗車人数は、把握しておりません。

以上です。

○河村委員

決算書にも載っちゃうぐらいなら、自分でも見られるんで、要は、最小ちゅうのは当然ゼロという数字が常について回るんで、そうじゃなくて、1日の最大人数だというのは、今のぐるりんバスについても、それから、防長の徳山・柳井線についても、バスがでかい。それで、JRに至っては、西日本バスネットかなにかに再委託をして運行をするんじゃないけれども、もう自分のところで耐用年数が来たような大きなバスを運行させよる。そうすると、当然、燃料費はかさむ、修理代はかさむ、そういった中の決算で赤字補填をとという話は、どうも理解に苦しむ。

一番最初にぐるりんバスを始めようというときに、JRさんが自分で勝手に始めたバスやから、補助金は出しませんよと、こういう前提条件があったのに、いつの間にか補助が出るようになったんです。

それは、まあよしとしても、現行のバスで本当にええのかどうかという議論をどこかでせんにゃあいけないのいね。そのあたりが、どうも私、理解に苦しむんです。

何か新たなバス路線の話をしたとき、バス停がないというようなことを言われたというような話があったんですが、ぐるりんバスだって、これ今、道路に直接そのまま停めよる。バス停なんか、看板があるだけで、今、待機所があるわけじゃないんです。

そういった意味合いからいうたら、もう少し全体的な考え方を入れながらバス路線を考えんにゃあいけないし、バスそのものも、それに似合うたバスで十分なんです。

運転手のほうだって、それで、小さいバスのほうが運転はしやすいし、大きなバスが走ることで、県道とか国道とかでそんな傷むことちゅうのはありませんが、通常の市道とか、市道でない箇所を走っちょるかどうかというのは確認してませんが、道路が傷むのいね。特に狭隘なところやったら、側溝が傷むのはもう目に見えちよるんで、そのあたりのところと一緒に随分整備をしなければいけないし、なぜ今までできなかったのかなという思いもあって、最大乗車人数の記録がないというのには、ちょっと理解に苦しむんですが、そんな記録をとったことがないわけ、業者から。

○芳岡商工観光課長

事業者において、便ごとの利用者数の調査をしたことはありますが、瞬間での最大というのは、今、私は把握しておりません。事業者において、そのあたりを把握しているのかどうかは、わかりません。

以上です。

○河村委員

そんなにたくさん乗っていただければ、幸せですし、こんなに補填をすることもないような気がします。

今、周南市なんか、自分のところでコミュニティバスを運行する中で、車体に自分のところの宣伝が皆載っちょるんです。だから、うちも、防長バスの小型、兼清行き的小型についてはうちのバスじゃけえね、あれは。防長さんは、人のバスじゃから、掃除せんのいね。だから、汚れたまんまで走りよってわけ。

じゃけえ、そういうところもちゃんと、うちの宣伝載せるんなら、宣伝を載せるような体制が要るんだと思うんです。もう十分の年数経過しちよるから、買いかえ時期に来ちよるかもわかりませんが、もうちょっと全ての問題にメスを入れて、調査をかけて、バスの新しい運行計画をつくろうということであれば、私は、今大和を走っている市営バスについては、ええと思うんです。あのくらい機動性を持って回ってもらったら、恐らく今、バスが来ない地域についても、大変ありがたい状況が生じると思っています。

自分の中にも参考事例があるんじゃないから、ある程度そういうことを市内全域に行き渡るような体制づくりが必要だと思いますので、ぜひ、そのあたりのこともひっくるめて、整理をしていただいたらと思います。

○吉本経済部長

誤解があってはいけないので、何点か御説明したいと思いますが、先ほどの熊毛方面に行く防長バス、これは、車両そのものが民間会社所有のバスでございます。あくまでも民間経営の中で、市も補助金を出しながら、その中で経営努力をしてもらい運行していただいているところです。

周南市の事例がどういった形でやられているのか私どもは把握しておりませんが、熊毛方面に行くバスについてはそういう状況でございます。

それと、委員さんから縷々ございましたけど、我々は、平成29年3月、光市の公共交通網形成計画、これを策定いたしまして、これに基づいて関係者と協議を重ね、調整が整ったものから順

次具現化を進めているところでございます。

手前味噌になるかもわかりませんが、我々としては、着実に前進していると考えているところでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

縷々説明をしていただきましたが、今の防長バスのうちが買うた分は、認識違いじゃったらやむを得ませんが、バスを購入する金額を出したというときに、補助金というのじゃったわけ。バスの購入資金としての補助金、それはないような気がするんじゃけどね。

だから、今もってあのバスは、全く色も形も変わらん状況で運行していただいて、うちの路線以外には運行していないんですよ、あのバスは。だから、そういう意味合いで、名義は誰かというのは別にして、恐らくそういう形で、光市のバスという認識のもとで運行をしていただいているという私の認識だし、恐らく防長もそういうふうにとっておられると思うんです。

だから、別に私の言うたことが間違いじゃなくて、例えば、あのバスをきれいにして、最近はやりの観光のポスターか何か、だっと、岩国は錦帯橋か何かの大きな橋のあれをだーっとかけちよる。ああいうものをかけて走ってもろうたって、別にええわけじゃないですか。

だから、そういうところは、やっぱり事業者と協議をする中で進めていかなければいけないんだと。

もう随分昔の話ですけど、防長バスそのものが、現行、赤字路線とか色々増える中で、どういう路線がええのかということで、いろんな協議会に出ていたり、検討もした時期があったんです。今も、恐らくそうだろうと思っておるんですけどね。そういった中で、防長は結構新しい路線、いっぱいつくちよるんです。

だから、うちも、例えば、今、市営バスがありますが、ああいうものを防長さんが運営するか、今はタクシー会社がやってもらっているんですけど、そういう中で1回、何ていうんですか、今いろんなことを検討するのも大事なんじゃけれども、中々実際にやるというときには、そういうふうにはいかないし、5年たったら、今のおる人がごろっとまたかわちよるんですよ。だから、もう急いでこれは検討して、結果を出して、始めていかなければ、間に合やせんといね。

そういう意味合いで、もう少し迅速に、29年から5年じゃけえ、あともう7年待てやという話は、どうもちょっと納得がいきにくいところがあります。

例えば、今、市営バスは、岩田からあいば一くのほうへ、今、あそこの県道光柳井を通って帰りよるんですけど、うちの鮎婦、鮎新の住民にとって、あそこバス路線が走っておるとい認識がないんです。当初からそういう認識でなかったから。

だから、バスが通りよるから御利用くださいよという、そのあまりかけ声がなかったかなと。もう一つは、もう従前から今トンネルを出て市役所前に来る道路がありますが、あそこは今バス停へ出るのにも相当距離があるので、バスを走らせてほしいという要望は随分あったんです。あそこを走るのにそんなに、鮎婦を回るか、あそこを回るか程度の違いで、走ることにそんな不都合はないと思ったんですけどね。今もって走っていないような気がするので、そういうものをで

できれば1年程度でまとめていただいて、今ある市バスでも構やせんので、何か対応を検討していただいたらというふうに思っております。考え方は考え方でわかりましたけどね。

岩田駅の管理運営事業ということで246万7,000円ほど出てるんです。委託先がどういうところかよくわかりませんが、従前は切符売りの方がおられて、切符を売ることを請け負ってやっておられたと思うんですね。

それもかなわなくなっただんで、今光熱費や清掃代だけでも45万じゃから、ちょっとどうかのところが、思うぐらいの金額なんで。例えば今、島田駅も無人じゃいね。そうしたら、同じぐらいのお金をかけて駅の維持管理に努めてもらえるんかちゅう話ですよ。

この今の管理運営事業について、もう少し中身を詳しくお聞かせ願ってもいいですか。

○芳岡商工観光課長

岩田駅管理運営事業について御質問いただきました。

岩田駅の管理運営事業は、30年度予算で246万7,000円計上いたしているところですが、まず、乗車券類販売事務委託として、平日の朝と夕方の、時間は限られますが、乗車券類の販売業務を委託しております。これが165万円となっております。

それから、駅舎の隣にある公衆便所は光市所有の施設でございますので、こちらの清掃委託料が45万4,000円。その他は、その業務に携わる光熱水費や燃料費でございます。

以上です。

○河村委員

駅じゃけえ、そりゃあたくさんの方が乗り降りされるんで、45万円、清掃代に必要なんじゃないろうと思いますが、通常今、観光でトイレを管理していますよね。管理費幾ら払っています。

○芳岡商工観光課長

観光係が管理している公衆トイレ等清掃の委託料は550万円でございます。

○河村委員

1カ所定額じゃなかったかいね。

○芳岡商工観光課長

虹ヶ浜周辺は複数箇所を長期継続契約しておりますし、室積海岸を中心に清掃委託をしている部分や、石城山等その他の場所もございます。

以上です。

○河村委員

うちは、たしか建設部のトイレじゃったと思いますが、月5,000円ぐらいじゃったよ、たしか。トイレの管理委託を受けちゃったのが。だから、そのぐらいだ、年間6万ぐらいじゃないん。

○芳岡商工観光課長

室積の公衆便所等の清掃につきましては、最低賃金をもとに根拠を計算し、業務を委託していますので、後は回数等によって金額が変わってこようかと思えます。

以上です。

○河村委員

中々その、要は最低賃金をとこう言いながら時間管理をすることが大変難しく、たしか大きさによってそういうものが決まっておったような気がします。まあいいです。

清掃代が45万4,000円が高いか安いかわかる話も当然出てきますし、トータルとして委託先、個人というのではなくて、指定管理のような格好でもしも受けることができるのかできないのか。そんなこともそろそろ御検討いただけたらと思えますし、島田駅はじゃあどうかと、こういう話のときに、じゃあ島田でも同じような格好で請負をさせてほしいと、こういうときにそういうことが可能かどうか。今、そこについてもトイレがたしかあったよね。それはJRだから、外じゃね。光駅でも外は外いね、敷地の中じゃあるけどね。

そういったことも検討の中に置いておいていただいて、また次回でもお尋ねをまたしますから、僕はずっとたんにやるからね。御理解をください。

ほかに行きます。いいですか。農業総務の事業費の支弁人件費ということで448万5,000円ちゅうのがあるんですが、これをちょっとお話いただいてもいいですか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○吉本経済部長

事業費支弁人件費についてのお尋ねでございます。これは、建設事業等に携わる職員の人件費でございます、財政分析上は、投資的経費として整理されるものでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○河村委員

危険ため池についての定義が変更されたというか、従前のその危険ため池じゃなくて、今既存のそのため池を危険ため池として整理をせないけんと、こういうような話だったと思うんですが、ちょっとうちの対応というのをお聞かせいただくと。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

ご質問の内容が理解できませんでしたので、再度、ご質問をお願いします。

○河村委員

今までは、危険ため池ちゅうのは、ため池の容量とか、何かいろんなものがあって定義をされておったと思うんですが、今回の豪雨災害を受けて、既存のため池、今までそうでなかったため池についても整理をしようというふうにこの間決めたいね、国のほうが。じゃあうちは今残され

た普通のため池について、全部危険ため池で整備はしたの。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

危険ため池の選定基準につきましては、変更されておられません。また、選定基準の基づき光市地域防災計画に位置付けられた危険ため池は、今現在光市に5カ所あります。それも変わっておりません。

○藤井経済部次長

河村委員さんが言われたのは、国が危険ため池についての方針を変えたという御説明かと思えます。そのことは先日、私も耳にはしておりますけれども、恐れ入りますが、まだ詳細についてはちょっと把握できておりません。それが光でどのようになるのかは、これからのお話だと思えます。

以上でございます。

○河村委員

恐らく、この間の倉敷や総社を含めて、ため池の決壊が大きな災害につながったということで、小さいため池についても同じように整備をしていこうという話だったと思えますので、うちにどの程度のため池があるのかわかりませんが、今5つとかという話になると、まだそういうふうに登録されていないため池がたくさんあるようにこう見受けられますので、そのあたりの調査とか整備をしていただけたらと思えます。

それから、地籍調査の訂正委託料が150万円ほど出ちよるんですが、地籍調査ちゅうのはあれですか、今もって訂正作業が起きてるの。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

年に数件ではございますが訂正を行っております。

以上でございます。

○河村委員

年に数件で150万円ぐらいもするもんなんですか。

私も今、ある一つのところで、それは河川道の復旧とか、いろんなお話がある中で、要は従前の地籍調査の中でうちの土地をとられたとか、恐らくそういうふうなことが整理をするきっかけなんじゃろうと思えますので、よく対応していただけたらと思えます。

それから、土地改良区合同事務所の事務費補助ということで710万円ほど出ておるんですが、今の土地改良区そのものの仕事が減っていく中で、710万円と言うたら2人前、あるいは3人前ぐらいの人件費に該当するわけですが、今もってそれが続くというのがちょっとよう理解できんですが、事務量をちょっと説明してもらってもいいですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

それでは、光市土地改良区合同事務所の事務量についてのお尋ねですが、まず、土地改良区で

すが、これは土地改良法に基づき県知事の許可を受けて設立された、事業完了後も土地改良事業で造成された施設の維持管理事業に取り組むことによって、農業の維持発展、地域農業の振興、食糧の安定供給及び農地の多面的機能発揮維持など、公共性の極めて高い事業を行う組織でございます。

この土地改良区を事務面から支援を行う組織として光市土地改良区合同事務所があり、土地改良区を継続させていくために、必要な組織でありますので、光市が補助金により、支援を行っているものでございます。

お尋ねの土地改良区の事務量でございますが、具体的にどのような仕事をしているかということにつながっていくのではないかと思いますので、そこら辺の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、土地改良事業につきましては、平成29年度塩田地区の浅層暗渠工事を最後にすべて終了しております。

しかしながら、土地改良区は多くの土地改良施設を所有しておりますので、これらの日常的な維持管理に必要となる原材料支給の対応、占用加工申請の許可業務、土地改良施設に係る補修工事の外注事務、また、今回の7月豪雨のような災害に伴い被災した農業用施設の復旧に係る対応や、地元調整などがあります。加えて、パイプラインやポンプ施設など土地改良区が所有する水利施設の多くは老朽化が進んでおり、今後、長寿命化計画の策定や、施設自体の更新を進めていく必要があります、こうした事業の支援も光市土地改良区合同事務所が担っていく必要があります。

このように、光市土地改良区合同事務所は、ほ場整備事業に伴い結成された土地改良区を支援する組織ではございますが、事業完了後も農地及び農業用施設の安定的な利用が図れるよう、維持管理事業を進めていかなければならないこととなりますので、光市としても、これらを支援することを目的として補助金を支出しているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

要は、事務量があるかないかと、こういう質問をしたんですが、例えば島田川土地改良区は解散をしましたよね。現実的には今、ちょうど林のところの浄水と一緒に施設でポンプでくみ上げて、給水しているわけですが、もう誰が考えても何十年もたって、その配水そのものがやりかえにゃいけないような時期にも来ているけれども、持ち物は誰のかと言ったときに、土地改良区が解散するときどういう形になったのかということが、よくわからないんで、個人のものなのか、市のものになったのか、その辺のところもわからない。

あるいは、この光市土地改良区合同事務所が引き受けたのか。そのあたりのところはどんなですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

委員お尋ねの川西地区用水路の件でございますが、解散に伴い、当時、島田川土地改良区が所有していた土地改良施設の一部が、市の方へ引き渡されておりますが、この用水路につきましては、その中に含まれておりません。このため、用水路の所有者につきましては、用水路を利用している方のものということになっております。

しかしながら、この用水路の延長は約1.7キロあり、一部、県道の中に埋設されているなど、個人が管理できるようなものでないことは、光市も認識しております。

平成26年度、老朽化した水路施設を調査する国庫100%の補助事業を活用し、全線調査を実施した結果、これまで不明となっていた川西用水路のルートなどについて、水路の高さ、位置等が明らかとなり、また、老朽化の状況を判定しましたところ、相当に老朽化が進んでいる状況を確認しております。

何れにしましても、この地域で、今後も、農業は継続され、これらの用水路は利用されていくこととなります。これらを今後も利用していくためには、施設の更新を行わなければなりません。現状は、工事の実施に受益者分担金を伴うということもあり、関係者間で話し合いが進んでいない状況となっております。

市といたしましても、これだけ大規模な土地改良施設を維持管理して行くためには、土地改良区が必要であるとの認識を持っており、今後、川西用水路の維持管理を担う土地改良区の結成も視野に、現状、地元関係者と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

恐らく大変な時期に来ておる。農業そのものが大規模化という中で、水がなきゃそりゃ何もできませんので、そういった意味合いではしっかり対応していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたらと思っております。

例えば、要は、そうは言いながら土地を持っている人と、それから組合でやるのか何でやるのか、農業をやっている人との対応ですから、しっかりと対応していただきたらと思っております。

それから、有害鳥獣の話をちょっと前にさせてもらったと思うんですけども、決算で言っても奨励金のそのものが減ってきている。捕獲頭数も減ってきている。しかし、実際には今、イノシシについてはすごい増えている状況なんです。その状況が今、主要施策の成果で言えば、いや、ちゃんと効果はあると。効果はあるというのは、農業被害については減少をしているからと、こういう話になるんだと思うんですが、もうほとんどの地域で諦めている、イノシシについて。諦めているから農業被害も申告もしない。こういう状況は続くと、もう全くその、要は小規模農家というか、農地が余り大きく持っていない方については、もう一切手つかずということになると、今、私のところでも中山間地でも用水路が荒れたりすることで、最終的には民家にまで被害が出てくるんです。そのあたりをやっぱり、単にイノシシだけの問題じゃないんだという考え方で、その有害鳥獣を整理をしていただきたいんです。どんなですか。

いろいろやっているのはわかるんです。わなもちょっと大型にしたし、たくさん配置もしていますし、塩田のほうじゃいっぱいイノシシまでとっていただいていますからね。

そうは言いながら、全体的にはそんなに広まっていないんです。それをどういうふうにして捕獲件数を増やすか。最近、いろんなことを言われるのが、その里山をつくったらイノシシが入ってこないというような、山の手入れをなさいと、こういう話なんです。そういうことについても何かこう目先を変えた支援ができるのかどうか。難しい話になったかいね。

○弥益農林水産課長

捕獲、防護、個体数を管理するという事で鳥獣保護管理法に基づいて日々業務に当たっています。捕獲隊が光市内には3隊ございます。今、狩猟期であり、11月から3月までは、狩猟免許保持者が山に入って狩猟している現状です。しかしながら、市街地で活動が活発化しております。

住宅街で当然のごとく猟銃を打つことはできませんし、人家に近い場所でわなをかけることも難しいというのが現状です。その辺の対策に関しては、委員さんおっしゃられますように、寄せつけないという防護の面を山口県森林づくり県民税を活用した緩衝帯の設置事業を引き続いて行ってまいりたいと思っております。

この度も塩田地区で法人との協定のもと、緩衝帯づくりを行っているところです。

それと、従来より、民間の有資格者と手を結んだ形の本当の意味での実施隊の編成等、3つ挙げました捕獲、防護、個体数の管理を一緒になって進めたいと思っております。

おっしゃられますように、山から里山、山と人の住処の境がもうわからなくなっている状態ですので、出前講座等を通して少しずつ地域に入って、お話を広げていきたいと考えています。

以上です。

○河村委員

猟友会の皆さん、捕獲隊の皆さんとも協議をしたことがあるんですけども、わなを仕掛けたりすることが結構大変だと。いろんな大変なことはよう理解ができるんですが、住宅街にそのイノシシが出てくることを思えば、やっぱり努力を怠るわけにはいかないんで、そのために、今の里山整備をしたり、わなをかけたりというところで、その対応を必要とされているんで、年間300頭近い目標を立てれば、やっぱりその程度の捕獲はいるんだろうとこう思いますので、減った分ほどは個体が増えています、確実に。だからそのあたりの対応をしっかりとっていただけたらと思いますので、ましてや通報があったりしたときには、結構素早く対応をしていただいて、要は住民の声に応えられるような体制づくりというのは必要だと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

それから、栽培漁業協会というか、今、昔栽培漁業センターを置いてあったところの水槽があったところ、民活というか、要は売ってというその話を本会議でちょっと聞いてびっくりしたんですが、今、アワビの養殖をやっているところは補助事業で、水槽があったところは市の土地だと、こういうお話をされたんですが、あそこで例えば民間事業者がそういう魚の加工をする場合に排水なんかはどうするの。

○弥益農林水産課長

汚水に関しましては、栽培漁業センター用地の北側の市道江ノ浦沿岸線に汚水本管が布設されております。そちらのほうに接続ができるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○河村委員

それは、下水道のことを言いよるの。ああそう。

それから、従前はあそこで栽培漁業をやっておったわけですが、今は本場が上関ということになって、上関のほうで栽培漁業をやっておるんだと思うんですが、ずいぶん前に見に行ったとき

に、フグとかあるいはクルマエビというような話をされていまして、始めるときには今のそういったクルマエビとかフグとかいうのは、病気にかかったときにもう大量に死亡するということからやるまいというような話もあったんですが、当然、もううちの声が届く状況じゃありませんから、今はそういうふうにやられておるようですが、当時の出資金とかいうのはどんな今状態なんですか。当時のままなんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○弥益農林水産課長

決算書の293ページに記載しております出捐金250万円でございます。権利を保有しているところでございます。

○河村委員

協会のほうへ、どの程度栽培漁業についての意見陳述というか調整ができるんでしょうか。

○森重副市長

光・熊毛地区栽培漁業協会でありますので、光市並びに熊毛郡の1市3町並びに当該漁業協同組合が理事として入っておるわけでありますから、毎年度その事業計画並びに決算も当然その理事会等で諮られているわけでございます。そこには、市長が参加をしまして、一定の意見を述べているところであります。

○河村委員

理解はしました。最近は、その栽培漁業に対する恩恵にどこまであずかっているのかなというような気持ちがありますので、ぜひ単なる漁業者向けだけじゃない、市の行事としてのアピールもどこかで必要だと思っておりますのでよろしく願いしたらと思います。

それから、この間、今の栽培漁業センターがあったところの用地に行ったときに、沖に繫泊といますか、繫船をしていたんです、たくさん。あそこ、通常の室積漁港、あるいは江ノ浦、それから今の栽培漁業センターの沖というような格好で、管理運営というのはどういうふうな状況か、教えてもらってもいいですか。

○弥益農林水産課長

現状プレジャーボートが泊められております。こちらに関しましては、地区の漁業者とプレジャーボートのルール適正化に向けて、協議をしているところです。

○河村委員

通常、プレジャーボートの繫船については、今やるところがない状況の中で、何か漁港をそういう向に持っていきたいというような話も一般質問で聞いたりしたんですけども、それが果たして適当なのかどうかということを含めて、今の栽培漁業センターの沖の、要は船を泊めることについては全く問題ない。

○弥益農林水産課長

こちらに関しましては、整理に向けて進めたいと思っています。
以上です。

○河村委員

整備に向けて進めたいという、ちょっと意味が理解できんですが……、整理をする、わかりました。整理じゃろう、わかりました。

何か、ああいうものは最初にこう泊めてしもうたら、もうわしの権利者じゃというようなことで、最後は押し切ったりするんで、そういうことがないように、早急に対応していくことが大事だと思いますので、ぜひ整理をしていただけたらと思います。

長くなりますので、きょうはこの辺に。

○田中委員

3点ほど大きくあるのでお願いしたいと思います。

1つはまず、地域公共交通網形成計画に関わるところで、何点かちょっとお聞きしたいんですが、先の一般質問で光井、室積そして島田駅から病院への乗り換え無しの便を通すというようなお話があって、先ほど河村委員のほうからの質問で協議中だというお話もあったんですが、これについて少し説明をいただけたらと思うのが、直行便なのか、それとも途中で乗り降りできながら病院へ向かう便なのかというところを教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

先ほど申しましたように室積、光井方面から病院へ、島田駅方面から病院へ、途中で乗り換えることなく公共交通で直接病院に向かうことができるように協議を進めているところでございます。

以上です。

○田中委員

今の答弁からだ、考えると、直行便であれば現在利用見込みが何人いて、何人いたらペイできるからこういったものを通すんだというものが必要になるのではないかという説明が多分必要になるんですけど、途中で乗り降りしながら病院に向かう便だということであれば、病院だけが目的ではなく、そのいわゆる島田駅からだと島田川右岸の右の方たちも、例えばイオンのショッピングセンターも活用できて、日常の足の確保のために整備するものなんだという、地域公共交通網形成計画の中での目的にかなっていくかと思うんですが、病院のためだけなのかというところで、ちょっと理解を深めるために説明をいただけたらと思います。

○吉本経済部長

不特定多数の方が利用できる路線バスを考えております。
以上でございます。

○田中委員

わかりました。路線バスということで理解しました。いいものが出てくるのを楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ぐるりんバスについて、4月1日から路線を変更しますということなんですが、どのように変わるのか、ルートが浅江の6丁目、7丁目のあたりを回りつつ、マックスバリュの辺も通りながらということで、距離も伸びたりとか便数も減るといってお話でお聞きしているんですが、実際1周どれぐらいのルートになるのか。右回り、左回りでお聞かせいただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

ぐるりんバスにつきましては、平成31年5月の新光総合病院の開院に先立ち、4月から新病院への乗り入れを始め、現在公共交通の運行がない浅江6丁目、浅江7丁目、そして浅江ショッピングセンター付近を通るルートに変更する予定となっております。

運行便数は、平日右回り、左回りそれぞれ3便の合計6便。土日・祝日は右回り2便、左回り3便の合計5便となる予定となっております。

以上です。

○田中委員

それで、先ほどルートが伸びるということで、1週の時間が延びるとは思うんですけど、例えばちょっと教えていただきたいんですが、今の光総合病院が移転して、いわゆる浅江6丁目、7丁目の方たちが光総合病院に行こうと思ったら、今のルートで行くと左回りでぐるっと回っていくようなものが想像できるんですが、例えば光駅を経由して右回りで行ったときに、どれぐらいの時間の差があるのか。距離で言ったら右回りで乗ったほうが近いのではないかと思います。そのあたりの時間をお示しいただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

浅江6丁目、7丁目など、今度延長になる辺りに住まわれている方が新病院に行くには、まず、右回りに乗っていただくためには筒井のバス停まで歩いていただくこととなります。また、左回りだと時間は要しますが、光ショッピングセンター辺りから新病院まで行くと、おおよそ30分程度かかろうかと思います。

以上です。

○田中委員

すいません、ちなみに筒井から右回りで病院まで行くと何分になるんですか。

○芳岡商工観光課長

筒井からの間は、おおよそ15分程度と思われます。

○田中委員

わかりました。そうしたら、倍ぐらい違うということなんです。基本的にはもう利用者の選択という考えにはなるかと思うんですけど、想定として思ったのは、右回りで行くと、光駅まで右回りで乗って行って、またそこから右回りで病院に行ったほうが近いのかなというようなルートも考えられて、ただ、この場合になると2路線分乗らないと行かないので、お金を倍払わないといけないというような話もあったので、今後4月から実際に利用するようにはなるんですけど、その辺りは利用者のほうで課題が見えたら改善しながら取り組んでいただけたらと思いますので、始まってからまた様子を見ながら、地元の方たちの声も聞いていきたいと思います。

もう1つ、利用促進という部分で市営バス、今の大和の市営バスについてお聞きしたいんですが、以前から回数券の購入が光の本庁か大和支所のほうじゃないと買えないという部分があって、しかもお金を1回支払いに行って所管のほうに行かないといけないというようなものがありました。実際には、ここに買いにくるためにバスの回数券1枚買わないといけないから意味がないじゃないかとか、平日の昼間にどうやって来るんかというようなお話もあったんですが、その辺で何か改善されたというようなお話もちょっと聞くんですが教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

市営バスの利用につきましては、市営バスの運行事業に関する条例に基づいて使用料を納付していただくこととなっており、その種類と額も同様に条例の中で普通運賃、定期、回数券として規定されております。また、定期券、回数券といった乗車券の販売場所は同条例の施行規則に市役所及び大和支所と規定されているところでございます。

これまでは、議員仰せのとおり、回数券をバスの車内で購入することができず、利用者から車内での購入を希望する声が寄せられておりました。これらを踏まえ、市が運行を委託している事業者と、自治法施行令に基づくバス使用料の徴収事務委託や事業者との委託契約書に記載される歳入徴収する場合の領収書の発行に関する確認、金券である乗車券の保管方法、つり銭の準備、領収書が必要な場合の対応、さらに、乗客が車内を移動する際の安全確保や周辺の交通状況に配慮しながら販売することなど、多岐にわたって協議を行い、一定の合意が得られたことから、必要な規則の改正等を行って今月初めより回数券の車内販売を開始したところでございます。

参考までに申しますと、事業者の確認をしたところ、早速車内購入をされる方がいらっしやうたと聞いております。

以上です。

○田中委員

かなり御苦労されて、この導入をされたということなので、私も全然知らなかったんですけど、この導入をされたのを、ぜひ、多くの方に知っていただいて利用促進につながればと思いますのでよろしく願いいたします。

そして、もう1つ、光ブランド創出事業の進捗状況についてお聞きしたいんですが、今年度の目玉の事業と言ってもいいかなと私は思っているんですけど、先日も1点対象事業の商品化ということで記者発表が行われたみたいですけど、その進捗状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業の進捗状況につきましては、本年6月に土産品を開発しようとする事業者やパッケージなどの企画デザインを行うデザイナーを対象に、セミナー名刺交換会を開催したところでございます。

その後、6月から7月まで交付申請を受け付け、8月の審査会を経て9月に交付決定をし、現在それぞれの事業者において商品化に向けた取組みがなされているところです。

そのうち1件、東荷の出穂ファームさんが取り組まれた完熟白イチジクを用いたジャム、商品名「HIKARI」が商品化され、実績報告がなされるとともに販売開始されたところでございます。

引き続き、他の案件についても進捗状況の確認、把握をしながら実績報告の提出を待っているところでございます。

さらに、土産品として、更なる価値を付加するために、優れた商品のブランド認定を行い、商品PRに取り組むこととしており、こちらにつきましては詳細がまとも次第お示ししたいと考えております。

以上です。

○田中委員

ちなみに、9月に決定したということなのですが、何点ぐらい決定されたのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

新規開発が4件、既存商品の改良1件の申請がございまして、審査会で審査を行った結果、全てを交付決定したところです。

以上です。

○田中委員

それで、1点お聞きしたいんですが、かねてから地場産センターの補助事業というものがあつたんですが、せっかく光の支援制度だから、その支援制度を使いながらやっていきたいと思ながら地場産センターのほうを断ってチャレンジする中で、ちょっと制度が色々変わったので結局光の活用も諦めたというようなお話も耳にしたりもするんですが、これ地場産センターとの補助制度との違いというのは、どういった優位性があつたのでしょうか。今回、光市の補助制度は。

○芳岡商工観光課長

地場産センターでも、本年度から土産品開発の事業に取り組まれているところでございますが、本市のほうは商品名に「光」を入れるということ、また新たな商品そのものの開発だけでなく、デザインやパッケージの変更にも力を入れていただきたいという取組みをさせていただいているところでございます。

また、先ほども申しましたが、ブランド認定におきましても、周南ものづくりブランドは、食べ物やその他工業製品も認定されますが、私どものほうはお土産品に特化したものとしてブランド認定をしていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

ぜひ、優位性が出るように取り組んでいただけたらと思います。

そしてまた、生産者のほうにとってはこの年末というのは特にふるさと納税の時期でもあって、あそこに紹介かどうかで大きな違いがありますので、その辺も連携しながら取り組んでいただけたらと思います。

最後に、すいません、1点、ふるさとまつりについて、最後お聞きしたいんですが、今回おたろう君が初お披露目ということで、凱旋公演をされたんですが、その目的についてお聞かせいただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今年度のふるさとまつりでの猿まわし公演について、説明をさせていただきます。

本公演につきましては、周防猿まわしの会とさまざまな協議を行っていく中で、塩田出身芸猿のデビュー公演の話となりまして、大和地区で行われておりますふるさとまつりの際の公演をデビューに充てるという話で進めたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

すごく好評だったとお聞きしております。それで、光が発祥の地で無形民俗文化財ということもありますので、引き続き、できれば毎年開催していただけたらと思いますので、お願いしまして終わります。